

古代日本語における漢字の意味用法の受容  
——漢文訓読語への影響を中心に——

文学研究科博士後期課程国文学専攻

2019年度 3601

胡 鴻洋

## 目次

第一章 本研究の目的と方法	1
一 研究背景と目的	1
二 用語の整理	4
三 先行研究と本研究の位置づけ	6
四 本研究の方法と構成	11
第二章 「即」から時間副詞「スナハチ」へ ——和文と和漢混淆文での受容を中心に——	15
一 はじめに	15
二 用法の分類	16
三 漢文における時間副詞「即」	16
三・一 仏典における時間副詞「即」	17
三・二 漢籍における時間副詞「即」	18
四 中古和文における時間副詞「スナハチ」	20
五 『今昔物語集』における時間副詞「スナハチ」	25
六 おわりに	28
第三章 「偏」から副詞「ヒトヘニ」へ ——副詞「ヒトヘニ」の用法と文体——	31
一 はじめに	31
二 訓点資料における「ヒトヘニ」	31
三 平安和文における「ヒトヘニ」	35
四 和漢混淆文における「ヒトヘニ」	39
五 おわりに	43
第四章 「敢」から副詞「アヘテ」へ ——「アヘテ～打消表現」の否定強調用法の発生と定着——	46

第一節 『日本書紀』における「敢」の用法	46
一 はじめに	46
二 漢文における「敢」	47
二・一 「敢」の用法の分類	47
二・二 漢文における「敢」の用法	50
三 『日本書紀』における「敢」	51
三・一 『日本書紀』における「敢」の概況	51
三・二 『日本書紀』における「敢」の用法	54
四 『日本書紀』における「敢」の特徴	57
五 おわりに	60
第二節 否定強調を表す「アヘテ～打消表現」の発生と定着	62
一 はじめに	62
二 『萬葉集』における「アヘテ」	62
三 平安和文における「アヘテ」	66
四 和漢混淆文における「アヘテ」	71
五 訓点資料における「アヘテ」	78
六 おわりに	81
第五章 「塞」から動詞「フサグ」へ	
—「フサグ」と「フタグ」の用法と文体—	87
一 はじめに	87
二 訓点資料における「フサグ」	88
三 訓点資料と和文における「フタグ」	91
四 同一訓点資料における「フサグ（フサガル）」「フタグ」	93
五 和漢混淆文における「フサグ」「フタグ」	96
六 おわりに	98
第六章 「設」から動詞「マウク」へ	
—「マウク」における漢字「設」の意味用法の影響—	102
一 はじめに	102

二 『萬葉集』における「マク」「マウク」	103
三 漢文の「設」と訓点資料の「マウク」	105
四 平安和文における「マウク」	110
五 和漢混淆文における「マウク」	114
六 おわりに	119
第七章 まとめと課題	123
一 本研究のまとめ	123
二 本研究の意義と今後の課題	126
参考文献	128
初出一覧	133



# 第一章 本研究の目的と方法

## 一 研究背景と目的

古代日本人は中国大陸から将来された典籍を漢文訓読で学習した。漢文訓読とは、漢文を基本的に逐語訳し、漢字の意味を表すために中国語にない活用語尾や助詞を読み添えて、漢文の語序を日本語に即した順に読み下すことであり、広義的に言えば、漢文を日本語で読解する翻訳のような作業である<sup>1</sup>。漢文訓読は中国、日本、韓国、ベトナムに地域と言語を超えて共通して見られる現象である。近年、漢文訓読の研究に関する国際プログラム、国際共同調査などがさまざまな形で実施され、漢文訓読は、東アジア漢字文化圏の中で捉える動向が見られる。漢字文化圏とは、漢字・漢文文献が現存する、あるいは、かつて存在した地域、すなわち、中国及び日本、韓国、ベトナムなど中国周辺諸国のことである（小助川2015）。これらの地域には漢字文献のほか、中国の律令制度、仏教・儒教の思想文化、言語なども深く浸透している。こういう東アジア漢字文化圏の史の実像を究明するためには、中国及びその周辺諸国に共通して見られる漢文訓読はどのようなメカニズムで成り立ったかを問われるべきである。

日本の漢文訓読のメカニズムの研究は、訓点資料の加点と漢文本文との関係性を中心に行われている。なぜその和訓がその漢字に施されたか、ある訓点資料がどのようなプロセスで成立したか、漢文訓読の方法は時代が下るとともに、どのように変化したかなどの研究が多くなされている。また、日本語内部で漢文訓読のメカニズムが明らかにされたうえ、東アジア漢字文化圏という国際的な視点で、漢文訓読が行われていた朝鮮語、ベトナム語、中国語と比較し、言語類型と加点との関係、加点の類似性と訓読加点のプロセスなどを考察することを通して、各言語に共通する漢文訓読の要素、特徴と各言語に独自に存在する漢文訓読の要素、特徴を明らかにすることが行われている。

また、各言語はどのように漢文訓読という作業を支えていたかも考察されるべきである。こういう問題意識を研究の出発点としたわけではないが、ジスクは、これまで、話しことば・表音文字を媒介とする印欧諸語間に行われた言語借用研究に注目し、言語接触の立場で、和語の意味拡張の原因を漢文訓読による意味借用に求め、日本語における漢字・漢文からの借用形式の体系化を試みた。ジスク（2021）による漢字・漢文借用形式の分類を【表1】に示す。なお、漢字・漢文借用形式の分類はジスク（2017）、ジスク（2021）にやや相違が見られ、まだ試行錯誤の段階のようである。

【表1】ジスク（2021）による漢字・漢文借用形式の分類

		語彙	音韻	形態統語	意味	文体	書記体系
一次的	輸入	借用語	借用音	借用接辞		借用文体	借用文字
			借用音素				
			借用音韻配列				
	模倣	翻訳借用句		派生借用語	借用義		
借用成句	借用統語						
二次的	混成	混種語				混成文体	混成書記体系
	新造	新造語	新造字音	新造形態変化	新造義		新造文字

ジスク（2009、2010、2012、2015、2017）の一連の研究は、【表1】に下線を引いた借用義を中心に展開されたものであり、「写」と「うつす」、「著」と「あらわす」、「明」と「あかす」などの例を対象に、和語の意味拡張の原因が漢字の訓読にあることを論述したうえ、啓蒙や学問、書記行為など日本固有に存在しなかった文化概念を表す際に意味借用が起りやすいことを指摘している。また、【表1】に示したように、日本語において、意味の面に加えて、語彙、音韻、形態統語、文体、書記体系という面にも漢字漢文からの借用が見られる。【表1】から古代日本語の漢文訓読で行われたと思われる漢字漢文の借用形式を抽出すると、【表2】のように示すことができる。

【表2】古代の漢文訓読における漢字漢文の借用

借用形式	借用分野	借用対象と用例		
一次的借用	輸入	語彙	借用語	一（漢数詞）、如来（仏教用語）、律（律令用語）
		形態統語	借用接辞	不（接頭字「不〜」）、卷（接尾辞「〜卷」）
		音韻	借用音	そり舌音、声門音など（一部の位相に限られる）
			借用音素	喉内鼻音韻尾/-ŋ/
			借用音素配列	舌内鼻音韻尾/-n/、唇内鼻音韻尾/-m/、開拗音
	模倣	語彙	翻訳借用語	彼此（かれこれ）
			借用成句	至心（いたれるところ）
		形態統語	派生借用語	恐（おそる→おそるらく）
			借用統語	所（ところ：場所 → 受身の名詞化辞）
		意味	借用義	写（うつす：移動する意→書写する意）
二次的借用	混成	語彙	混種語	誕生（誕生す）

注：用例はすべてジスク（2021）から引用した。

【表2】に示したように、古代日本語の漢文訓読では、借用分野に見られる語彙、形態統語、音韻、意味という四つの面において、借用が発生していた。ジスクによる漢字漢文借用

形式の分類の研究は、語彙、音韻、形態統語、意味という四つの面において、日本語はどのように自身の姿を変えて漢文訓読の作業を支えるか、すなわち、日本語の立場から漢文訓読のメカニズムを解明する点で注目すべきものである。

漢文訓読のメカニズムを明らかにするためには、中国周辺諸国の言語の立場に立つ研究のみならず、漢文訓読の源である中国の言語、すなわち、漢字の立場に立つ研究も必要であると考えられる。漢字は漢文訓読を支えることができた理由としては、漢字が表意の性質を持つこととか、中国語が孤立語であることとかが挙げられている<sup>2</sup>。これに加えて、漢字の意味用法は漢文訓読の作業を支えたかを確認する必要があると考えられる。西嶋（1983）は東アジア世界を構成する指標として、漢字文化、儒教、律令制、仏教の四つを掲げて、そのうちの漢字文化について、

このうち（筆者注：漢字文化、儒教、律令制、仏教のうち）、漢字文化は中国において作製された文字である漢字が、中国において使用されるのみならず、これと言語を異にし、しかもいまだ文字の使用を知らない隣接諸民族に伝来され、これによってこの世界における相互の意志伝達を可能ならしめるとともに、またこれによって中国の思想・学術の伝播をも可能としたものであって、つぎの儒教・律令制、仏教の三者はいずれもこの漢字を媒介としてこの世界に拡大されたものである。（下線は筆者による。）

のように述べている。これは、儒教、律令制、仏教という三つの指標を支える漢字文化を表意の面から高く評価していると考えられる。また、啓蒙や学問、書記行為など日本で固有に存在しなかった文化概念を表す際に、訓読による意味借用が起りやすいというジスキの指摘からも、漢字の意味用法が、漢文訓読において、日本語に固有の形で存在しない概念を表すために大きな役割を果たしていると推測できる。東アジア漢字文化圏の史実像を究明するために、漢字の意味用法がどのように中国からその周辺諸国へ浸透したか、どの意味領域が浸透しやすいかを問われるべきであると考えられる。

古代日本人は、音読、または、訓読（ときどき翻読）で漢文を訓んでいた<sup>3</sup>。したがって、漢字漢語の意味用法は字音語、または、漢文訓読語の形で日本語に入った。そのなかで、日本語における字音語の受容実態に関する研究の貯蓄がある程度なされたのに対して、漢文訓読語は、個別の語について、語史的な研究はあるものの、その数はいまだ少なく、さらに研究を積み重ね、総合的な観点で受容のありかたを捉えていくことは、今後の課題である。

以上に述べたような研究の現状にもとづき、本研究は、東アジア漢字文化圏の視点で、古代日本語における漢文訓読語の史実意味用法を調査・記述し、古代日本語における漢字

の意味用法の受容実態を明らかにすることを目的とする。

## 二 用語の整理

漢文訓読に用いられた語は立場によって、研究者の間に呼び方が異なっているため、用語を整理して、本研究に使う用語を定義する必要がある。

「訓点語」は『国語学辞典』『国語学大辞典』『日本語学大辞典』のいずれにも項目として収録されている。「訓点語」の項目は『国語学辞典』に「位相語。漢文を訓読する時の言語。訓点によって書記されているもの、漢文訓読文として書き下しになっているものに現れている言語。(築島裕執筆)」、『国語学大辞典』『日本語学大辞典』に「漢文の訓点によって記されたことばの意であるが、中世以前の古点本についていうことが多い。又訓点本に限らず、古辞書の和訓その他広く漢文訓読に用いられたことばをさすこともある。(築島裕執筆)」とある。「訓点語」については、『国語学辞典』において、「位相語」として捉えられ、その範囲は漢文を訓読する時の言語、すなわち、訓点本のことばに限定されていたが、『国語学大辞典』では、「位相語」という記述が見られず、その範囲は訓点本以外の資料にも広がることから、「訓点語」という用語は、定義を修正されつつ使用されていた経過が見られる。「訓点語」という用語は、『国語学辞典』に項目として収録される前に、遠藤(1952)、中田(1954)による使用が見られる。そのなかで、中田(1954)は『古点本の国語学研究 総論篇』(66頁、68頁など)に「訓点語」を「訓読語」とともに区別なく使用した。

その後、築島(1963)は、「訓点語」という名称により、漢文訓読の言語の研究資料は訓点資料(訓点本)に限る誤解を招く恐れがあることを反省し、仮名書き読下文、仮名文学作品に引用された漢詩文、古辞書・音義書、変体漢文などその他の形式で現れる漢文訓読の言語の研究資料をもすべて含ませるために、『平安時代の漢文訓読語につきての研究』初版では、漢文訓読に用いられた言語を「漢文訓読語」または「訓読語」と呼んだ。そして、「訓点語彙」は常に「訓点資料」とともに現れており、訓点資料に限られた漢文訓読の語の語群を指すと理解されるようになった。また、築島は訓点資料特有の語を明らかにするために、『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝』『源氏物語』の語彙を照らし合わせて、「A 源氏物語に見えないもの」「B 源氏物語にも見えるが、用法や用例が限られているもの」「C 源氏物語にも見えるもの」という三つに分け、そのなかのA、B類に属する語を「訓点特有語」と提唱した。いっぽう、築島(1969)は『平安時代語新論』で同義異形態を持

つ和文作品の語、訓点資料の語をそれぞれ「和文語」「漢文訓読語」と称している。もともと訓点資料など多種類の資料に現れている語を指すと規定されていた「漢文訓読語」は、訓点資料特有の語を表すことに用いられてしまい、築島においては、「訓点特有語」「漢文訓読語」との両用語の使用上の混乱が見られる。そのうらに、漢文訓読に用いられた語が独自性を有する言語形態として、築島をはじめ研究者に研究対象に取り入れられた当初、「訓点語」に対する定義は不十分であったという事情が存していると考えられる。

近年の研究では、ジスク（2010）は、漢字から意味を借用した和語を「意味の上の漢文訓読語」と呼んでいる。近藤（2011）は観智院本『類聚名義抄』の総異なり語彙から『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝』の総異なり語彙を引き算して残った語彙は、仏典訓読の中に使われにくい、和文や漢籍等の訓読には用いられていることがあるところから、「漢籍訓読専用語」と認めている。田中（2013a）は変体漢文の文体的性格を測る手段として用いられた、和文と漢文訓読文の両方に存在した語を「文体間共通語」と称している。すなわち、漢文訓読に関する用語は、多様な側面から性格づけをなされている。

また、従来「漢文訓読語」あるいは「訓読語」と呼ばれてきた語は〈漢〉の要素の測定指標として和漢混淆文の文体研究に用いられている。しかし、「漢文訓読語」あるいは「訓読語」と呼ばれてきた語のすべてが漢文訓読の原理により生じた語ではなく、上代から残存した古語もあり、和漢混淆文の〈漢〉の要素の測定指標として用いられたのは必ずしも適切ではない。このように、和漢混淆文の〈漢〉の要素を測定するための特徴的な指標を洗い出すために、従来「漢文訓読語」あるいは「訓読語」と呼ばれてきた語の範囲を縮小する必要がある。このような必要性を意識した山本（2017）は、訓読に用いられた語の時代、漢文訓読の研究資料の性格、王朝仮名文学作品の数に制限条件を加え、「訓点語彙」「訓点語」「訓点特有語」を再定義し、平安時代の訓点資料に見える語彙を「訓点語彙」と称し、個々の要素（語）を「訓点語」と呼称し、平安時代の訓点資料に用いられ、かつ指定した21種の王朝仮名文学作品には見えない語に「訓点特有語」を呼ぶことを提唱したのである。

以上のように、研究者は自分の研究の都合上、用語を変える場合が多く見られる。山本が提唱した「訓点語」「訓点特有語」、築島が提唱した「和文語」と対立して捉えられる「漢文訓読語」との関係は、「「訓点語」の範囲>「漢文訓読語」の範囲>「訓点特有語」の範囲」のようにまとめられると考えられる。築島のいう「漢文訓読語」という用語は和文語と対立して捉えられるものの、定義上は「訓点特有語」より幅が広く、和文にも一定の条件で用いられている語を含んでいる。本研究では、このような漢文訓読に特有とされなが

ら、和文にも用いられる語に着目し、その中に漢字の意味がどのように影響しているかを論じていく。本研究では、築島の言う「漢文訓読語」は、「和文語」と対立して和文に多少用いられており、漢文訓読文に比較的に多く用いられる語として用いる。

### 三 先行研究と本研究の位置づけ

漢文訓読に用いられた語を対象とする研究は早くなされたが、初期の段階では、訓点資料に上代古語が残存しているという山田の指摘を受け、『萬葉集』の語釈に役を立てたり、中古以降の音韻・文字・語法・文体などの変遷を究明したりすることを出発点とする研究が多く見られる。漢文訓読に用いられた語が独自性を有する言語形態として注目された本格的な研究は築島（1963）からである。築島は訓点資料の性格により、漢籍、仏典などを区別しつつ、語彙、文法、訓法などさまざまな方面から検討を加え、漢文訓読に用いられた語がどのような特徴をもつか、国語史上にどのように位置づけられるのかに研究の重点を置いた。特に、平安時代の語彙を文体の面から漢文訓読語と和文語に分類したという築島の指摘は、その後の漢文訓読語研究の土台をなしており、高く評価されている。漢文訓読語の研究は、位相、和文作品における位置づけ、『萬葉集』における位置づけ、文章文体研究などさまざまな面から展開されている。次にそれらを内容ごとに整理する。その際、先行研究における漢文訓読に関連する用語については、築島に従い、「漢文訓読語」という用語に統一する。

漢文訓読語の位相の検討が早くなされてきた。漢文訓読語の位相は、遠藤（1952）は「男性語」として説いたが、築島（1963、1969）はそれを認めず、「当時の口語に遠く」「訓点語は漢文をよむ時の言語」「一種の文章語」「漢文訓読の語は文語的」と位置づけをしている。その後、平安時代の漢文訓読語が文章語であるという大きな枠組のしたで、漢文訓読語は文章語以外の、日常会話語、男性語などの位相語の性質を有するか検討がなされている。漢文訓読語が口語的な性質を有する、あるいは、漢文訓読語に日常会話語と見るべきである語が存するような指摘は築島（1970）、関（1983）、田中（1990）、森脇（2006）などに見られる。築島（1970）は、漢文訓読と深く関係すると言い切れない『蜻蛉日記』などの和文作品に見られる「ヨウヤク」「ゴトシ」「クシテ、ズシテ、ニシテ」「シム」「ラ」などの例は一般口語的な性質によった可能性があるとしている。関（1983）は、主に訓点資料に用いられる「一ム」型動詞は稀に和文作品に見られることから、当時の日常的用語であると推測している<sup>4</sup>。田中（1990）は、和文作品における漢文訓読語とされる動

詞の出現状況を調査して、貴族の会話文に現れる「イマス」「シタガフ」「キタル」などの漢文訓読語は会話語と認めてよいとしている。森脇（2006）は、平安和文の漢文訓読語「ゴトシ」の意味用法を考察し、男性会話文にも地の文にも用いられている「ゴトシ」には「文章語」的用法のほかに、「日常語に近い」用法をも持つとしている。また、個別の漢文訓読語が男性語であることは山本（2013、2017）に指摘がある。山本（2013、2017）は、「キラフ」は上代宣命や一部の訓点資料に見られるが、平安和文に見られず、平安鎌倉時代の漢字表現の場において、長く特定の訓字との定訓化もなかったことから、上代及び平安時代の「キラフ」を男性語と推測している。このように、平安時代において、漢文訓読語の位相は複雑で、複数種類の位相の重なりのようなのである。

また、漢文訓読語の位相は鎌倉時代に下ると、平安時代と比べ、どのように変化したかという点についても、研究がなされている。鎌倉時代の和文、消息文に一部の二形対立とされる漢文訓読語、和文語が区別なく使用されていることは、東辻（1987）、井上（1988）、金子（1999、2000）によって指摘されている。東辻（1987）は鎌倉時代和文における二形対立語の使用実態から、「（筆者注：鎌倉時代の和文に見られる二形対立語の使用は、）文章作者の性別による区別は殆ど意味を持たないことである」と述べ、二形対立語の使用相違と性差との間に関連がないとしている<sup>5</sup>。井上（1988）は、西方指南抄における打消の助動詞「ザル・ザレ」「ヌ・ネ」の使い方を調査して、「ザル・ザレ」「ヌ・ネ」の用い方は「消息文の相手の身分の上下、有智・無智、男女の性別とは無関係である」と指摘した。金子（1999、2000）は、平安末期と鎌倉中期の、直筆の伝存する女性書写の平仮名書状としては、子供が修学している比叡山の師に宛てられた為房妻の書状、末娘に差し出された恵信尼の書状を取り上げ、そこに見られる二形対立語とされる漢文訓読語「カタナ」「ゴトシ」「ザル」「ズシテ」「イマダ（～ズ）」「アルイハ」「タマタマ」「フサグ」という八語の多くが、女性を受信者とする親鸞写法然書状にも見られるところから、これらの語が日常生活に浸透している漢文訓読語群であると推測する。いっぽう、鎌倉時代の個別の仏教関係者に見られる二形対立の和文語と漢文訓読語との使用差は、受信者の性差や識字能力等の有識差に関係するとする説もある（金子1998）。金子は、親鸞写法然書状の表記の特徴は法然直筆書状より、漢語は漢字で、和語は仮名で表記するという明確な使い分けが認められる親鸞直筆書状に近いところから、親鸞が法然の書状を書写、編集する際、自分の持つ表記に従って、ある部分を改変したと推測する。さらに、親鸞写法然書状の副詞の分布状況を調査して、二形対立とされる和文語は、有識者の男性に宛てた書状に現れない

が、女性か歴史上名を残していない男に差し出した書状に見られる。それに対して、二形対立とされる漢文訓読語は、二形対立の和文語が現れなかった有識者の男性宛ての書状に複数見られるということを描した。これらの研究のいずれも、平安時代から鎌倉時代へ下っても、二形対立の和文語と漢文訓読語とが同義であるという前提条件に基いたものである。特に金子の一連の研究は二形対立の和文語と漢文訓読語の出現状況のみ調査したものであり、二形対立とされる和文語と漢文訓読語の意味に時代差による相違があるかも確認すべきと思われる。

和文作品に漢文訓読語の存在する原因について、多くの解釈が行われてきた。漢文訓読語使用者が和文では、例外的な存在であり、なんらかの特別な表現効果をはかるために意図的に用いられた、あるいは、作者の漢文の素養により、無意識に使用されたとする説が多く見られる（遠藤1956、関2009など）。遠藤（1956）は『土佐日記』の会話文に用いられる漢文訓読語は意識的に「おかしさ」を狙っての表現として利用されたが、地の文にある漢文訓読語の多くは、無意識のうちに、平素の素養の漢文訓読調が口をついて出たものであるとしている。関（2009）は平安和文の会話文に用いられた漢文訓読語を「役柄語」として捉えた。関によれば、「役柄語」は『竹取物語』『宇津保物語』『落窪物語』『源氏物語』等の地の文には使われず、会話文に限って使われる語であり、その用法としては会話主体が日常的に用いたであろうとされる用法（キャラ語と仮称）と、普段は日常的には用いない主体が様々な緊張した場面で、強い語気・語調で、意図的に発する用法という二つの面がある。漢文訓読語使用者が身分の低いことにより、注目されている『竹取物語』の翁、『土佐日記』の楫取りの会話にある漢文訓読語の使用例については、関はキャラ語と解している。ただし、漢文と深い縁があると言い切れない和文作品に現れる漢文訓読語は、日常会話語の性質を有している可能性があるという築島（1970）の指摘を合わせて考えると、漢文と直接交渉したとされる和文作品に見られる漢文訓読語も日常会話語の性質を持つ可能性があると思われ、すべて特別な存在と解釈してよいかは、さらに慎重に検討すべきである。

いっぽう、文章構成から解釈を加えた研究は、曾田（1974）、阪倉（1975）が挙げられる。曾田（1974）は、歌集記載に近い様式の『土佐日記』の歌語りに「ある人がある時ある場所である歌を詠んだ」という歌物語・歌集の「型」、『竹取物語』の冒頭と終末の段に「今は昔…とぞ言ひ伝へたる」という説話物語の「型」が認めるため、これらの部分は漢文訓読語の援助がなくても、当時の人々の能力で最初から和文で綴ることができるとする。いっぽう、『土佐日記』の和歌の説明の部分に含まれた漢文訓読語は、感動を表す箇所、会

話の引用箇所、または詠み手についての箇所というような、およそ歌集の詞書・左注の側では、記されることのなかった領域に用いられる場合が多いと指摘する。『竹取物語』の会話文に用いられた漢文訓読語の多くは、その会話は生の口から発せられたものでなく、創作されたものであるという。すなわち、関は、歌物語、歌集、説話物語の「型」になっていない部分の記述は漢文訓読語が使用される可能性があるとしている。また、阪倉（1975）は、説話の型を採用する物語に見られる「（なむ）…けり」という物語の様式の文を、梅鉢式の構造と呼んでいる。「（なむ）…けり」という形について、阪倉は「（筆者注：『竹取物語』）この物語の作者は、創作に当って、素材を竹取説話に求めた時、これを物語るにふさわしい「（なむ…けり／ける）」という形式の文を採用して、まずその筋書に従って、この物語の輪郭を描いてしまった。さてそのように「段取り」した上で、次に、こうした枠付けの中で、各の話に興味深い趣向を加える創作がなされた訳であるが、その場合に用いられたものは、男性の作家であった彼が用いなれた、訓読文によって養われた文章であった」と述べており、「（なむ）…けり」という梅鉢式の構造の内部で漢文訓読語が用いられる可能性がある」と解釈している。

『萬葉集』における漢文訓読語の位置づけについての議論は、小林（1964） 築島（1983） 山口（1989）を中心に行われた。『萬葉集』に見られる漢文訓読語には、漢文訓読の影響を受けずに、上代に一般に通用されていたものと、漢文訓読の影響を受けて用いられたものとの両方が存するとされている。小林（1964）は『萬葉集』の「キハマリテ」「マスマス」「イヨイヨ」「アニ…メヤ」「トイフトモ」「連体形+ガ+為ニ」「モロモロノ」「マタ」「ハ…モノゾ」「ウタガタモ」「ナツカシミス」「モシ…ナラバ」「ナホシ」「何セムニ」「何ストカ」「何スレゾ」「イササカニ」等が当時の漢文訓読語という特定の語彙であることを主張した。築島（1983）は小林の説を基本的に認めているが、「ハナハダ」「ケダシ」「マスマス」は当時の一般的な語としている。また、山口（1989）は、『萬葉集』に見られる副詞「アニ」「アタカモ」「キハマリテ」「ホシキマニマニ」「マスマス」は漢文訓読の影響を認めてよいものであるが、「ケダシ」「アヘテ」「アラカジメ」「カツテ」「スデニ」「トモニ」「ナマジヒニ」「ハナハダ」は平安時代になると漢文訓読特有語となる副詞であっても、上代には、まだそのような特殊な文体的性質を帯びてはいなかったとする。これらの研究では、「マスマス」のように個別の語に漢文訓読調が存在するかの認定は相違が見られるが、上代において、漢文訓読調というべき特殊な語調が形成されていたであろうという点で共通している。これらの研究は、漢文訓読語に上代から残存した古語があると

いう山田の指摘にもとづいた反省と発展であると言える。

漢文訓読語と文章文体との研究は、田中（2013a、2013b）、李（2014）、藤井（2016）、大川（2017）、山本（2017、2021）、楊（2017a、2017b）が挙げられる。田中（2013a、2013b）は、変体漢文、漢文訓読文、和文に共通して見られる「ヒサシ」「ワヅカナリ」「オドロク」の意味用法を分析したうえ、変体漢文におけるこれらの語の意味用法は和文により近いと指摘している。李（2014）は、漢文訓読語「キタル」がどのような経過を経て和漢混淆文に取り入れられたかについて、史的考察を行った。上代で翻訳語（本研究で言う翻読語）「キタル」に実質的な意味があり、平安時代では、複合動詞の後項に置かれて、「動作+結果」の関係を表す「一來」の訓読に用いられる場合が多い。『今昔物語集』では、漢文訓読語であった「キタル」と和語「く」の分布は、基本的に漢文訓読体と和文体との対立を見せており、対立した位相差が認められる。また、卷二十二以降に見られる「キタル」は和漢混淆文の文体基調のために意図的に用いられたと指摘している。藤井（2016）は、漢文訓読で生じた語形である「べからず」の用法の変容に注目し、「べからず」は中古和文で「禁止」「必然否定」「不可能」などで少数用いられたが、「否定推量」の用法と解釈できる例も『落窪物語』に一部見られた。また、中世の和漢混淆文になると、「べからず」が「べし」の否定形式として定着し、「否定推量」の用法も含めて文章語として広く用いられたと指摘している。大川（2017）は、二形対立とされる漢文訓読語、和文語を文体指標として、コーパスのデータをもとに平安鎌倉時代の文学作品の文体を五つに分けて、平安鎌倉時代の文学作品全体の中で個別作品がどのように文体的に位置付けられるかを論じた。山本（2017、2021）は、あらゆる漢文訓読語が和漢混淆文の和漢混淆程度を測る指標に用いられるかという問題に注目し、「スミヤカニ」「キラフ」「アキダル」「オギロ」「ササフ」「ヲシフ」「キラギラシ」の語史を考察した。これらの語のなかで、「スミヤカニ」「キラフ」「アキダル」「オギロ」「ササフ」「キラギラシ」のような語は、漢文訓読文での意味用法と、軍記物語、和歌、和文での意味用法が異なっており、和漢混淆文の〈漢〉の要素に認められないのに対して、「教化する・教唆する」の意に解される、「単一目的語構文〈相手・人〉+助詞〈を〉+オシフ」という構文で用いられる「オシフ」の用法は、和文に見られず、漢文訓読文、和漢混淆文に見られるから、和漢混淆文の和漢混淆程度の測定に使えることを指摘した。楊（2017a、2017b）は、和漢混淆文における「ニヨリテ」の原因理由用法について、〈のおかげで〉のようにプラスの意味を帯びるのは、漢文訓読、特に仏教漢文の「依」字を「によりて」と訓読した結果であることを指摘した。そのなかで、漢文

訓読語「キタル」とその被訓字「一来」との関係を考察した李（2014）、漢文訓読語「ニヨリテ」とその被訓字「依」との関係を考察した楊（2017a、2017b）の研究は、本研究と最も関わっているものとして注目すべきである。

以上にまとめたように、先行研究のなかで、訓読された漢字との関係に注目した漢文訓読語の語史の研究はないわけでないが、その数はいまだ少なく、さらに研究を積み重ね、総合的な観点で受容のありかたを捉えていくことは、必要である。また、周知のとおり、漢文訓読語の意味用法はすべて上代古語から伝わってきたものではなく、訓読された漢字からそのまま継承したものもあれば、漢文訓読の場で新たに生じたものもある。漢文訓読語全体の性格の究明には、被訓字の漢字と漢文訓読語の意味用法の継承関係を検討することが必要であると考えられる。

#### 四 本研究の方法と構成

漢文訓読により、中国の漢字の意味用法がどのように異国語の日本語に受容されたかを体系的に把握しようとする本研究は、「即」と「スナハチ」、「偏」と「ヒトヘニ」、「敢」と「アヘテ」、「塞」と「フサグ」、「設」と「マウク」を取り上げ、概ね次のような手順で調査を進める。

- ①調査対象語に対応する漢字の意味用法を中国の古字書、漢文などから確認する。
- ②『萬葉集』に見られる調査対象語の用例を分析し、和語としての固有の意味を確認する。
- ③訓点資料において、調査対象語がどのように用いられたかを確認する。
- ④平安和文にける調査対象語の意味用法を確認する。平安和文の意味用法は、和語の固有の意味用法との違いが見られる場合、その違いは日本語内部で生じたものか、漢文訓読の影響によったものかを検討する。
- ⑤和漢混淆文における調査対象語の意味用法を確認したうえで、訓点資料、平安和文における意味用法との相違点があるかを確認する。特に、和漢混淆文と平安和文との意味用法の相違点が見られる場合、④と同じく、その相違点は日本語内部で生じたものか、漢文訓読の影響によったものかを確認する。
- ⑥漢字の意味用法との継承関係から、調査対象語が平安和文、和漢混淆文における使用実態を記述する。

また、本研究は、次のように構成されている。

第一章本章では、漢文訓読の研究を、東アジア漢字文化圏の問題として捉えようとする背景を受けて、古代日本語における漢字の意味用法の受容実態を研究する必要性を提示した。さらに、漢文訓読語に関する用語を整理し、本研究における漢文訓読語を定義づけた。また、先学の研究をまとめ、本研究の位置づけを述べた。

第二章では、時間副詞「スナハチ」が漢文の時間副詞「即」の意味用法をどのように受け継いだかに注目する。漢文「即」の用法を前件と後件との意味関係により、「即時発生」の用法、「継起関係」の用法、「原因条件」の用法に分けて、漢籍、仏典における「即」の用例を整理し、各用法の使用傾向を確認する。さらに、和文、和漢混淆文の「スナハチ」の例を「即時発生」の用法、「継起関係」の用法、「原因条件」の用法に分けて整理し、各文体における用法の使用実態を明らかにする。以上の考察結果に基づき、漢文「即」の意味用法を受け継いだ「スナハチ」は和文や和漢混淆文でどのように用いられたかを記述する。

第三章では、『源氏物語』など和文に多く見られる副詞「ヒトヘニ」を取り上げ、「ヒトヘニ」の語性を再検討する。『角川古語大辞典』における「ヒトヘニ」の意味用法の分類に従い、その用法を「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」「事の原因や目的はもっぱらそれによっている様」という三つに分ける。「ヒトヘニ」の三用法のいずれも、訓点資料における「ヒトヘニ」訓が付された「偏」に例が見られるかを確認する。さらに、和文、和漢混淆文における「ヒトヘニ」の例を用法ごとに整理し、各用法の使用実態を記述する。特に、和文では、『源氏物語』に「ヒトヘニ」の例が多く見られる原因を重点として分析する。これらの考察結果にもとづき、副詞「ヒトヘニ」は和文語であるか漢文訓読語であるかを判断する。

第四章では、打消表現と伴って用いられる「アヘテ」の否定強調用法が発生した由来、古代日本語に定着した過程を考察する。第一節では、正格漢文と言われる『日本書紀』における「敢」の例に否定強調の用法に解される例が見られるかを確認する。裴（1935）の論と『古代漢語虚詞詞典』の記述を踏まえ、漢字「敢」の用法を「意志用法」「可能用法」「謙遜用法」「反語用法」に分けたうえ、漢文における「敢」の用例を用法ごとに整理し、 $\alpha$ 群、 $\beta$ 群における「敢」の各用法の使用実態を記述する。さらに、日本古典文学大系『日本書紀』の読下文において、漢字「敢」に対する訓みに否定強調用法に解釈されやすい例があるかを確認する。第二節では、「アヘテズ」の意味用法に対して、史的考察を行い、その否定強調用法がどのように発生したか、定着したかを明らかにする。『萬葉集』における「アフ」「アヘズ」「アヘテ」の用法を検討し、「アヘテ」は日本語内部で自然に発生した語

であるか、漢文訓読によって生じた語であるかを確認する。さらに、和文、和漢混淆文の「アヘテ〜ズ」の例を整理し、用法上、接続形式上の特徴を記述する。和文に見られないが、和漢混淆文に見られる「アヘテ〜ズ」の接続形式が認められる場合、その原因が漢文訓読にあるかを明らかにするために、訓点資料の「否定辞+敢」がどのように訓読されているかを調査する。これらの考察結果にもとづき、「アヘテ〜打消表現」の否定強調用法の発生した由来、定着した過程をまとめる。

第五章では、築島が文体上、対立していると指摘している「フサグ」「フタグ」の意味用法に同義性が認められるかを再考する。訓点資料に見られる「フサグ」の例、訓点資料、和文に見られる「フタグ」の例を整理・分類したうえ、それぞれの意味用法の相違をまとめる。さらに、同じ訓点資料に見られる「フサグ」「フタグ」の意味用法が異なっているかを検証する。また、平安鎌倉時代の和漢混淆文に見られる「フサグ」「フタグ」の意味用法は、訓点資料の「フサグ」「フタグ」と比較し、どのように変化したかを記述する。

第六章では、「マウク」の意味用法における漢字「設」の影響を確認する。『萬葉集』における「マウク」「マク」「カタマク」「動詞連用形+マク」の例を分析し、和語「マウク」の固有の意味を確認する。原本系『玉篇』から漢字「設」の意味を確認する。さらに、和文、和漢混淆文における「マウク」の意味用法を調査し、「マウク」の固有の意味に加え、「設」の意味用法に解釈される「マウク」の例があるかを確認する。「設」が「マウク」の意味用法に影響を与えたことが確認できる場合、和文、和漢混淆文における「設」の意味用法の受容実態を記述する。

以上をうけて、第七章では、古代日本語における漢字の意味用法の受容実態をまとめる。すなわち、①漢字の字義は、和文、和漢混淆文の両方に限定的に受容された場合（「設」→「マウク」）、②漢字の字義は、和文、和漢混淆文の両方に深く受容された場合（「偏」→「ヒトヘニ」）、③漢字の字義は、和文に限定的に受容されたが、和漢混淆文に深く受容された場合（「即」→「スナハチ」）、④漢字の字義は本来の意味から多少離れたが、和文に限定的に受容されたが、和漢混淆文に深く受容された場合（「敢」→「アヘテ」）、⑤漢字の字義は、和文にまったく受容されなかったが、変容して和漢混淆文に受容された場合（「塞」→「フサグ」）という五つの場合があることが指摘できる。

#### 【注】

- 1 訓点研究の分野では、漢文訓読は翻訳として認められない。例えば、宇都宮（2021）は「翻訳とはある言語で表現された文章内容を、その原文内容に即して別の言語に置き換えて表現することを

言う。その一方、日本における訓読とは、漢文という中国語を日本語で理解するという点では翻訳と似通っているが、漢文の表記をそのまま用いて、語句等に切り分け、配列し直して日本語文となるように再構築することでその表現内容を理解しようとする行為であるため、両者は大きく異なっている」と述べている。似た旨の記述は小助川貞次（2021、2022）にも見られる。

2 中国の漢字は音声言語と切り離しても、字形から本来の意味をある程度、伝えることができるものであるために、漢字一字ごとが持つ意味と同じ意味を持つ各言語の単語とが結びつくことが可能となる。また、孤立語としての中国語は、語序で文法的関係を表すものであり、膠着語に見られる文法的関係を表すために付加された形態素がなく、形態素を変えずに原漢文にない要素を付加させるだけで漢文の意味が理解できる。

3 翻読語について、奥村（1985）は、「『漢文の構成の形のまま、国語に直訳し出したる』、『元來本邦には存せざりし語又は語法』のことを、それが必ずしも『漢文の訓読の為に按出せられしもの』とは言えず、翻訳を契機として、外国の一具体的に言えば中国の一未知の事物を表すために借用された表現形式」と述べており、藤井（2018）がまとめたように、自作の文章表現のために案出された漢語由来の語である。しかし、奥村（2017）（p.172）では、「古代にも、漢語（漢文）を訓む際に、字には必ず既知の訓を当てなければならぬと考えられていたはずはないであろうから一つまり、原表現に対して、語ごとに常訓を当てるのが絶対の原則だということはなかったろうから一日本語として自然な表現を目指して、十分に自然な和語を当てようとしてよいに違いないはずで、だから、翻訳語（翻読語）がむやみに生じたと考えられるわけではなかろう」と述べており、漢文訓読の場でも限定的ではあるが、翻読語が発生することを説いている。訓読の場で翻読語が発生しても臨時的、個別的なものを考慮し、本研究では翻読語を検討しない。

4 関は、「漢文訓読語」と言われてきたものの中には「漢文訓読語」として、日本語の中に加わったものと、もともと日常的用語として使われていたが、漢文訓読の際に用いられても不自然ではないものがあるとしている。ここの漢文訓読語は後者を指す。

5 東辻保和は以下の日記・紀行文を調査した。

『源家長日記』『巖島御幸道記』『高倉院昇霞記』『無名の記』『うたたね』『十六夜日記』『中務内侍日記』『とはずがたり』『竹むきが記』

## 第二章 「即」から時間副詞「スナハチ」へ ——和文と和漢混淆文での受容を中心に——

### 一 はじめに

古代語の語彙・文体の研究において、築島（1963）が、漢文訓読文と和文とで同じ意味を表す場合に、互いに異なった語を用いるという現象を指摘したことは、以降の研究に大きな影響を与えた。築島（1963）は接続詞・副詞などは、和語と訓読語の間に語彙の出入が最も甚だしい品詞で、これらの品詞から、訓読語の特徴は特に顕著に見出すことができると指摘している。とりわけ、副詞は訓読語と和語の対応例の典型を見つけやすい。

訓読に多く用いられる副詞「スナハチ」は、上代、名詞用法で用いられたが、漢文訓読の影響で、漢字「即」「乃」「則」等の訓に用いられ、副詞用法、接続詞用法で使われるようになったことが山田（1930）によって指摘されている。山田（1930）の論以降、漢文訓読の影響を踏まえる「スナハチ」の研究が見られるようになった。例えば、山崎（2007）は、古代中国語「即」の時間的な用法として基準時から時間量の小を表すものと、後の一つの動作、状況が前の動作、状況の発生や出現に緊接していることを表すものがあると述べ、中古和文では、副詞「スナハチ」は手紙や心中詞のような場面において、相手に対する返答や返歌、または依頼に対する訪問をすぐに行うという意味で多く用いられるとされる。それに対して、和漢混淆文では、「君、即ち、其ノ髪置キ給ケム所ヲ教ヘ給ヘ」（今昔・巻7ノ26）のように、漢文訓読の影響を受けたとされる命令文が見られると説かれた。

山崎（2007）は「スナハチ」の用いられる場面に焦点を当て、和文と和漢混淆文との相違を明らかにしたが、「スナハチ」の各用法の和文や和漢混淆文における受容実態の考察はまだ十分ではない。「スナハチ」の用法をより詳しく分析するには、「スナハチ」は「前後にあらはるる事項に対比しての程度分量状態をあらはすもの」と山田（1954）の指摘したように、「スナハチ」の意義をその前後の表現内容との関わりから研究する必要があると考えられる。そのために、古代中国語「即」はどのようなものであり、その訓読語である「スナハチ」は「即」の用法をどのように受け継ぎ、また、どのように受容させたかを考える必要がある。本章では、漢文における「即」の用法を前件と後件との関係によって整理し、それを受け継いだ「スナハチ」は和文や和漢混淆文でどのように用いられたかを明らかにすることを目的とする。

## 二 用法の分類

本章では、時間量の短さを表す「スナハチ」を時間副詞とする<sup>1)</sup>。時間副詞「スナハチ」の用法は用いられる文脈によって、例(1)のように、ある動作をすぐに行うことを表す用法(即時発生の用法)、例(2)のように、前件動作が起こってから、後件動作が起こることを表す用法(継起関係の用法)、例(3)のように、一つの動作が起こったため、すぐにもう一つの動作が起こることを表す用法(原因条件の用法)に分ける。

〈即時発生の用法〉

- (1) (衛門督)「昨日は、しかものしはべりしかば、すなはち参らむ」とせしを、  
日暮れてなむ。ただ今参らむ」と聞こえたまへり。(会)(落窪物語・卷三)

〈継起関係の用法〉

- (2) …手を後へまはして、すくみ、即ち死にけり。(沙石集・卷第一ノ十)

〈原因条件の用法〉

- (3) 「かくはるかにさぶらふよし、歌つかまつれ」とおほせられければ、すなはちよ  
みたてまつりける。(大和物語・百四十五)

この三用法の「スナハチ」は、すべて時間量の短さを表し、後接する述語を限定する機能を有している。即時発生の用法の「スナハチ」は、例(1)のように会話文(心話文、手紙文を含む)に用いられ、会話時点を基準にすぐある動作(参らむ)を行うことを表すものである。継起関係の用法の「スナハチ」は、例(2)のように前件動作「すくみ」と、後件動作「死に」の間に因果関係を伴わず、継起関係のみ見られるものである。それに対し、原因条件の用法の「スナハチ」は、継起関係の用法の延長にあり、例(3)のように前件動詞「おほせられ」と後件動詞「よみ」の間に、時間の面で継起関係が見られるとともに、論理の面で因果関係が存するものである。

## 三 漢文における時間副詞「即」

山田(1930)によれば、「スナハチ」は本来ある「時」を表す名詞であるが、訓読においては、まず、即時の意を表す漢字「即」の訓に用いられて、その後、ほかの意味を表す「即」、さらに、「則」「乃」などにも広がったという。古代日本語における「スナハチ」の用法を調査する前に、それと深く関わる漢文における時間副詞「即」の用法を明らかにする必要がある。そこで、本章では、『今昔物語集』(以下、『今昔』とする)の「スナハチ」に関する山口(1998)、山崎(2007)の研究をもとに、漢文の「即」の用法を分類し

た。山口（1998）は『今昔』の「スナハチ」の上接語を分析し、「スナハチ」で接続する前件と後件とは連続で発生する、あるいは、何かの因果関係を持つことを明かにした。山崎（2007）は、前述したように、漢文訓読の影響を受けたとされる命令文に「スナハチ」が用いられる例があることを指摘した。これを踏まえ、本章では、時間副詞「スナハチ」と同じく、漢文の「即」の用法を即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の用法に分類する。次に仏典、漢籍に分け、「即」の用法を見ていくことにする。

### 三・一 仏典における時間副詞「即」

まず、日本で漢訳仏典の代表の一つとして知られている『妙法蓮華経』、『今昔』の典拠に挙げられる『冥報記』『大唐西域記』を取り上げ、「即」の用法を調査した。各用法の用例数は作品ごとに整理し、【表1】を得た。なお、括弧内の数字は、「即」の前に「然」「故」「因」のような原因・理由を表す表現がある場合の用例数を示している<sup>2</sup>。

〈継起関係の用法〉

仏典では、継起関係の用法に解される「即」が最も多く用いられ、計120例見られる。

(4) 棘中見<sub>レ</sub>之、欲<sub>二</sub>就挽取<sub>一</sub>、即驚走遠去。 (冥報記・巻下)

(5) 如來是時說法誨喻。聞而感悟遂即出家。 (大唐西域記・巻十)

例(4)の前件の「棘の中で兄たちは行方不明になった妹を見つけ、(妹を棘の中から)引っ張ろうとして」と後件の「(妹が)驚き、遠くまで逃げた」とに、例(5)の前件の「(説法)を聞いて、悟って」と後件の「出家した」とに継起関係のみ見られる。

〈原因条件の用法〉

原因条件の用法に解される「即」は計79例見られ、時間の面で継起関係の用法と同じで、前件と後件とに継起関係が見られるが、論理の面で前件が後件の原因にもなる。そのなかで、例(6)のように「即」の前に原因・理由を表す表現がないものは66例、例(7)(8)のように「即」の前に原因・理由を表す表現があるものは13例である。前者の用例数は筆者の文脈に対する解釈で数えたもので、後者の原因・理由を表す表現の内訳は、『妙法蓮華経』では「故」1例、『冥報記』では「然」1例、『大唐西域記』では「因」11例である。

【表1】 仏典における時間副詞「即」

作品		妙法蓮華経	冥報記	大唐西域記	計
用法					
即時発生		0	0	0	0
継起関係		46	32	42	120
原因条件	文頭	36	8	12	56
	文中	10(1)	2(1)	11(11)	23
	小計	46	10	23	79
計		92	42	65	199

(6) 以<sub>レ</sub>人火<sub>レ</sub>投<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>即<sub>レ</sub>焰起。(大唐西域記・卷第七)

(7) 転復精進、以<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>故、即<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>三昧及陀羅尼。(妙法蓮華經・普賢菩薩勸發品)

(8) 池龍少女遊<sub>レ</sub>覽<sub>レ</sub>水濱。忽見<sub>レ</sub>積種<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>当也。變爲<sub>レ</sub>人形。即而摩拊。積種驚寤。因<sub>レ</sub>即<sub>レ</sub>謝曰… (大唐西域記・卷三)

例(6)の「即」の前に「然」「故」「因」などの原因・理由を表す表現がないが、文脈上前件の「ある人が(池に)火を投げた」は、後件の「その場で炎が起こった」の原因と思われる。例(7)では、「故」は名詞であり、「以…故」全体で原因・理由を表し、「即」の前件の「…私を見た故に」は、後件の「三昧及び陀羅尼を得た」の原因となる。例(8)では、「因即」は原因・理由を表す接続詞で、「龍王の娘は、自分の正体が積種(仏門の弟子を指す)に見られるのはよくないとし、人間に变じ、寝ている積種を撫でた。積種が驚いて起きた」という文脈を受け、「積種はすぐにその場で感謝した」結果を引き起こしたものである。

### 三・二 漢籍における時間副詞「即」

次に、漢籍の中から『礼記』『左伝』『説苑』『遊仙窟』『淮南子』『史記』を資料に取り上げて、時間副詞「即」の用法を調査した。その調査結果は【表2】に示した。なお、括弧内の数字は【表1】と同じく、「即」の前に「然」「故」「因」のような原因・理由を表す表現がある場合の用例数を示すものである。

【表2】漢籍における時間副詞「即」

用法	作品	礼記	左伝	説苑	遊仙窟	淮南子	史記	計
	即時発生		1	2	0	4	0	
継起関係		1	2	12	14	0	153	182
原因条件	文頭	0	0	4	0	0	16	20
	文中	0	0	1	0	0	44(1)	45
	小計	0	0	5	0	0	60	65
計		2	4	17	18	0	219	260

漢籍では、「即」の用例は合計260例ある。各用法のなか、継起関係の用法に解される「即」は計182例あり、最も多く用いられる。仏典と同じ傾向が見られる。原因条件の用法に解される「即」は計65例ある。そのなかで、原因・理由の表現のある例は1例しかない。仏典に見られなかった即時発生<sub>レ</sub>の用法の「即」は会話文を中心に用いられ、計13例ある。

〈即時発生<sub>レ</sub>の用法〉

(9) 又曰、即<sub>レ</sub>圉<sub>レ</sub>邯鄲<sub>レ</sub>乎。(史記・白起王翦列伝第十三)

〈継起関係<sub>レ</sub>の用法〉

(10) 魏其良久乃聞。聞<sub>レ</sub>即<sub>レ</sub>恚、病<sub>レ</sub>痲、不<sub>レ</sub>食欲<sub>レ</sub>死。(史記・魏其武安侯列伝第四十七)

(11) 及<sub>レ</sub>魏招<sub>レ</sub>之、即<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>魏守<sub>レ</sub>豊。(史記・高祖本紀第八)

〈原因条件の用法〉

(12) 蒙恬不<sub>レ</sub>肯死<sub>一</sub>、使者即<sub>レ</sub>以属<sub>レ</sub>吏、繫<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>陽周<sub>一</sub>。 (史記・李斯列伝第二十七)

(13) 留侯曰、…此属<sub>レ</sub>畏<sub>二</sub>陛下不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>尽封<sub>一</sub>、恐<sub>下</sub>又見<sub>レ</sub>疑<sub>二</sub>平生過失<sub>一</sub>及<sub>上</sub>誅、故即相聚謀反耳。 (史記・留侯世家第二十五)

例(9)の「即」は即時発生の用法で使われている。会話時点を基準に、「囲」という動作はすぐに行うかを趙の使者の蘇代が秦の宰相の相応侯に聞くものである。

例(10)(11)は仏典にも見られた継起関係の用法である。例(10)の前件動作「聞」と後件動作「恚」との間、例(11)の前件動作「招」と後件動作「反」との間はすべて継起関係のみ見られる。

例(12)(13)の「即」は原因条件の用法で用いられている。例(12)では、前件の「蒙恬が死を肯じなかった」ことは、後件の「獄吏に引き渡して陽周に監禁した」原因である。例(13)では、前件の「地を封じられず、平生の過失で誅罰されるのを恐れる」ことによつて、後件の「すぐに集まって謀反をはかろうとした」という結果を招いた。

ここでは、「即」の即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の三用法から、仏典と漢籍との特徴を比較してみる。継起関係の用法は仏典、漢籍いずれも最も多く用いられていることから両者の共通点が見られる。漢籍の中、特に小説、歴史書は主に時間軸に沿って語られているため、「即」の即時発生の用法、継起関係の用法が多用されるのであろう。それに対して、仏典は論理を必要とする教義や教理が主で、論理関係のある二つの事柄は時間上継起関係が多いため、「即」の継起関係の用法が多く使用されると推測できる。また、即時発生の用法、原因条件の用法に両者の相違点が見られ、前者は漢籍の会話文にしか現れず、後者の原因・理由の表現を受けることと、文頭に用いられやすいことが、仏典に特徴的に見られた。仏典では、原因・理由の表現を受ける「即」の出現率は16.5% (13/79)であり、「然即」「故即」「因即」の形で現れる。それに対して、漢籍における出現率はわずか1.5% (1/65)である。これは、漢籍と比べて、仏典の論理性が強く、「即」の原因条件の用法はより用いられやすいためと考えられる。文頭に置かれる原因条件の用法の「即」の用例数が総用例数に占める比率について、仏典は28.1% (56/199)であるが、漢籍は7.6% (20/260)にとどまる。このような傾向は、文頭にあり、因果関係を表し、接続詞に用いられる日本語「スナハチ」の発生と関わるのかについて別途で検討する必要がある。

以上、漢文における「即」の三用法を分析した。継起関係の用法は漢籍、仏典いずれも多用されるが、即時発生の用法は漢籍の会話文のみに使われ、原因・理由の表現を伴う原因

条件の用法と「即」が文頭に置かれる原因条件の用法は仏典に用いられやすいことが明らかになった。

#### 四 中古和文における時間副詞「スナハチ」

次に漢文における「即」の用法の影響が中古和文に見られるかを検証する。『萬葉集』では、「スナハチ」の仮名書き例が見られない。しかし、漢字「即」は『古事記』に126例見られることから、漢文の文体で奈良時代から定着した可能性が高い。観智院本『類聚名義抄』を調べると、和訓「スナハチ」を持つ漢字に「即」が確認できる。また、築島（2007）『訓点語彙集成』を参照すると、「スナハチ」と訓まれる「即」の例は夥しい量の例が見られる。二回加点された平安初期の『観弥勒菩薩上生兜率天経贊』に注目すると、第一次点の9例と比べて、第二次点の「スナハチ」と訓まれる「即」の用例数は多くなり、21例に上る。また、平安後期の加点資料に注目すると、東大寺図書館蔵本『法華文句』巻二の用例数は103例もある。訓点資料の「スナハチ」訓の付された「即」の用例数から、平安時代に「スナハチ」は「即」の訓みとして定着したと言える。このように、漢文訓読的な「スナハチ」が平安和文に用いられている場合、作品及び会話文の主体による偏りが見られるかを確認する必要がある。偏りが確認できる場合、そこに漢文の「即」の影響があるのかをさらに考察する必要がある。

ここでは、「スナハチ」の前件と後件との関係によって、その用例を即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の用法に分類し、各用法の用例数を【表3】に示した。なお、「スナハチ」という副詞全体の変遷状況を見るために、文頭にあり、因果関係を表す接続詞「スナハチ」の用例も表に入れた。

【表3】に示したように、時間副詞「スナハチ」は合計55例見られ、会話文の21例（14+6+1）より、地の文に比較的によく、計34例（0+32+2）見られる。各用法のなかで、継起関係の用法が最も多く用いられ、計38例見られ、全体の69.1%を占める。即時発生の用法はそれに次ぎ、計14例見られ、全体の25.4%を占める。原因条件の用法は比較的になく、計3例しかなく、全体の5.4%にとどまる。継起関係の用法が最も多く用いられる点は漢文と同じ傾向にある。即時発生の用法は原因条件の用法より多く用いられる点で漢文との相違点が見られる。

「スナハチ」の用例は漢文の影響のある作品に見られやすい。個別作品に注目すると、漢文の影響を受けたとされる『宇津保物語』において、副詞「スナハチ」は29例見られ、

【表3】中古和文における「スナハチ」

用法	作品	竹取物語	伊勢物語	土佐日記	大和物語	平中物語	蜻蛉日記	宇津保物語	落窪物語	枕草子	和泉式部日記	源氏物語	紫式部日記	浜松中納言	更級日記	夜の寝覚	狭衣物語	讃岐典侍日記	栄花物語	大鏡	小計 (比率%)	
		即時発生	会	0	0	0	0	0	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14(25.4)	
副詞	継起関係	会	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		地	1	0	0	3	0	4	13	1	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	32
		計	1	0	0	3	0	4	17	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	38(69.1)
原因条件	会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	地	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
	計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3(5.4)	
小計	1	0	0	4	0	5	29	4	3	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2	55(78.5)		
接続関係	因果関係	会	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		地	0	0	0	0	0	1	6	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	10
		計	0	0	0	0	0	1	8	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	12(80.0)
	他	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3(20.0)	
小計	0	0	0	0	0	1	8	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	0	15(21.5)		

中古和文全体用例数55例の半分以上を占めている<sup>3)</sup>。『宇津保物語』以外の作品では、「スナハチ」の用例数は比較的少なく、計26例見られる。その内訳として、『竹取物語』では1例、『大和物語』では4例、『蜻蛉日記』では5例、『落窪物語』では4例、『枕草子』では3例、『讃岐典侍日記』では3例、『栄花物語』では4例、『大鏡』では2例である。これらの作品の作者について、『枕草子』『讃岐典侍日記』『蜻蛉日記』『栄花物語』は女性と想定され、それ以外の作品は男性と想定されている。「スナハチ」の用例数を作者の性別によって統計すると、女性作者とされる作品に計15例見られ、男性作者とされる作品に40例見られる。女性作者と想定される作品になぜ「スナハチ」の用例が見られるかについて、「スナハチ」の各用法の用例分析に、詳しく考察する。

会話文の会話主体に注目すると、総用例21例のうち、6例は女性会話者であり、『宇津保物語』に集中的に現れる（女一宮2例、あて宮2例、藤壺（あて宮の別称）1例、仁寿殿女御

1例)。『宇津保物語』のあて宮の人物設定は『遊仙窟』の崔十娘から啓発を受けたという原田（1977）の指摘に基づき、あて宮の会話用語も『遊仙窟』の影響を受けた可能性があると考えられる。また、原田（1977）は『宇津保物語』の「琴」という素材の運用は『遊仙窟』の影響を受けたことを指摘している。琵琶を弾く女一宮と箏の琴を弾くあて宮とは一つの家で同じ部屋で育ったということに合わせて、女一宮の会話用語はあて宮に影響され、漢文的な要素が挟まれることが想像できる。また、『宇津保物語』の仁寿殿は、宮廷行事、仏事が催される場所であり、朱雀帝と臣下とが交流を成す場所でもある。寵妃の仁寿殿女御は宮廷行事、仏事の催しで漢文訓読口調の人の会話から漢文的な要素を取り入れる可能性が考えられる<sup>4</sup>。あて宮、女一宮、仁寿殿女御の人物設定の特殊性を考えると、話し手が女性である6例の会話文は例外と見做すことができる。この6例を除き、残りの15例はすべて男性会話者である。

次に、具体例を挙げながら、中古和文における時間副詞「スナハチ」の用法を分析する。

〈即時発生の用法〉

中古和文で、即時発生の用法に解される14例「スナハチ」はすべて会話文（心話文、手紙文を含む）にあり、会話時点を基準に、すぐにある動作をするのを表す。この14例のうち、2例は女性会話者（『宇津保物語』女一宮1例、仁寿殿女御1例）、12例は男性会話者である（『宇津保物語』実忠4例、民部卿1例、仲忠2例、忠保1例、正頼1例、兼雅1例。『蜻蛉日記』道綱1例。『落窪物語』中納言1例）。また、中古和文の「スナハチ」は手紙や心中詞のような場面において、相手に対する返答や返歌、または依頼に対する訪問をすぐに行うという意味で多く用いられるという前述の山崎（2007）の指摘に基づき、即時発生の用法の「スナハチ」の後接する文脈はすべて返事する、あるいは、参るということを確認できた。これらの例のなか、注目されるのは、省略されず「スナハチ」の下にくる動詞「参らむ」の使用である。東京大学歴史資料編纂所データベースでの調査結果として、『小右記』などの変体漢文で「即参」の用例数は697例である。このように、即時発生の用法の「スナハチ」は変体漢文の影響を受けた可能性がある。

(14) (道綱) 大夫…「すなはち聞こえさすべく思うたまへしを、いかなるにかあらむ、まうでがたくのみ思ひてはべめるたよりになむ… (会) (蜻蛉日記・中巻)

(15) (中納言) 御返りには、「昨日は、しかものしはべりしかば、くすなはち参らむ」とせしを、日暮れてなむ。ただ今参らむ」と聞こえたまへり。

(会) (落窪物語・巻三)

(16) (実忠) 「奥山に賜はせたりしは、すなはちこそ聞こえさせむと思ひたまへたりしか。 (会) (宇津保物語・藤原の君)

例(14)(15)(16)の会話主体はそれぞれ道綱、中納言、実忠である。即時発生の用法の「スナハチ」は男性の日常生活用語として使われている可能性がある。即時発生の用法総用例14例のうち、例(16)を除き、残りの13例では会話文を導く動詞はすべて「ヲ」「ド」「ニ」という逆接を表す接続助詞を後接している。このように、中古和文の即時発生の用法の「スナハチ」は、会話時点を基準にある動作をすぐに行うのを表す点では、漢文の即時発生の用法と同じであるが、「すぐにあることをしようと思ったが、けっきょくやらなかった」という類型的な文脈に用いられる限定がある。

(継起関係の用法)

継起関係の用法に解される「スナハチ」は計38例であり、その上接語としては、接続助詞21例(「テ」14例、「バ」5例、「ヲ」1例、「トテ」1例)、名詞7例(主語5例、目的語2例)、格助詞4例(「ハ」3例、「ニ」1例)、接続詞3例(「サテ」1例、「カクテ」2例)、副詞1例(「ヤガテ」1例)、助動詞1例(「ヨウニ」1例)、連語1例(「ママニ」1例)が見られる。

総用例38例のなかで、6例は会話文、32例は地の文である。会話の主体について、女性会話は計4例、『宇津保物語』に集中的に現れ(あて宮2例、女一宮1例、藤壺1例)、男性会話は計2人、『落窪物語』にのみ現れる(留守する男1例、右大臣1例)。

地の文のうち、女性作者と想定される作品に用いられる「スナハチ」は計13例であり、その内訳として『蜻蛉日記』では4例、『栄花物語』では3例、『枕草子』では3例、『讃岐典侍日記』では3例見られる。継起関係の用法の「スナハチ」は女性作者と想定される作品の会話文に用いられる場合、前述したように、例外とみなすことができるが、地の文に用いられる理由は何だろう。『蜻蛉日記』の日付表現は従来、漢文学の影響を受けており、『栄花物語』正篇は編年体で、その執筆にあたって、多くの史料を利用したと言われている(杉本1981、斎藤2002)。そのため、この両作品に見られる「スナハチ」は男性の口調で使われた可能性があると推測する。例(17)(18)のように『枕草子』の3例とも仏教と関わる場面である。『讃岐典侍日記』の3例のうち、例(19)(20)の2例は仏教と関係する場面であり、残りの1例は例外と考えられる。このように、女性作者と想定される作品であるが、その内容によっては、「スナハチ」を取り入れたのではないか。

(17) (法師のくせの強い筆跡で書かれるとされる和歌への藤大納言の返歌) この返

しをしてさし置かせたれば、すなはちまた返ししておこせたまへり。

(枕草子・第一三二段)

- (18) (読経の場面) …よろこびながら加持せさするに、このごろ物の怪にあづかりて困じにけるにや、あるままにすなはちねぶり声なる、いとにくし。

(枕草子・第二十五—二十六段)

- (19) (行尊の訪問場面) 「院に申せ。一年の心地にも、『さも』とおほせられし行尊、召してたべ」と申させたまへれば、やがてすなはち参りたれば、やがて御枕がみ近く召して祈らさせたまふ。

(讃岐典侍日記・上)

- (20) (法師の訪問場面) 増誉僧正、頼基律師、増賢律師など召しにやりつつ、頼基律師、すなはち参りて、経読み仏くどきまゐらせらるるほどに、しばしばかりありて…

(讃岐典侍日記・上)

#### 〈原因条件の用法〉

中古和文では、「原因条件」の用法に解釈される例は次の3例しかない。「スナハチ」の前件と後件との間に時間の面で継起関係が見られ、論理の面で因果関係も見られる。この3例のうち、会話文は1例のみ、会話主体は男性の三宮であり、地の文は2例である。形式上、この3例の「スナハチ」はすべて原因を表す接続助詞「バ」を受けている。

- (21) 「かくはるかにさぶらふよし、歌つかまつれ」とおほせられければ、すなはちよみたてまつりける。

(大和物語・百四十五)

- (22) (三宮) 当代位につかされたまひしかば、すなはち東宮にもまゐるべかりしを、しかるべきにやありけむ、とかくさはりて、この年頃、内の納殿にさぶらひつるぞかし。

(会) (大鏡・下巻)

- (23) 殿の宣旨など添ひたてまつりて、阿波前司頼成が妻の、今の太政大臣の女なる、それかねて仰せ事ありしかば、すなはち参りにし、御乳母にてさぶらふ。

(栄花物語・卷二十六)

前述したように『大和物語』『大鏡』の作者は男性と想定され、『栄花物語』は場合によっては男性の口調で語られる可能性があるため、中古和文の原因条件の「スナハチ」はわずか3例であり、文脈上いずれも仏教と関係しないが、原因・理由の表現の直後に用いたものだろう。

以上のように、中和古文に見られる「スナハチ」の用法を分析した。漢籍の会話文のみ用いられる即時発生の用法は中古和文に見られた。漢籍と仏典とに最も多く用いられる継起

関係の用法は中古和文も一番多く使用されるのである。仏典に用いられやすい原因・理由を伴う原因条件の用法は中古和文で男性作者が想定される作品、あるいは、男性の口調を取り入れる女性作者が想定される作品に用いられている。その一方、中古和文の「スナハチ」の用法には独自の特徴も持っている。即時発生の用法の例(15)、継起関係の用法の例(19)(20)、原因条件の例(22)(23)では、「スナハチ」はすべて動詞「参る」とともに使用されることから、中古和文の「スナハチ」の三用法に変体漢文の影響が見られると考えられる。このほかでは、即時発生の用法の「スナハチ」には漢文に見出されなかった「すぐにあることをしようと思ったが、けっきょくやらなかった」という類型的な文脈に用いられる限定も見られる。

## 五 『今昔物語集』における時間副詞「スナハチ」

続いて、『今昔物語集』の「スナハチ」の用法と仏典における「即」の用法との関係を中心に考察する。大系本『今昔』の「スナハチ」と訓まれている例計441例見られ、名詞は15例、副詞は278例、接続詞は148例ある<sup>5</sup>。「スナハチ」と訓まれている漢字として、「乃」1例、「則」1例、「即」439例である。

ここでは、『今昔』の時間副詞「スナハチ」の前件と後件との関係によって、その用法を即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の用法に分類し、各用法の巻ごとの用例数は【表4】に示した。なお、「スナハチ」という副詞全体の変遷状況を見るために、因果関係を表す接続詞「スナハチ」の用例も表に入れた。

【表4】に示したように、『今昔』では、副詞「スナハチ」総278例のうち、会話文は計36例、地の文は計242例ある。「スナハチ」は地の文を中心に広く用いられていることが分かる。「スナハチ」の部ごとの用例数に注目すると、天竺震旦部に計150例、本朝仏法部に計86例、本朝世俗部に計42例見られ、全巻にわたって用いられている。「スナハチ」は和漢混淆文の用語として定着していることが窺える。

「スナハチ」の三用法では、漢文や中古和文に多く用いられる継起関係の用法は、『今昔』では最も多く見られ、計248例あり、副詞総用例数の89.6%を占める。部ごとの用例数は、天竺震旦部に138例、本朝仏法部に76例、本朝世俗部に34例見られる。部ごとの用例数が副詞総用例数に占める比率について、天竺震旦部は92.0%、本朝仏法部は88.4%、本朝世俗部は81.0%であり、全巻に平均的に分布している。このように、継起関係の用法の「スナハチ」は和漢混淆文に定着したことが窺える。

【表4】今昔物語集における「スナハチ」

用法 卷	時間副詞									小計	接続詞				小計	総計
	即時発生			継起関係			原因条件				因果関係			その他		
	会	地	計	会	地	計	会	地	計		会	地	計			
一	0	0	0	0	7	7	1	0	1	8	0	4	4	0	4	12
二	0	0	0	2	24	26	0	1	1	27	0	8	8	1	9	36
三	0	0	0	0	13	13	0	0	0	13	0	3	3	2	5	18
四	2	0	2	0	10	10	0	0	0	12	1	6	7	3	10	22
五	0	0	0	0	9	9	0	0	0	9	0	3	3	0	3	12
六	1	0	1	1	16	17	0	0	0	18	2	11	13	5	18	36
七	2	0	2	1	16	17	1	2	3	22	2	6	8	1	9	31
九	0	0	0	10	20	30	1	0	1	31	2	3	5	6	11	42
十	0	0	0	1	8	9	0	1	1	10	0	4	4	1	5	15
小計%	5	0	5	15	123	138	3	4	7	150	7	48	55	19	74	224
	3.3		-	92.0			4.7		-	-	74.3		-	-	-	-
十一	0	0	0	1	6	7	0	1	1	8	0	13	13	1	14	22
十二	0	0	0	0	12	12	1	3	4	16	0	4	4	0	4	20
十三	0	0	0	0	7	7	0	1	1	8	1	2	3	2	5	13
十四	0	0	0	0	7	7	0	1	1	8	1	4	5	3	8	16
十五	0	0	0	1	7	8	1	0	1	9	1	0	1	0	1	10
十六	0	0	0	0	4	4	0	1	1	5	0	10	10	0	10	15
十七	0	0	0	2	13	15	0	0	0	15	3	8	11	0	11	26
十九	0	0	0	1	2	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
二十	0	0	0	3	10	13	0	1	1	14	0	4	4	1	5	19
小計%	0	0	0	8	68	76	2	8	10	86	6	45	51	7	58	144
	0.00		-	88.4			11.6		-	-	87.9		-	-	-	-
二十二	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
二十三	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
二十四	0	0	0	1	4	5	0	1	1	6	0	3	3	0	3	9
二十五	0	0	0	0	4	4	0	3	3	7	0	8	8	0	8	15
二十六	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	2
二十七	0	0	0	0	4	4	0	2	2	6	0	1	1	0	1	7
二十八	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	0	1	1	0	1	5
二十九	0	0	0	1	2	3	0	1	1	4	0	1	1	1	2	6
三十	0	0	0	1	4	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5
三十一	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	1	1	0	1	4
小計%	0	0	0	3	31	34	0	8	8	42	0	15	15	1	16	58
	0.00		-	81.0			19.0		-	-	93.8		-	-	-	-
総計%	5	0	5	26	222	248	5	20	25	278	13	108	121	27	148	426
	1.8			89.6			8.6			65.3	81.8				34.7	-

原因条件の用法はそれに次ぎ、計25例見られ、副詞総用例数の8.6%を占める。部ごとの用例数は、天竺震旦部に7例、本朝仏法部に10例、本朝世俗部に8例見られる。部ごとの副詞総用例数に占める比率はそれぞれ4.7%、11.6%、19.0%であり、継起関係の用法と同じで、全巻に平均的に分布している。中古和文にわずかに用いられる原因条件の用法の「スナハチ」は、継起関係の用法の「スナハチ」と同じく、和漢混淆文に定着したことが推測される。

即時発生の用法の「スナハチ」は5例しかなく、副詞総用例数の1.8%にとどまる。天竺震旦部のみ用いられる。古代中国語「即」の即時発生の用法は漢籍に用例が見られるが、仏典に見出されなかったという前述の調査結果を照らすと、従来仏典を踏まえて仏教説話を作つたとされる『今昔』の文体は漢籍の用法の影響も受けている可能性があると言える。

〈即時発生の用法〉

即時発生の用法に解される「スナハチ」の下にくる動詞は「癒ヌ」（完了）、「死ヌラム」（推量）、「沈ミナム」（推量）、「供養シ奉ラム」（意志）、「教へ給へ」（命令）であり、わずか5例であるが、「すぐにあることをしようと思ったが、けっきょくやらなかった」という類型的な文脈に用いられる中古和文の「スナハチ」との相違点が見られる。

(24) …ト思ヒ居タル間ニ、「即チ癒ヌ」ト聞テ恠ビ思フ事ト无限シ。

(会) (今昔・4ノ32)

(25) 「…設ヒ船ニ乗ル事ヲ得タリト云フベシ、船即チ沈ミナム」ト云フ。

(会) (今昔・7ノ5)

〈継起関係の用法〉

継起関係の用法に解される「スナハチ」の上接語のうち、用例数の高いものとして、接続助詞「テ」122例、「ニ」16例、「バ」10例、「ホドニ」7例、名詞67例（主語）が挙げられる。

(26) 其ノ時ニ、提婆達多、我ガ手ノ指ノ端ニ毒ヲ塗テ仏ノ御足ヲ礼シ奉ル様ニテ毒ヲ付ムト為ルニ、毒即チ變ジテ薬ト成テ疵ズ癒給ヒヌ。(会) (今昔・1ノ10)

(27) 女ヲ召出ルニ即チ参レリ。

(会) (今昔・31ノ33)

〈原因条件の用法〉

「スナハチ」の前にくる原因・理由を表す表現として、「バ」15例、「ニヨリ(テ)」3例、「サラバ」3例、「シカレバ」4例ある。そのなかで、注目されるのは「サラバ+スナハチ」「シカレバ+スナハチ」（計7例）のような複数的に用いられる例が見られる点であ

る。この7例は次のように示したものである。

- (28) 神ノ宣ハク、「速ニ可救シ。善ク彼レガ為ニ法花経ヲ書寫シ可奉シ。然ラバ、即チ、罪ヲ免ル事ヲ得テム」ト。 (会) (今昔・7ノ19)
- (29) 「…若シ八年講ゼバ實ニ久シ。願クハ、只八座ヲ開テ、八年ノ説トセム」。  
然レバ、即チ、七卷ヲ八軸ニ分テ、天ノ為ニ講ズ。 (今昔・7ノ24)
- (30) 然レバ、即チ、其ノ被害タル者ヲ召テ、其ノ害セル時ノ月日ヲ對問ス。  
(今昔・7ノ42)
- (31) 吏ノ云ク、『君、東へ行カム事、二百歩シテ、當ニ古キ垣ノ穿チ破タルヲ見ムトス。明ナラム方ヲ見テ可向シ。然ラバ、即チ、君ガ家ニ至ナム』ト。  
(会) (今昔・9ノ34)
- (32) 「此レ、盡惠寺ノ銅ノ仏像ヲ盗メル也」ト。然レバ、即チ、使ヲ彼ノ寺ニ遣テ、此ノ事ノ虚實ヲ問フニ、實ニ其ノ寺ノ仏被盜タリ。使、具ニ此ノ旨ヲ云フ。  
(今昔・12ノ13)
- (33) 其ノ時ニ、御邪氣顕レテ、御心地宜ク成セ給ヒヌ。然レバ、即チ、僧綱ニ可被成キ定メ有リト云ヘドモ、持経者固ク辞シテ逃ルガ如クシテ罷出ニケリ。  
(今昔・12ノ35)
- (34) 『…汝ガ妻ノ愁ハ申セルニ依也』。然即チ妻ヲ召タリ。 (今昔・20ノ20)

この7例は卷二十以前に偏って用いられるが、例(29)～(34)の出典に該当する箇所が見出せず、例(28)の出典に該当する箇所はあるが、「然」が用いられていない<sup>6</sup>。これらの例に「スナハチ」が原因・理由を表す接続詞「然」の直後に積極的に用いられるのは仏典の「然即」の用法を継承していると考えられる<sup>7</sup>。

以上のように、和漢混淆文における「即」の用法を分析した。漢籍の会話文にしか現れない即時発生の用法は『今昔』に見られた。漢文にも多用される継起発生の用法は『今昔』でも最も多く用いられている。仏典に用いられやすい原因・理由の表現を伴う原因条件の用法は『今昔』が継承し、積極的に部ごとに使用することによって、和漢混淆文に定着したことが推測される。

## 六 おわりに

以上のように、本章では、時間副詞「スナハチ」の前件と後件との意味関係によって、その用法を即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の用法に分け、漢文の「即」と比較し

ながら、和文と和漢混淆文における各用法の受容実態を考察した。

漢文では、「即」の継起関係の用法は漢籍、仏典のいずれでも多用されるが、即時発生の用法は漢籍の会話文のみに使われ、原因・理由の表現を伴う原因条件の用法は特に仏典に用いられやすい。時間副詞「スナハチ」は漢文から即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の用法という「即」の三用法をすべて継承した。

和文、和漢混淆文は漢文における「即」の三用法を継承し、継起関係の用法を最も多く用いている点は共通している。

一方、和文では、即時発生の用法は原因条件の用法より多く用いられるが、類型的な文脈に用いられる限定がある。それに対して、原因条件の用法は中古和文で男性作者が想定される作品、あるいは、男性の口調を取り入れる女性作者が想定される作品に用いられている。また、即時発生の用法、継起関係の用法、原因条件の用法の三用法のいずれにも「スナハチ」が動詞「参る」とともに用いられる例があるため、変体漢文の影響も受けたことが推測される。

和漢混淆文では、即時発生の用法は『今昔』の天竺震旦部のみ用いられている。原因条件の用法は仏典の影響を受け、『今昔』で即時発生の用法より多く使用され、和漢混淆文に定着したことが推測される。

和文では、「スナハチ」の副詞総用例数・接続詞総用例数の比率は78.5% (55例)・21.5% (15例)であるが、和漢混淆文では、65.3% (278例)・34.7% (148例)である。時代が下ると、「スナハチ」の副詞用法が衰退する傾向が見られる。

#### 【注】

- 1 「スナハチ」に名詞用法、副詞用法、接続詞用法がある。『日本国語大辞典 第2版』によれば、名詞用法の「スナハチ」はある時点を表す。副詞用法の「スナハチ」は時間量の短さを表すものである。接続詞用法の「スナハチ」は換言の働きをし「つまり」の意をするものと、文中にあり仮定を表す已然形を前接し「それなら」の意を表すもの、文頭にあり因果関係を表し「それゆえ」の意をするものに分けられる。
- 2 「即」の用例の返り点について、仏典は筆者の付けたもので、漢籍は和刻本正史『史記』によったものである。また、用例を引用する際、旧漢字を新漢字に統一した。
- 3 原田 (1977) は『宇津保物語』の「蔵開 上」「嵯峨の院」「国譲 中」「内侍のかみ」などの巻で『遊仙窟』の影響が見られると指摘した (『宇津保物語研究 考説編』454 - 513頁)。「スナハ

チ」は『宇津保物語』のある巻に集中せず、全巻に分散しているという今回の調査結果に合わせて考えると、『宇津保物語』は語彙の面でも全体的に漢文訓読の影響を受けた可能性があると推測する。

4 祭の使巻に「朝廷の詩作聞こし召さすとて、博士・文人八十余人、仁寿殿に参るべきを、朝廷の、にはかにとどまりぬ」と博士、文人が仁寿殿で参加する予定であった七夕の詩作が、何らかの事情で中止になってしまったという記述が見られる。漢文訓読口調の強い博士は、仁寿殿で行われた七夕の詩作の以外の宮廷行事にも参加すると推測できる。

5 この441例のほか、『今昔』説話題目に用いられている「スナハチ」は1例見られるが、分析対象外とした。

6 例(28)の出典に「僧愁愍求<sub>レ</sub>出。俄而至<sub>レ</sub>廟。又與<sub>レ</sub>神同坐。因問欲<sub>レ</sub>救<sub>二</sub>同学<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>理耶。神曰。可<sub>レ</sub>得耳。能爲写<sub>二</sub>法華經<sub>一</sub>者。便免。(冥報記・卷中・第一話)」とある。

7 大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)での調査した結果、「然即」の用例は計737例見られる。

#### 【調査資料】

○電子テキスト：『日本語歴史コーパス』：『竹取物語』『伊勢物語』『土佐日記』『大和物語』『平中物語』『落窪物語』『枕草子』『和泉式部日記』『源氏物語』『紫式部日記』『更級日記』『大鏡』『讃岐典侍日記』『堤中納言物語』『蜻蛉日記』／台湾中央研究院漢籍電子文献：『史記』／大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)：『妙法蓮華経』『冥報記』『大唐西域記』○刊行本文、索引、影印本等：[漢籍] 蔵中進編(1979)『江戸初期無刊記本遊仙窟』和泉書院、劉殿爵・陳方正編(1992)『淮南子逐字索引』商務印書館、劉殿爵・陳方正編(1992)『説苑逐字索引』商務印書館、劉殿爵・陳方正編(1992)『礼記逐字索引』商務印書館、何志華・劉殿爵・陳方正編(1992)『春秋左伝説逐字索引上』商務印書館 [和文] 池田利夫(1964)『浜松中納言物語総索引』武蔵野書院、宇津保物語研究会(1973-1982)『宇津保物語 本文と索引』笠間書院、塚原鉄雄ほか編(1975)『狭衣物語語彙索引』笠間書院、鈴木弘道(1977)『とりかへばや物語総索引』笠間書院、高知大学人文学部国語史研究会(1985-1987)『栄花物語 本文と索引』武蔵野書院 [和漢混淆文] 馬淵昌子ほか編(1971-1981)『今昔物語集文節索引』笠間書院[その他] 瀬間正之編(1993)『古事記音訓索引』おうふう

### 第三章 「偏」から副詞「ヒトヘニ」へ ——副詞「ヒトヘニ」の用法と文体——

#### 一 はじめに

古代副詞「ヒトヘニ」は『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝』に2例、『源氏物語』に24例用いられており、築島（1963）によって情態副詞の「C 源氏物語にも見える」という項目に分類されている。「A 源氏物語に見えない」「B 源氏物語に見えるが、用法が限定されている」という訓点特有語とされる項目に分類されていない点から、築島がこの語を『源氏物語』の基礎語彙の一つとしていることが読み取れる。しかし、「ヒトヘニ」は平安初期の訓点資料に見られる一方、上代の和歌、宣命、祝詞に見えず、平安時代に入っても、初期の物語・日記類に見られず、中後期の作品『蜻蛉日記』に2例、『落窪物語』に4例、『源氏物語』に24例を見いだすことができる。八代集においても、平安中期以降の作品『拾遺和歌集』に2例、『金葉和歌集』に1例、計3例しか見られない。

このように、「ヒトヘニ」は平安中期以降の物語・日記に定着した語のようである。菊池（1983）は「モツパラ」の類語として「ヒトヘニ」を取り上げて、平安和文の「ヒトヘニ」は「モツパラ」と同様、男性を中心に、特殊な状況にある一部の女性に用いられた語であると指摘していることを合わせて考えると、「ヒトヘニ」の例は平安中期までの物語・日記類に見られないのは単なる偶然でなく、この語は漢文訓読によって成立し、和文にも影響を与えた語である可能性が高い。本章では、訓点資料、和文、和漢混淆文における「ヒトヘニ」の用法を考察し、その意味用法や文体的性格を明らかにする。

#### 二 訓点資料における「ヒトヘニ」

「ヒトヘニ」が漢文訓読によって成り立った語であれば、漢文から用法を継承する可能性が高い。そのために、本節では、訓点資料において「ヒトヘニ」がどのような用法でどのような文脈に用いられたのかを確認する。なお、本章では、「ヒトヘニ」の意味用法の分類は、『角川古語大辞典』に従い、その用法を「もつぱらその行為に徹する様」「もつぱらその状態である様」「事の原因や目的がもつぱらそれに拠っている様」の三つに分ける。

【表1】は、「ヒトヘニ」訓の付された漢字の訓読例を集めたものである。これによると、訓点資料において、「ヒトヘニ」訓の付された漢字として、「偏」計24例、「徧」計13例、「単」計4例、「片」計1例が見られる。そのなかで、「徧」の全13例は、石山寺本『法華

【表1】訓点資料における「ヒトヘニ」

資料名 用法	内典												外典	計
	830	883	950	1002	1008	1016	1045	1050	1082	1099	1103	1106	1250	
	西大寺本 金光明最勝王經 平安初期点	石山寺本 大乘大集地藏十輪經 元慶七年点	石山寺本 法華經玄贊 淳祐古点	石山寺本 法華經義疏 長保四年点	高野山本 光明院藏蘇悉地羯羅經 寛弘五年点	安天理圖書館・国立京都博物館 本南海寄帰内法伝平安後期点	西大寺本 不空罽索神呪心經 寛徳二年点	東大寺圖書館 本法華文句平安後期点	高山寺本 大毘盧遮那成仏經疏 永保点	興福寺本 大慈恩寺三藏法師伝承徳三年点	高山寺本 大毘盧遮那經疏卷二 康和点	龍光院本 妙法蓮華經平安後期点	高山寺本 莊子乙巻鎌倉中期	
もっぱらその行為に徹する様	1(偏1)	0	2(偏1片1)	9(偏9)	1(単1)	1(偏1)	0	1(単1)	3(偏2単1)	2(偏2)	1(偏1)	0	0	21
もっぱらその状態である様	動詞	5(偏5)	1(偏1)	0	2(偏2)	0	1(偏1)	1(偏1)	0	0	0	5(偏5)	1(偏1)	16
	形容	1(偏1)	0	0	1(偏1)	0	0	0	1(偏1)	0	0	0	0	3
	形動	0	0	0	0	0	0	0	1(偏1)	0	0	0	0	1
事の原因や目的はもっぱらそれに拠っている様	0	0	0	1(偏1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	7	1	2	13	1	2	1	1	5	2	1	5	1	42

注：「もっぱらその状態である様」列の「動詞」「形容」「形動」は「偏」が修飾する語の種類を示している。括弧内は「ヒトヘニ」と訓まれる漢字及びその用例数を示している。

『經義疏』長保四年点に集中している。大正新脩大藏經本によると、該当箇所は全部「偏」であることから、「偏」の例は仏典書写の個性による特別のものと見なし、「偏」と合わせて扱うことにする。次に先に挙げた三用法について訓点資料との関わりを確認しておく。

### イ「もっぱらその行為に徹する様」の用法

「もっぱらその行為に徹する様」の「ヒトヘニ」は計21例であり、付訓された漢字として、「偏（偏9例を含む）」16例、「単」4例、「片」1例が見られる。「片」「単」の例はそれぞれ平安中期、平安後期の訓点資料のみに現れるのに対して、「偏」の例は、平安初期から後期にかけて訓点資料に幅広く見られる。また、この四字の本来の用法は、『説文』によると、次の通りである。「偏」について、『説文』に「偏、頗也」とあり、段玉裁は「頗、頭偏也」と注を施している。つまり、「偏」は本来、物が真ん中から片方に偏ることを表す字である。「単」は「引伸<sub>三</sub>爲<sub>二</sub>双之反對<sub>一</sub>」という段玉裁の注のように、本来、「双」に対する一つの意を表している。「偏」は『説文』に「偏、巾也」とあるように、周囲の意であるが、本章の訓読例では全て「偏」の異体字で用いられている。「片」は、「謂<sub>二</sub>一分為<sub>レ</sub>

二之木片」] という段玉裁の注のように、両物のなかの一つを指すものである。

(1) 俱時に歎(き)て曰(は)ク、我が弟は貌端嚴にして、父母に偏に愛念(せら)レツ。  
(西大寺本金光明最勝王経卷十平安初期点 830)

(2) 彼(の)時に(し)て、専求(し)普習(し)て行を行ジ果を證すること能(は)未。但、総相をのみ知(り)、片 [に] <sup>ヒトヘ</sup>少(し)の教を聴(き)て微少の因を修す。  
(石山寺本法華経玄賛卷第六淳祐古点 950)

(3) 問、何(が)故か二の光を牒する[耶]…問、何故(か)此の文は偏(へ)に一光をのみ嘆ずる。  
(石山寺本法華経義疏序品末長保四年点 1002)

(4) …色の浅-深(を)量(り)て、要す而も事を省け。或(るい)は復(た) 単 <sup>(ひと)へ</sup>に棘心を用(ゐ)る。或(るいは)赤土・赤石、或(るいは)棠梨・土紫をもて、一(た)ひ染(め)ツレハ破ルマテに至る。  
(天理図書館・国立京都博物館蔵南海寄帰内法伝卷二平安後期点 1016)

例(1)は「偏」の字を訓読した例であり、「(兄弟のなかで、)父母に弟のみが愛される」という意味である。例(2)は「片」を訓読した例であり、「あの時、すべての仏法を学ぶことができないが、そのうちの「少教」のみを聞くことができる」という意味である。例(3)は「偏」の字を訓読した例であり、「(二光のなかで、)なぜこの文は一光のみを嘆く」という意味である。例(4)は「単」の字を訓読した例であり、出家の衣服の色の染料を「棘心」「赤土・赤石」「棠梨・土紫」のような複数のものを用いるわけではなく、「棘心」のみを用いるべきである文脈である。この例は「(三種類の染料の中から)棘心のみを用いる(べきである)」という意味である。

以上、「ヒトヘニ」訓の付された漢字「偏(偏)」「単」「片」は本来の用法が異なるが、訓点資料において、「複数の対象の中からある対象に限定して動作を実施する」文脈で用いられる点で共通している。そのうちの「偏」は、前述したように、「物が真ん中から片方に偏る」意を表すものである。「物が真ん中から完全に片方に偏る過程」は「もっぱらその行為に徹する様」の用法に繋がると考えられる。「偏」の付訓例は時代幅が最も広く、用例数が最も多いという事実を合わせて考えると、「もっぱらその行為に徹する様」の「ヒトヘニ」の成立は「偏」と最も関係していると考えられる。

#### ロ「もっぱらその状態である様」の用法

「もっぱらその状態である様」の「ヒトヘニ」は、【表1】に示したように、「偏(偏)」字に付訓された20例である。この用法の「偏(偏)」の例は平安初期から南北朝にかけて

訓点資料に幅広く見られる。「ヒトヘニ」が修飾する語として、動詞16例、形容詞3例、形容動詞1例が見られる。また、「偏」は「物が真ん中から片方に偏ることを表す」という本来の用法のほか、『古代漢語虚詞詞典』（1999）に「用在動詞、形容詞謂語前、表示状態比通常突出（動詞、形容詞という述語の前に用いられ、物事の状態が通常より目立っていることを表す）」とあるように、状態の強さを表すことにも用いられる。

(5) 偏に一の肩を祖（に）セ（り）。

（石山寺本大乘大集地藏十輪經序品第一元慶七年点 883）

(6) 放光、偏（へ）に広（し）。（石山寺本法華經義疏序品末長保四年点 1002）

例（5）は状態を表す動詞「祖にする」を修飾する「ヒトヘニ」の例であり、「片方の肩を全く露わにする」という意である。例（6）は形容詞「広シ」を修飾する「ヒトヘニ」の例であり、「放した光は非常に広い」という意である。

以上、「ヒトヘニ」全20例はすべて「偏（徧）」の訓読に見られる。その用例の時代は幅広く見られる。「偏」に状態の強さを表現する用法が見られることから、「もっぱらその状態である様」の「ヒトヘニ」の成立は「偏」と最も関係すると考えられる。

#### ハ「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法

「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の「ヒトヘニ」は【表1】に示したように、「偏（実例「徧」のみ）」1例のみである。和漢混淆文において仏教的用法として多く見られるために、一類として立てておく。

(7) 十方の法会に多（く）開發の〔之〕端為（た）り。故に徧に文殊に因するなり〔也〕。

（石山寺本法華經義疏序品初長保四年点 1002）

例（7）は「十方の法会の多くはあちらこちら仏法を広げるものであるために、もっぱら（遊方菩薩である）文殊に依っている」という意であり、事の原因がもっぱらそれに拠っていることを表している。

「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法は「もっぱらその状態である様」の用法の下位分類とも言える。このように、「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の「ヒトヘニ」の成立は「もっぱらその状態である様」のそれと同じく、「偏」と最も関係すると考えられる。

以上、『角川古語大辞典』に「ヒトヘニ」の用法として掲出されている「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」のいずれの用法も仏典を主とする訓点資料に見られ、かつ「偏」と最も関わることを

明らかにした。

この「偏」の用法は、日本人による漢文にも直接的に影響をしていることが窺える。すなわち、日本漢文資料では、最明寺本『往生要集』平安後期点における「偏」全14例のうち、送仮名「ニ」の付されている13例は「ヒトヘニ」を表現した例と思われる。高野山西南院本『和泉往來』文治二年点において、「ヒトヘニ」訓の付されている「偏」が1例見られる。東寺観智院旧蔵本『作文大躰』鎌倉中期点、身延山久遠寺本『本朝文粹』建治二年点において、送仮名「ニ」の付された「偏」はそれぞれ1例確認できる。その一方、日本漢文資料においては、「偏」の字以外に「ヒトヘニ」と訓読する漢字の例は見られない。これらを踏まえると、日本人の漢文においても「偏（ヒトヘニ）」が定着していたと推察できる。

### 三 平安和文における「ヒトヘニ」

上代の資料において、『萬葉集』、『延喜式』祝詞、『台記』別記「中臣寿詞」などに副詞「ヒトヘニ」の例は見られない。名詞「ヒトヘ」は『萬葉集』10例、『日本書紀』歌謡1例が見られるが、その意味用法はいずれも平安和文に用いられる副詞「ヒトヘニ」の意味用法と異なっているため、副詞「ヒトヘニ」が日本語内部でできたものと考えにくい。【表2】に示したように、平安和文では、「ヒトヘニ」は『蜻蛉日記』など中期以後の作品に現れるようになり、特に『源氏物語』『夜の寝覚』『浜松中納言物語』にそれぞれ24例、16例、23例と比較的に多く見られる。「ヒトヘニ」は、平安中期以降、漢文の影響によって和文に定着するようになった語と推測される。

また、【表2】に示したように、平安和文の「ヒトヘニ」は調査全体では会話文に39例、地の文に60例、計99例見られる。その用法について、「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法は見当たらず、「もっぱらその状態である様」の用法は計17例であり、総用例数の17%に止まるのに対して、「もっぱらその行為に徹する様」の用法は計82例と多く見られ、総用例数の83%に上っている。すなわち、平安和文の「ヒトヘニ」は主に「もっぱらその行為に徹する様」の用法で用いていたことが知られる。

#### イ「もっぱらその行為に徹する様」の用法

「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解される「ヒトヘニ」は、会話文に31例、地の文に51例、計82例ある。会話文のうち、話し手が女性の例は4例（『蜻蛉日記』道綱母、『源氏物語』命婦、女房、『夜の寝覚』寝覚の上各1例）、話し手が男性の例は27例である（『落窪物語』中将、中納言各1例、『源氏物語』馬頭3例、源氏2例、朱雀院、夕霧、薫、

【表2】平安和文における「ヒトヘニ」

作品	用法	もっぱらその行為に徹する様		もっぱらその状態である様		小計
		会	地	会	地	
竹取物語		0	0	0	0	0
土佐日記		0	0	0	0	0
大和物語		0	0	0	0	0
伊勢物語		0	0	0	0	0
平中物語		0	0	0	0	0
蜻蛉日記		1 (A1)	1 (B1)	0	0	2
落窪物語		2 (A1C1)	2 (A1C1)	0	0	4
宇津保物語		0	0	0	0	0
枕草子		0	0	0	0	0
和泉式部日記		0	0	0	0	0
源氏物語		11 (A9C2)	9 (A9)	3 (動1形1形動1)	1 (形1)	24
紫式部日記		0	0	0	0	0
堤中納言物語		0	1 (A1)	0	0	1
夜の寝覚		2 (A1B1)	11 (A10C1)	1 (形1)	2 (動1形1)	16
更級日記		0	1 (A1)	0	1 (形動1)	2
浜松中納言物語		4 (A1B2C1)	15 (A12B3)	2 (形1形動1)	2 (形2)	23
狭衣物語		6 (A6)	5 (A4C1)	2 (動1形11)	2 (形動2)	15
栄花物語		0	3 (A3)	0	0	3
讃岐典侍日記		0	0	0	0	0
大鏡		0	0	0	0	0
とりかへばや物語		5 (A3B2)	3 (A3)	0	1 (形1)	9
小計 (%)		31	51	8	9	99
		82 (83) (A66B9C7)		17 (17) (動3形9形動5)		

注：会、地はそれぞれ和歌・心和文を含む会話文、地の文を表している。「もっぱらその行為に徹する様」の列では、A、B、Cはそれぞれ「ヒトヘニ」の修飾する語が「心理・感情に関する動詞」「心理・感情以外の動詞（神仏に関する）」「心理・感情以外の動詞（神仏に関しない）」であることを表している。「もっぱらその状態である様」の列では、動、形、形動はそれぞれ「ヒトヘニ」と共起する語が動詞、形容詞、形容動詞であることを表している。括弧内の数字はすべて「ヒトヘニ」が修飾する語の用例数を示している。

中納言各1例、『夜の寝覚』宮の中将1例、『浜松中納言物語』中納言3例、大将殿1例、『狭衣物語』狭衣の君5例、嵯峨院1例、『とりかへばや物語』中納言2例、大将、宮、大納言各1例)。「ヒトヘニ」全82例のうち、(8) (9) のように心理・感情に関する動詞 (A) を修飾する「ヒトヘニ」は計66例と多く見られるが、(10) のように心理・感情以外の動詞 (神仏に関する) (B) を修飾する「ヒトヘニ」は計9例、(11) のように心理・感情以外の動詞 (神仏に関しない) (C) を修飾する「ヒトヘニ」は計7例しかない。

(8) 上に参りたまふを見るに、いと腹立たしう安からず、若き心地にはひとへにものぞおぼえける。 (源氏物語・竹河)

(9) (寝覚の上) 我は立ち離れ、ひとへに忍び、言の葉ばかりをかはししほどのあはれ、浅くおぼえ給し人かは。 (会) (夜の寝覚・巻五)

(10) (道綱母) …神をひとへに頼む身なれば (和歌) (蜻蛉日記・下巻)

(11) 三の君の御許に、ひとへにうち頼みたてまつる。 (落窪物語・巻之一)

例 (8) 「(侍従の君は) 腹立たしく気持ち収まらず、若気の一途に物事をひたすら思っているのであった」という意味 (A) である。例 (9) は寝覚の上の心話文であり、出家すれば、内大臣との煩わしい男女関係から離すことができるが、「(老関白の妻の時、) 自分が遠ざかり、(内大臣への思いを) ひたすら忍び、言葉だけを交わした頃のしみじみとした恋の情趣ははっきり覚えている」という内大臣に対する寝覚の上の矛盾している心理を描写する文脈 (A) である。老関白は、『源氏物語』では、漢文訓読調の強い言葉遣いをする人物である。寝覚の上は老関白の妻として訓読語を使う可能性が考えられる。例 (10) は着物に書かれる和歌であり、「神様をひたすらお頼り申している身…」という意 (B) である。この歌は、女性によって詠み上げられるものであるが、神社に奉納されるものなので、訓読語の用いられる可能性がある。例 (11) は「(侍女が) 三の君の御元へ行って、ひたすらお邸にいられるようにお頼み申し上げる」という意味 (C) である。

また、注目すべきなのは、次の (12) のように、『源氏物語』に男性は女性のいる場面で、「偏」を含む漢詩を詠み上げる描写が見られる点である。

(12) いと見どころありてうつろひたるを、とりわきて折らせたまひて、(匂宮) 「花の中に偏に」と誦じたまひて… (会) (源氏物語・宿木)

この例は、中の君の前で匂宮が元稹の漢詩「不<sub>レ</sub>是花中偏<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>菊、此花開後更無<sub>レ</sub>花」を詠み上げる場面である。『和漢朗詠集』には、元稹の上の漢詩のほか、白居易の漢詩「竹亭陰合偏<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>夏、水欄風涼不<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>秋」も収録している<sup>3</sup>。『源氏物語』の作者である紫式部

は、父が兄に史記を教授しているのを傍らで聞いて漢文知識を身につけたという事実を踏まえて、女性のいる場で男性が漢詩を詠み上げることで、その女性もその漢詩に親しくなり、漢詩に含まれる訓読語を使う可能性がある。

以上、「もっぱらその行為に徹する様」の「ヒトヘニ」は平安和文において、心理・感情に関する動詞を修飾する傾向が強いことが分かる。このように、平安和文で心理・感情に偏る傾向は、訓点資料の同用法が「複数の対象のなかのある対象に限定して動作を実施する」文脈で用いているのとは異なっている。その要因は、後述するように、平安和文の「ヒトヘニ」は漢詩文の影響を強く受けていたためと考えられる。

#### ロ「もっぱらその状態である様」の用法

「もっぱらその状態である様」の用法に解される「ヒトヘニ」は、会話文に8例、地の文に9例、計17例である。会話文のうち、女性が話し手である例は計1例（『源氏物語』中の君1例）、男性が話し手である例は計7例である（『源氏物語』馬頭1例、左大臣1例、『狭衣物語』狭衣2例、『夜の寝覚』中納言1例、『浜松中納言物語』大将殿1例、中納言1例）。また、【表2】に示したように、「もっぱらその状態である様」の「ヒトヘニ」が修飾する語は動詞（否定語を伴う動詞も含む）計3例、形容詞計9例、形容動詞計5例である。

(13) (中の君) ひとへに知らぬ人ならば、あなものぐるほしとはしたなめさし放た  
んにもやすかるべきを… (会) (源氏物語・宿木)

(14) (内大臣) げにわれはいみじくわかくて、ひとへにもの慎しく、はづかしかり  
けん… (会) (夜の寝覚・巻三)

(15) さし遣り給へるを、ねたがり腹立つさまも、ひとへに花やかなる人ざまにて、  
憎からず。 (狭衣物語・巻四)

例(13)は動詞未然形「知らぬ」を修飾する「ヒトヘニ」の例であり、話し手は例(12)に見られる、「偏」を含む漢詩が詠み上げられるのを聞いた中の君である。この例は、昔から厚く世話をしてくれてきた薫に対する態度を変えると、周囲の疑惑を招いてしまうことを心配しているという、薫に対する中の君の矛盾している心理を描写する文脈であり、「まったく親しくない相手でしたら、なんと非常識だと突き放しやすいが…」という意味である。例(14)は形容詞「慎ましい」を修飾する例であり、話し手が貴族の内大臣であり、「(寝覚の上)ご自身もとても若くて、(何につけても)非常に遠慮深くて、恥ずかしかった…」という意味である。(15)は形容動詞「華やかなる」を修飾する例であり、「権大納言が悔しがって怒っている様子も、非常に華やかな性格だから憎めない」の意味である。

このように、平安和文に見られる「ヒトヘニ」の「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」という二つの用法はいずれも仏典を主とする訓点資料にも見られる。しかし、「もっぱらその行為に徹する様」の「ヒトヘニ」は、仏典において、「複数の対象の中からある対象に限定して動作を実施する」文脈で用いられる一方、平安和文においては、主に感情・心理に関する動詞(A)を含む文脈で用いられているという相違点が見られる。このような相違点はどこに起因するのであろう。平安和文に漢籍の影響が強いと指摘されていることを考えると、漢籍の「偏」の影響を受けている可能性が高い。『文淵閣四庫全書電子版』から『白氏長慶集』の「偏」を含む詩句を調べると、「偏」が副詞で用いられる詩文全29例のうち、心理・感情に関する動詞を後接する例は計16例ある（「偏知」3例、「偏愛」2例、「偏好」2例、「偏怜」2例、「偏惊」「偏驚」「偏覚」「偏相憶」「偏慚」「偏憶」「偏惆悵」各1例）。その他、状態を表す動詞、あるいは、形容詞を後接する「偏」が計4例（「偏宜」2例、「偏相似」「（夜）偏長」各1例）見られる。これらの例のなかで、「偏覚」はおそらく例(8)のように「おぼゆ」を修飾する「ヒトヘニ」の使用に影響を与えた可能性が考えられる。すなわち、平安和文の「ヒトヘニ」の用法は漢籍から影響を深く受けていると推測される。

#### 四 和漢混淆文における「ヒトヘニ」

二で述べたように漢文訓読の場では、「偏」をはじめとする複数の漢字が「ヒトヘニ」によって訓読されていた。日本語表現の世界では「ヒトヘニ」がどの漢字で表記されていたであろうか。和漢混淆文では、観智院本『三宝絵』の「ヒトヘニ」全5例中、漢字表記例（「偏ヘニ」）は1例見られる。延慶本『平家物語』の「ヒトヘニ」全71例中、漢字表記例（「偏ヘニ・偏ニ」）は69例見られる。日本古典文学大系『今昔物語集』（以下、『今昔』と略称）の「ヒトヘニ」全177例はすべて「偏ニ」で表記されている。また、前田本三卷本『色葉字類抄』の「ヒトヘニ」の掲出字は「偏」のみである。このように、院政鎌倉時代では、「偏」は「ヒトヘニ」の表記として定着するようになったと言えるであろう。

【表3】に示したように、院政鎌倉時代の「ヒトヘニ」は調査全体では会話文に126例、地の文に199例、計325例であり、総用例数が99例である平安和文より多く見られる。「ヒトヘニ」の用法について、「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解釈される例は、計144例と最も多く見られるが、総用例数に占める比率は44%であり、平安和文の83%より低い。「もっぱらその状態である様」の用法に解釈される例は、それに次ぎ、計136例であり、総

【表3】和漢混淆文における「ヒトヘニ」

用法	作品名	十訓抄	保元物語	平治物語	延慶本平家物語	覚一本平家物語	法華百座聞書抄	観智院本三宝絵	沙石集	宇治拾遺物語	今昔				小計(%)	
											天竺震旦	本朝仏法	本朝世俗	小計	小計	(%)
もっぱらその行為に徹する様	会	3 (A1C2)	0	0	10 (A3B6 C1)	1 (B1)	1 (B1)	0	0	4 (A1B2 C1)	3 (B3)	15 (B15)	5 (A1 B3C1)	23	42	144 (44) (A26B10 3C15)
	地	1 (A1)	0	0	19 (A9B6 C4)	5 (B4C1)	2 (B2)	5 (A1B2 C2)	11 (A3B7 C1)	3 (A1 B2)	6 (A1B5)	42 (A1 B40C1)	8 (A3 B4C1)	56	102	
もっぱらその状態である様	会	2 (名2)	1 (名1)	0	17 (動8名9)	8 (動1名7)	0	0	0	0	13 (動3名10)	16 (動3名13)	1 (名1)	30	58	136 (42) (動30形 11名95)
	地	2 (名2)	1 (名1)	2 (名2)	18 (動3形5名10)	10 (形5名5)	0	0	6 (動1形1名4)	3 (動2名1)	14 (動2名12)	18 (動4名14)	4 (動3名1)	36	78	
事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様	会	0	0	0	5 (動原1名原2名目2)	1 (名原1)	0	0	0	0	4 (動原2名目2)	16 (動原8名原7名目1)	0	20	26	45 (14) (動原20名原16名目9)
	地	0	0	0	2 (動原1名原1)	1 (名目1)	0	0	4 (動原3名目1)	0	6 (動原4名原1名目1)	5 (動原1名原3名目1)	1 (名原1)	12	19	
小計		8	2	2	71	26	3	5	21	10	46	112	19	177	325	

注：会、地はそれぞれ心と文を含む会話文、地の文を表している。「もっぱらその行為に徹する様」の列では、A、B、Cはそれぞれ「ヒトヘニ」の修飾する語が「心理・感情に関する動詞」「心理・感情以外の動詞(神仏に関する)」「心理・感情以外の動詞(神仏に関しない)」であることを表している。「もっぱらその状態である様」の列では、動、形、名はそれぞれ「ヒトヘニ」と共起する語が動詞、形容詞、名詞であることを表している。「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の列では、動、名はそれぞれ「ヒトヘニ」と共起する語が動詞、名詞であることを示し、原、目はそれぞれ「ヒトヘニ」が事の原因、事の目的の用法で用いられていることを示している。括弧内の数字はすべて「ヒトヘニ」が修飾する語の用例数を示している。

用例数に占める比率は42%である。平安和文の17%の2倍より高いということから、この用法は院政鎌倉時代に大きく発展していたことが推測できる。また、平安和文に見られない「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法に解釈される例は、計45例見られ、総用例数の14%を占めている。二で述べたように、仏典を主とする訓点資料では、「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の例が見られることから、この用法は仏典の訓読によって院政鎌倉時代に用いられた可能性がある。これらの作品のうち、和漢混淆文の典型である『今昔』の「ヒトヘニ」は計177例であり、和漢混淆文全用例325例の半分を超えている。この177例のなかで、本朝世俗部に計19例しかないのに対して、天竺震旦部に46例、本朝仏法部に112例、計158例と多く見られることは「ヒトヘニ」が漢文訓読調の強い語であることを示唆している。

#### イ「もっぱらその行為に徹する様」の用法

「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解釈される「ヒトヘニ」は会話文に42例、地

の文に102例、計144例である。そのなかで、次の(16)のように心理・感情に関する動詞(A)を修飾する「ヒトヘニ」は計26例、(17)のように心理・感情以外の動詞(神仏に関しない)(C)を修飾する「ヒトヘニ」は計15しかないのに対して、(18)のように心理・感情以外の動詞(神仏に関する)(B)を修飾する「ヒトヘニ」は計103例と多く見られる。「ヒトヘニ」の修飾する動詞が全体的に(B)に傾いていることは、心理・感情に関する動詞(A)を修飾しやすい平安和文の「ヒトヘニ」との相違点が見られる。

(16) 偏ヘニ聞キツル事ヲノミ悦ビ奇ブ事、喩ヘバ年シ経テ母ヲ別レタル小コ牛ノ、  
風ノカニ母ノ音ヲ聞ナラムガ如シ。(観智院本三宝絵・上・雪山童子)

(17) (孔子) ひとへに君に随ひ奉る、忠にあらず。(会)(十訓抄・六ノ序)

(18) 王、天ノ言ヲ聞テ悲ビ喜テ云ク、『我が国ニハ偏ニ大乘ヲ流布シテ小乗ヲ不可留ズ』ト。(会)(今昔・6ノ31)

出典：王聞<sub>二</sub>天語<sub>一</sub>、悲喜立<sub>レ</sub>制、我国偏重<sub>二</sub>大乘<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>流通<sub>二</sub>小法<sub>一</sub>。

(三宝感応要略録・巻中・有<sub>レ</sub>人将読<sub>二</sub>華嚴經<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>水盥<sub>レ</sub>掌所<sub>レ</sub>霑虫類生<sub>レ</sub>天感応第一)

例(16)は、「聞いた声だけでひたすら喜ぶ様子は、長年、母に別れた子牛がほのかに母の声を聞きつけた(時の喜び方の)ようであった」という意味(A)である。例(17)は「ひたすら主君に従うのは、忠義ではない」という意味(C)である。例(18)は「我が国では大乘をひたすら広げて、小乗を広げてはいけない」という意味(B)である。この例は『今昔』全177例のなかで出典に「偏」が見られる唯一の例であるが、その他の『今昔』の「ヒトヘニ」の例は撰者の個性文体を反映したものと推測できる。

#### ロ「もっぱらその状態である様」の用法

「もっぱらその状態である様」の用法に解される「ヒトヘニ」は、会話文に58例、地の文に78例、計136例見られる。そのなかで、平安和文に見られる、形容動詞を修飾する「ヒトヘニ」は和漢混淆文に見られない。平安和文に見られる、動詞(否定辞を伴う動詞も含む)、形容詞(接尾辞「ゴトシ」も含む)を修飾する「ヒトヘニ」はそれぞれ30例、11例しか見られないが、平安和文に見られない、名詞を修飾する「ヒトヘニ」は95例と多く見られる。「ヒトヘニ」が修飾する名詞全95例のなかで、「事」「者」「所」のような形式名詞は計11例、「威力」「恩」「徳」のような抽象名詞の例は計82例、「人」「扇」のような実質名詞の例は計2例見られる。

(19) 成順、偏ニ此ノ世ノ事ヲ不思ズシテ、只、後世菩提ヲ願。(今昔・15ノ35)

(20) 偏ニ神慮穴倉シ。(延慶本平家物語・第二中)

(21) その罪をなだめ、軽めむこと、ひとへに徳政なるべし。(十訓抄・十ノ七十六)

例(19)は動詞を修飾する「ヒトヘニ」の例であり、「成順は現世のことにまったく関心を持たず、後世の極楽往生のみを願う」という意味である。例(20)は形容詞を修飾する例であり、「天子の御心は非常にぼんやりしている」という意味である。例(21)は名詞を修飾する例であり、「その罪を宥恕し、軽減することはまさしく徳に基づく政治である」という意である。

#### ハ「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法

「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法に解される「ヒトヘニ」は、会話文に26例、地の文に19例、計45例である。例(22)のように動詞「依る」を修飾する「ヒトヘニ」の例は計20例あり、いずれも「事の原因がもっぱらそれに拠っている様」を表している。その一方、名詞を修飾する例は計25例ある。そのなかで、名詞「故」を修飾する「ヒトヘニ」は計16例あり、例(23)のように、いずれも「事の原因がもっぱらそれに拠っている様」を表している。名詞「為」を修飾する「ヒトヘニ」は計9例あり、例(24)のように、いずれも「事の目的がもっぱらそれに拠っている様」を表している。

(22) 此レ偏ニ、観音ノ加護ニ依テ、此ノ難ヲ免レヌル也。(会)(今昔・16ノ16)

(23) 此レ、偏ニ張良ト知音ト有シ故也。(今昔・10ノ3)

(24) 此レ偏ニ母ノ後世ヲ訪ハムガ為也。(今昔・19ノ28)

例(22)は「これはまったく観音のご加護によって危難を免れたのである」という意味である。例(23)は「(鴻門の中では、項伯は今日、不祥事が生じてはならない旨を項羽に言い聞かせた。)これは、まったく(項伯と)張良と親友だからである」という意味である。例(24)は「このことはまったく母の後世を弔おうがためのことであった」という意味である。二で述べたように、仏典を主とする訓点資料において、「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の「ヒトヘニ」の例は1例しかないが、「偏依」「偏～故」「偏為」をキーワードとして大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)から検索してみると、漢訳仏典それぞれ14例、3例、92例が見られる<sup>4</sup>。このように、「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法はすべて仏典の訓読によって用いられたものである。

以上、和漢混淆文の「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」のいずれの用法も仏典を主とする訓点資料に見られる。和漢混淆文の「ヒトヘニ」は仏典から影響を強く受けていると考えられる。

## 五 おわりに

本章では、『角川古語大辞典』に従い、「ヒトヘニ」の用法を「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」「事の原因や目的はもっぱらそれによっている様」という三用法に分けて、訓点資料、和文、和漢混淆文の用法を考察した。以上から、次の諸点を指摘できる。

訓点資料では、「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の三用法のいずれも見られ、和文や和漢混淆文の用法と対応している。

和文の「ヒトヘニ」全99例のなかで、「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解釈される例は、総用例数の83%を占めており、特に「ヒトヘニ」は「心理・感情に関する動詞」を修飾しやすい傾向が見られる。その裏に心理・感情に関する動詞を後接しやすい『白氏長慶集』の「偏」の影響が推測される。「もっぱらその状態である様」の用法に解される例は、動詞、形容詞、形容動詞を修飾し、総用例数の17%を占めている。「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法に解釈される例は、見られない。

和漢混淆文の「ヒトヘニ」全325例のうち、「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解される例は、総用例数の44%を占めており、主に「複数の対象の中からある対象に限定して動作を実施する」文脈で用いられた。「もっぱらその状態である様」の用法に解される例は、動詞、形容詞、名詞を修飾し、平安時代より発達し、総用例数の42%に上っている。

「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法に解釈される例は、名詞と動詞を修飾し、総用例数の14%を占めている。この用法は仏典によく見られる「偏依」「偏〜故」「偏為」のような用語の直訳の影響を受けていると考えられる。

このように、「ヒトヘニ」は『源氏物語』に比較的に多く見られるが、漢文訓読によって生じて、和文や和漢混淆文で広く用いられた語である。「ヒトヘニ」のように、漢文訓読から由来し、和文に定着した語はほかにもあるが、今後の課題としたい。

### 【注】

- 1 『訓点語彙集成』によれば、『観弥勒上生兜率天経賛 卷下』（平安初期第一次点）における「偏」は「ヒトヘニ」訓の附された最古の例である。
- 2 変体漢文における「ヒトヘニ」と漢文訓読との関わりは、別途で検討する。
- 3 元稹、白居易の漢詩の加点は佐藤道生・柳澤良一著（2011）『和歌文学大系 和漢朗詠集／新撰朗

詠集』(明治書院)による。

4 漢訳仏典における「偏依」「偏～故」「偏為」の例は挙げておく。

宋人等云、偏依—聖教之威力—也。(弘賛法華伝)

宋招提寺釈慧紹宋廬山積僧瑜偏崇重<sub>レ</sub>仏、故造—陟<sub>レ</sub>阨止觀二寺—。(法華伝記・齊太祖高帝)

若偏爲—良福田—施、不—樂常施—。(法苑珠林・慳僞部)

#### 【調査資料】

○電子テキスト：『日本語歴史コーパス』：『竹取物語』『伊勢物語』『土佐日記』『大和物語』『平中物語』『落窪物語』『枕草子』『和泉式部日記』『源氏物語』『紫式部日記』『更級日記』『大鏡』『讃岐典侍日記』『堤中納言物語』『蜻蛉日記』『方丈記』『十訓抄』『宇治拾遺物語』／新編国歌大観 DVD-ROM：『拾遺和歌集』『金葉和歌集』『和漢朗詠集』／『文淵閣四庫全書電子版』(迪志文化出版)：『白氏長慶集』○データベース：大正新脩大藏經テキストデータベース(SAT2018)／『文淵閣四庫全書電子版』(迪志文化出版)○刊行本文、索引、影印本等：[和文]池田利夫(1964)『浜松中納言物語総索引』武蔵野書院、宇津保物語研究会(1973-1982)『宇津保物語 本文と索引』笠間書院、塚原鉄雄ほか編(1975)『狭衣物語語彙索引』笠間書院、鈴木弘道(1977)『とりかへばや物語総索引』笠間書院、高知大学人文学部国語史研究会(1985-1987)『栄花物語 本文と索引』武蔵野書院 [和漢混淆文]馬淵昌子ほか編(1971-1981)『今昔物語集文節索引』笠間書院、小林芳規(1975)『法華百座聞書抄総索引』武蔵野書院、坂詰力治・見野久幸(1979)『平治物語総索引』武蔵野書院、深井一郎(1980)『慶長十年古活字本沙石集総索引』勉誠社、東辻保和(1981)『打開集の研究と総索引』清文堂、坂詰力治・見野久幸(1981)『保元物語総索引』武蔵野書院、中央大学国語研究会(1985)『三宝絵詞自立語索引』笠間書院、北原保雄・小川栄一(1990～1999)『延慶本平家物語 本文と索引』勉誠社、笠榮治(1998)『平家物語総索引』牧野出版 [訓点資料]曾田文雄(1957)「訓点語彙—高野山光明院蔵蘇悉地羯羅經承保元年点—」『訓点語と訓点資料』8…「高野山学園本蘇悉地羯羅經承保元年」、小林芳規(1958)「西大寺本不空羼索神呪心經寛徳点の研究—釈文と索引—」『国語学』33…「西大寺本不空羼索神呪心經一卷寛徳二年」、築島裕(1965)『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究 訳文篇』東京大学出版会…「興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝巻七～十承德三年」、大坪併治(1968)『訓点資料の研究』風間書房…「龍光院本妙法蓮華經平安後期」「天理図書館・国立京都博物館本南海寄帰内法伝長保五年」、春日政治(1969)『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究』勉誠社…「西大寺本金光明最勝王經十卷平安初期」、中田祝夫(1979)『古点本の国語学的研究 訳文篇』講談社…「石山寺本法華經義疏五卷平安中期」「石山

寺本法華經玄贊淳祐古点」、中田祝夫（1979）『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』風間書房…「大乘大集地藏十輪經聖語藏本卷五元慶七」、身延山久遠寺（1980）『重要文化財 本朝文粹』汲古書院…「身延山久遠寺本本朝文粹建治二年」、後藤昭雄・小林芳規（1984）『天理図書館善本叢書和書之部第五十七卷平安詩文殘篇』天理大学出版部…「東寺旧藏本作文大体一卷鎌倉中期」、高山寺典籍文書綜合調査団（1984）『高山寺古訓点資料第二』東京大学出版会…「高山寺本莊子甲乙卷鎌倉中期」、高山寺典籍文書綜合調査団（1986）『高山寺古訓点資料第三』東京大学出版会…「高山寺本大毘盧遮那成仏經疏永保二年」、築島裕・坂詰力治・後藤剛（1988～2003）『最明寺本往生要集』汲古書院…「最明寺本往生要集院政初期」、西崎亨（1992）『東大寺図書館蔵本「法華文句」古点の国語学的研究』桜楓社…「東大寺図書館本法華文句平安後期」、築島裕（1993）「高山寺蔵大毘盧遮那成仏經疏卷第二康和五年点积文（二）」『訓点語と訓点資料』105…「高山寺本大毘盧遮那成仏經疏十九帖康和五年」、築島裕（2004）『高野山西南院蔵本和泉往來總索引』汲古書院…「高野山西南院本和泉往來文治二年」【その他】増補史料大成刊行会編（1989）『増補史料大成 第24卷（『台記』別記「中臣寿詞」）』臨川書店、沖森卓也（1995）『東京国立博物館蔵本延喜式祝詞總索引』汲古書院、前田育徳会尊經閣文庫編（1999）『色葉字類抄 一 三卷本』八木書店、古典索引刊行会編（2003）『萬葉集索引』塙書房、中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編（2012）『角川古語大辞典 オンデマンド版』角川学芸出版

## 第四章 「敢」から副詞「アヘテ」へ ——「アヘテ～打消表現」の否定強調用法の発生と定着——

### 第一節 『日本書紀』における「敢」の用法

#### 一 はじめに

古代副詞「アヘテ」は、『萬葉集』では、打消表現と呼応し用いられる例は見られないが、平安時代以降、例(1)のように、打消表現と呼応し「決して～ない」の意を表し、否定強調の用法で用いられる例が見られるようになる。

- (1) …四位、五位の女といへど、ことに交らひわろく、成出きよげならぬをば、あへ  
て仕うまつらせたまふべきにもあらず… (栄花物語・かかやく藤壺)

この例は姫君の入内のお供の選抜の基準を語る内容で、「世間づきあいもよくなく、生立ちの芳しくないものは決して奉仕させるわけにはいかない」という意味である<sup>1</sup>。この例の「アヘテ～ズ」は動作「参上する」に対する強い否定を表すと解釈できる。「アヘテ～ズ」は漢文訓読にもとづく表現であることは山田(1930)によって指摘されている。しかし、この用法がどんな経緯で発生し、いつ、どのように発生したかについては、見解が分かっている。すなわち、この用法の発生は、日本語として独自に生じたとする見方と、漢文訓読の影響を受けて生じたとする見方に意見が二分される。前者の見解として、築島(1963)、小倉(2008)の研究が挙げられる。築島(1963)は、『栄花物語』の地の文に用いられることから、「アヘテ～ズ」は必ずしも漢文出自の語法ではないと述べた<sup>2</sup>。小倉(2008)は、動詞の意味内容を踏まえて副詞の意味用法が成立する立場に立ち、上代動詞「アフ」に「たえる」の意味があり、「たえ」つつ行うことは「殊更に」その行為を行うことになるために、否定辞を伴うと、「(明確な意思の下)殊更に～しない」となり、「決して～しない」という解釈へとつながると説いた。後者の見解には、漢文「敢」に否定強調の用法を積極的に認め、「アヘテ～ズ」の否定強調の用法は漢文の影響を受けているという吉儀(1987)の論が見られる。また、三浦(1986)は、古代日本人の漢文「不敢」に対する誤用で、「アヘテ～ズ」の否定強調用法が生じたとした。

本節では、「アヘテ～打消表現」の否定強調の用法の発生の由来を明らかにするために、『日本書紀』における「アヘテ」を表記したと思われる「敢」の用法を整理し、例(1)の

ような後代の否定強調の用法で用いられる「敢」の例が見られるかを調査することを目的とする。

## 二 漢文における「敢」

### 二・一 「敢」の用法の分類

築島（2007）『訓点語彙集成』によれば、否定辞を前接する「アヘテ（敢、肯）」の計50例のうち、「敢」を訓読した例は37例を占める。「肯」は、『文語解』「肯（アヘテ）」の項に「古来アヘテト訳スレドモ敢ノ字ト大ニ異ナリ。可也ト注ス。俚語ノガテンスルコトナリ」とあり、また、『操觚字訣』「肯」の項に「肯ハ…コレヲアヘテト訓ズルドモ、敢トハチガヒ、可也ト注シテ、ウケガヒ、得心シテ、キハ入ルコトナリ、「非不敢言、乃不肯言尔」トカケバ、ヨライハヌデハ、ナケレドモ、イウコトヲ、ウケガハヌト云コトナリ」とある。このように、「肯」は「うべなう」の意に解される漢字「可」にあたり、後に述べる「敢」の意と異なるものであり、「アヘテ」の意味用法は『訓点語彙集成』に例が多く見られる「敢」と最も関係すると思われる。そこで、本節では、「敢」の用法を中心に考察する。ここでは、裴（1935）の論、『古代漢語虚詞詞典』の記述を踏まえて、ある状況に耐え忍びながら、ある動作をする意志があるという心的状態を表す「意志用法」、「できる」の意を表す「可能用法」、「恐縮ながら」を意味する「謙遜用法」、あることをする気がないことを意味する「反語用法」という四つの用法に分けて検討していく<sup>3</sup>。次にそれぞれの用法について説明しておく。

#### イ 意志用法

「敢」は、『増韻』に「敢、忍為也」とあり、あることに耐え忍んでも、ある動作を行うことを表していると解釈されている。また、『説文』に「敢、進取也」とあり、段玉裁の注に「冒而前也」とある。「冒」は、『漢書』「礼楽志」の「習俗薄悪、民人抵冒。」に「冒、犯也。言無廉恥、不畏懼也。」と顔師古の注が施されており、犯すという意に解釈されている<sup>4</sup>。このように、段玉裁の注は、「敢」は何か犯すことに耐え忍んでも、前に進むという意味に理解できる。また、「敢」は『広雅』に「敢、勇也」とあり、勇気の意と解釈されている。『増韻』、段玉裁の注、『広雅』の記述を合わせて考えると、「敢」は何か犯すことに耐え忍んでも、ある動作をする意志があるという心的状態を表すものと推測する。

この用法の「敢」は、例（2）（3）のように否定辞を前接せずに用いられる場合がある。

（2）（田叔）怒<sub>レ</sub>之曰、王非<sub>二</sub>若主<sub>一</sub>邪。何自敢言<sub>二</sub>若主<sub>一</sub>。 （史記・田叔列伝）

(3) 公子恐<sub>レ</sub>其怒<sub>レ</sub>之、乃誠<sub>二</sub>門下<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>敢<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>魏王使<sub>レ</sub>通者<sub>一</sub>上死。 (史記・魏公子列伝)

例(2)は、王に財物を奪われたと訴える数百人に対する田叔の述べた言葉で、「王はお前たちの主君ではないのか。どうして(目上の人<sub>の</sub>威厳を犯すことに耐え忍んでも、)こんなに大胆にも自分たちの主君を言ったのか」という怒りを表している。例(3)は、門客に対する公子の言葉で、「(私の命令違反を犯すことに耐え忍びんでも、)大胆にも魏王の使者のために取り次ぐ者がいたら、殺す」と門客を戒めている。

いっぽう、例(4)～(7)のように「不」など否定辞を前接し用いられる場合も多く見られる。

(4) (成伯)曰、余恐<sub>レ</sub>死、故不<sub>レ</sub>敢<sub>二</sub>占<sub>一</sub>也。 (左伝・成公十七年)

(5) 自<sub>レ</sub>朝至<sub>二</sub>日中<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>遑<sub>二</sub>暇食<sub>一</sub>、用威<sub>レ</sub>和<sub>二</sub>万民<sub>一</sub>。文王不<sub>レ</sub>敢<sub>二</sub>盤<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>游田<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>庶邦<sub>一</sub>惟正之供。 (尚書・無逸)

(6) 漢王曰、吾聞、帝賢者有也、空言虚語、非<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>守也、吾不<sub>レ</sub>敢<sub>二</sub>当<sub>二</sub>帝位<sub>一</sub>。

(史記・高祖本紀)

(7) (宋穆公)曰、先君舍<sub>二</sub>与夷<sub>一</sub>而立<sub>二</sub>寡人<sub>一</sub>、寡人弗<sub>レ</sub>敢<sub>二</sub>忘<sub>一</sub>。 (左伝・隠公三年)

否定辞を前接する「敢」の「意志用法」の例は、形式上、例(4)のように動作主体の恐れる心的状態を描写する、「恐」などの語を伴うものと、例(5)～(7)のように動作主体の恐れる心的状態を描写する語を伴わないものが見られるが、文脈上、いずれもあることを敬畏する、あるいは、恐れるため、ある動作をしないことを表すと解される<sup>5)</sup>。例(4)では、「不敢」は「死を恐れるために、(夢の吉凶を)占う気がない」という文脈で用いられている。例(5)は、周文王を例に挙げて、主君は勤めるべきで怠ってはならないことを語る内容で、この「不敢」は「文王は(天に与えられた王位を敬畏するため、)遊興や狩を楽しむ気がない」という文脈で使われている。例(6)は漢王が帝位に即くことを断る場面で、この「不敢」は「私は(皇帝は賢者が保有されることを敬畏し、)帝位に当たる気がない」という文脈で用いられる。例(7)は「先王である宣王は息子の与夷を差し置いて弟の私に譲位した。私は(譲位の恩徳を敬畏する、)忘れる気がない」という意味である。例(6)～(7)の「不敢」の意味について、吉儀(1987)は「決して～ない」の意であると解釈した。これらの例では、動作主体の恐れる心的状態を描写する語を伴わず、「天に与えられた王位を敬畏する」「皇帝は賢者が保有されることを敬畏する」という倫理・道徳的な認識によって、「不敢」の後接する動作をする意志がないことを表している。つまり、倫理・道徳の面から、これらの動作をしてはいけないと解することができるため、否定強調用法と解釈

する可能性があると思われる。

## ロ 可能用法

「敢」の「可能用法」は「意志用法」の延長として生まれたものと考えられる。また、次の例(8)～(10)は、裴(1935)の「可能用法」として挙げたものである<sup>6</sup>。

(8) 楚雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>富大之名<sub>一</sub>、其實空虚、其卒<sub>三</sub>雖多<sub>一</sub>、輕走易<sub>レ</sub>北、不<sub>二</sub>敢堅戰<sub>一</sub>。

(戦国策・樊鄴滕灌列伝)

(9) 孔子觀<sub>二</sub>於呂梁<sub>一</sub>、懸水四十仞、環流九十里、魚鱉不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>過、鼃鼃不<sub>二</sub>敢居<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>一丈夫<sub>一</sub>、方將<sub>レ</sub>涉<sub>レ</sub>之。

(説苑・雜言篇)

(10) 以<sub>二</sub>其無<sub>レ</sub>争<sub>二</sub>於萬物<sub>一</sub>也、故莫<sub>二</sub>敢與<sub>レ</sub>之争<sub>一</sub>。

(淮南子・原道篇)

例(8)は、「楚の士卒は戦場で逃げやすい」という動作主体の自身の原因で、「堅く戦うことができない」という結果になったのを述べている。例(9)(10)の「不敢」は外部の客観的原因で、ある動作をすることができない文脈で用いられる。例(9)は「呂梁の環境の厳しさ」という原因で、「鼃は生活できない」という結果になったのを述べている。例(10)は、「相手が何も争わない」という原因で、「相手と争うことができない」という結果になったのを述べている。

このように、本章では、裴(1935)の研究をもとに、「敢」の「可能用法」は例(8)～(10)のように否定辞を前接し、「前件の原因で、後件が発生できない」ことを表すという限定的な用法にまとめる。

## ハ 謙遜用法

「謙遜用法」の「敢」は目上の人への威厳を犯すことに耐え忍んでも、ある動作を行う気があることを表しており、「可能用法」と同じく、「意志用法」の延長として生まれたものである。肯定文のみに使われ、「恐縮ながら」という意に解される。

(11) 敢問、何謂<sub>二</sub>浩然之氣<sub>一</sub>。

(孟子・公孫丑)

例(11)は、孟子を相手に、弟子の公孫丑の言葉で、「恐縮ながら、何を浩然の気というかを問わせていただきます」という意味である。

## ニ 反語用法

「反語用法」の「敢」は実質的には「不敢」の意味であり、後接する動詞を否定するものである。これには、例(12)(13)のように「ある動作を行う意志」を否定するものと、例(14)のように「ある動作の行う可能性」を否定するものがある。形式上、(12)(14)のように「誰」「何」「豈」等疑問を表す語を前接するものと、(13)のように単独で反語

表現に用いられるものが見られる。

(12) (公治) 対曰、君実有<sub>レ</sub>国、誰敢違<sub>レ</sub>君。 (左伝・襄公二十九年)

(13) (叔弓) 辞曰、寡君命<sub>二</sub>下臣<sub>一</sub>、来繼<sub>二</sub>旧好<sub>一</sub>、好合使成、臣之禄也。敢辱<sub>二</sub>大館<sub>一</sub>。  
(左伝・昭公二年)

(14) 沛公不<sub>二</sub>先破<sub>二</sub>関中<sub>一</sub>、公豈敢入乎。 (史記・項羽本紀)

例(12)は「殿様に背く気のあるもの誰がありますでしょうか」という意味で、「敢」は「背」という動作をする意志を否定するものである。例(13)は「どうしてこんな立派なお宿までお世話いただく気がありますでしょうか」という意味であり、「敢」は「辱(お世話いただくという意味)」という動作をする意志を否定するものである。例(14)は「沛公が関中を破らないと、公(項羽)はどうして関中に入ることができるだろうか」という意味であり、「入」という動作の可能性を否定するものである。

## 二・二 漢文における「敢」の用法

二・一では、「敢」を何か犯すことに耐え忍んでも、ある動作をする意志があるという心的状態を表す「意志用法」、「できる」の意を表す「可能用法」、「恐縮ながら」を意味する「謙遜用法」、あることをする気がないことを意味する「反語用法」という四用法に分けた。ここでは、漢籍『漢書』『後漢書』『三国志』『淮南子』、漢訳仏典『金光明最勝王経』など小島(1988)に指摘された、『日本書紀』の執筆に参考した可能性のある資料に見られる「敢」の用法を調査する。なお、『法華経』は『日本書紀』の執筆に参考されていないが、『金光明最勝王経』の用例数の少なさを考慮し、日本で漢訳仏典の代表の一つとして知られる『法華経』も調査対象に入れた<sup>7</sup>。

【表1】は「敢」の用例を会話文と地の文に分け、さらに「意志用法」「可能用法」「謙遜用法」「反語用法」に分類し、それぞれの用例数をまとめたものである。なお、否有、否無は「敢」の前接する、「不」「無」等の否定辞の有無を表している。

【表1】に示したように、「敢」総用例1277例のうち、会話文は計644例、地の文は計633例である。漢籍、仏典に用いられる「敢」はそれぞれ1198例、64例、15例である。この四用法では、「意志用法」の例が計1098例と最も多く見られ、総用例数の86.0%を占める。いっぽう、「可能用法」「謙遜用法」「反語用法」の例は、それぞれ計19例(1.5%)、37例(2.9%)、123例(9.6%)にとどまる。個別の用法に注目すると、「意志用法」に用い

【表1】漢文における「敢」の用法

作品 用法		漢籍								仏典				計 (%)
		漢書		後漢書		三国志		淮南子		法華経		金光明最勝王経		
		会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	
意志用法	否無	37	65	34	25	30	12	11	1	1	0	0	0	216 (19.7)
	否有	169	200	119	204	50	84	12	30	6	0	8	0	882 (80.3)
小計		206	265	153	229	80	96	23	31	7	0	8	0	1098 (86.0)
		471		382		176		54		7		8		
可能用法	否無	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2 (10.5)
	否有	0	1	1	4	6	2	0	3	0	0	0	0	17 (89.5)
小計		0	2	1	4	6	3	0	3	0	0	0	0	19 (1.5)
		2		5		9		3		0		0		
謙遜用法		9	0	17	0	10	0	1	0	0	0	0	0	37 (2.9)
反語用法		37	0	52	0	28	0	6	0	0	0	0	0	123 (9.6)
計		252	267	223	233	124	99	30	34	7	0	8	0	1277 (100.0)
		519		456		223		64		7		8		会話文：644 地の文：633
		1198				64				15				

られる「敢」の総用例1098例のうち、否定辞を前接する例が最も多く見られ、計882例で、総用例数の80.3%に達する。否定辞を前接しない例は、計216例（19.7%）にとどまる。「可能用法」に用いられる「敢」の総用例19例のうち、否定辞を前接する例は17例（89.5%）であるに対して、否定辞を前接しない例は2例（10.5%）にとどまる。

上述したように、漢文では、「敢」の否定辞を前接し、「意志用法」で使われる例が最も多いことが確認できた。

### 三 『日本書紀』における「敢」

#### 三・一 『日本書紀』における「敢」の概況

続いて、『日本書紀』における漢字「敢」の用法を分析する。なお、用例数の調査は日本古典文学大系本（国文学研究資料館日本古典文学本文データベース）によった。

【表2】は、『日本書紀』における漢字「敢」の用例を用法によって分類し、さらに文の

種類を分けて、それぞれの用例数をまとめたものである<sup>8</sup>。否無、否有は【表1】と同じく、「敢」の前接する、「不」「無」等の否定辞の有無を表すものである。

【表2】に示したように、『日本書紀』の「敢」の総用例54例のうち、会話文は41例、総用例の75.9%を占める。それに対して、地の文は13例、総用例数の24.1%を占める。漢文と比べ、『日本書紀』の「敢」は

【表2】 『日本書紀』における「敢」の用法

		会話文	地の文	計 (%)
意志用法	否無	2	1	23 (42.6)
	否有	11	9	
可能用法	否無	0	0	8 (14.8)
	否有	5	3	
謙遜用法		3	0	3 (5.6)
反語用法		20	0	20 (37.0)
計 (比率%)		41 (75.9)	13 (24.1)	54

全体的に会話文に用いられやすいことが確認できる。「敢」の四用法では、「意志用法」「反語用法」の「敢」は比較的によく用いられる。具体的に言うと、「意志用法」の「敢」は計23例で、総用例に占める比率は42.6%である。「反語用法」の「敢」は計20例で、総用例に占める比率は37.0%である。いっぽう、「可能用法」「謙遜用法」の「敢」はやや少なく、それぞれの用例数は8例 (14.8%)、3例 (5.6%) にとどまる。個別の用法に注目すると、「意志用法」の計23例のうち、否定辞を前接しない例は3例であるが、否定辞を前接する例は20例にのぼる。「可能用法」の総用例8例はすべて否定辞を前接するものである。「意志用法」「可能用法」の「敢」は否定辞を前接して用いられやすいことが分かる。

森 (1999) によれば、『日本書紀』は渡来人の手による和習の少ないα群 (巻十四～巻二十一、巻二十四～巻二十七) と、日本人の手による和習の多いβ群 (巻一～巻十三、巻二十二～二十三) と、その他 (巻三十) からなるという。これに基づくと、『日本書紀』における「敢」の用法分布を確認すれば、渡来人及び日本人の漢字「敢」に対する使用意識が窺える<sup>9</sup>。『日本書紀』における「敢」の用法を巻ごとにまとめると、【表3】を得た<sup>10</sup>。否無、否有は【表1】【表2】と同じく、「敢」の前接する、「不」「無」など否定辞の有無を表すものである。

【表3】に示したように、β群、α群の「敢」の延べ用例数はいずれも26例である。「敢」はβ群とα群に均一的に分布していることが分かる。β群では、「敢」の延べ用例数26例のなかで、「意志用法」に解される例は7例で、総用例数に占める比率は26.9%であり、「謙遜用法」に解される例は3例で、総用例数に占める比率は11.6%であり、「可能用法」に解さ

【表3】『日本書紀』における「敢」の用法分布

		意志		可能		謙遜	反語	計	合計	補足
		否無	否有	否無	否有					
β	一	2	1	0	1	0	3	7	20	用法の延べ用例数/各群の延べ用例数の比率 β群 意志用法26.9%(計7例) 謙遜用法11.6%(計3例) 可能用法7.7%(計2例) 反語用法53.8%(計14例) α群 意志用法53.8%(計14例) 謙遜用法0.0%(計0例) 可能用法23.1%(計6例) 反語用法23.1%(計6例)
	二	0	0	0	0	1	2	3		
	三	0	2	0	1	0	0	3		
	六	0	1	0	0	0	0	1		
	八	0	0	0	0	1	0	1		
	九	0	0	0	0	0	1	1		
	十一	0	0	0	0	0	1	1		
	十三	0	1	0	0	1	1	3		
α	十四	0	2	0	1	0	0	3	21	否定辞を前接する「敢」の延べ用例数/群の延べ用例数の比率 β群 26.9% (計7例) α群 76.9% (計20例)
	十五	0	1	0	0	0	1	2		
	十七	0	3	0	1	0	0	4		
	十九	0	6	0	0	0	2	8		
	二十	0	1	0	2	0	0	3		
	二十一	0	1	0	0	0	0	1		
β	二十二	0	0	0	0	0	1	1	4	
	二十三	0	0	0	0	0	3	3		
α	二十四	0	0	0	1	0	0	1	5	
	二十五	0	0	0	0	0	2	2		
	二十六	0	0	0	1	0	0	1		
	二十七	0	0	0	0	0	1	1		
β	二十八	0	0	0	0	0	2	2	2	
	三十	1	1	0	0	0	0	2	2	
計		23		8		3	20	54	一	

れる例は2例で、総用例に占める比率は7.7%であり、「反語用法」に解される例は14例であり、総用例数に占める比率は53.8%である。それに対して、α群では、「敢」の延べ用例数26例のなかで、「意志用法」に解される例は14例であり、総用例数に占める比率は53.8%であり、「謙遜用法」に解される例は0例で、総用例数に占める比率は0.0%であり、「可能用法」に解される例は6例で、総用例数に占める比率は23.1%であり、「反語用法」に解される例は6例で、総用例数に占める比率は23.1%である。β群の「謙遜用法」「反語用法」

の比率はα群より高いことから、書き手の日本人はこの二用法が理解できたと思われる。否定辞を前接する「敢」の延べ用例数について、β群では、7例見られ、総用例数に占める比率は26.9%にとどまるが、α群では、20例見られ、総用例数に占める比率は76.9%に達する。いっぽう、「反語用法」／各群の延べ用例数の比率について、β群、α群はそれぞれ53.8%（14例）、23.1%（6例）であり、β群は反語表現によって漢字「敢」を否定の文脈に用いる傾向が見られる。この点から、α群の書き手の渡来人と比べ、β群の書き手の日本人の漢字「敢」に否定辞を前接して用いる使用意識がまだ浅いことが窺える。

### 三・二 『日本書紀』における「敢」の用法

#### イ 意志用法

「意志用法」に解される「敢」計23例では、否定辞を前接しない例が計3例見られる。そのなかで、例（15）のように「敢」が疑問文に用いられ、発生したこと、あるいは、目の前のことに対し、怒りを表すものが2例であり、例（16）のように「敢」が肯定文に用いられ、思い切って目上に進言する場面に使われるものが1例である。なお、用例の読下文は日本古典文学大系本によった。

(15) 夫父母既任諸子、各有其境。如何棄置当就之國、而敢窺窬此処乎…

(会) (書紀・卷一・神代上)

(夫れ父母、既に諸の子に任せたまひて、各其の境を有たしむ。如何ぞ就くべき國を棄て置きて、敢へて此の所を窺窬ふや」…)

(16) 中納言直大式三輪朝臣高市麻呂上表敢直言、諫争天皇欲幸伊勢、妨於農時。

(書紀・卷三十・持統紀)

(是の日に、中納言直大式三輪朝臣高市麻呂、上表りて敢へて直言して、天皇の伊勢に幸さむとして、農時を妨げたまふことを諫争めまつる。)

例（15）は、素戔鳴尊が自分の高天原を奪うと思う天照大神の言葉で、下線部は「どうして自分の赴くべき国を捨て、（父母の命令違反を犯すことに耐え忍んでも、）大胆にもこの高天原を奪うのか」と怒りを表すものである。例（16）の下線部は「中納言高市麻呂は（天皇の威厳を犯すことに耐え忍んでも、）思い切って進言した」という意味である。

否定辞を前接する「敢」は計20例で、すべてあることを敬畏すること、あるいは、恐れるのに耐え忍びないことによって、ある動作をしない意志を表す。

(17) 又津守連等、至臣蕃奉勅書、問建任那。恭承來勅、不敢停時、爲欲共謀。

(書紀・卷十九・欽明紀)

(又津守連等、臣が蕃に至りて勅書を奉げて、任那を建てむことを問ふ。恭みて來勅を承りて、敢へて時を停ず、爲に共に謀らむと欲ふ。)

(18) 男大迹天皇謝曰、子民治国重事也。寡人不才、不足以称。願請、廻慮択賢者。  
寡人不敢当。(会) (書紀・卷十七・繼體紀)

(大迹天皇、謝びて曰はく、「民を子とし国を治むることは、重き事なり。寡人不才して、称ぐるに足らず。願請ふ、慮を廻して賢しき者を択べ。寡人は敢へて当らじ」とのたまふ。)

(19) 於是、百済国主、怖畏天朝、不敢違勅。(書紀・卷第二十・敏達紀)  
(是に、百済国の主、天朝に怖ぢ畏みて、敢へて勅に違かず。)

例(17)は、百済が、任那を再建すると命じる勅書を受けた場面で、下線部は「(百済は、勅書の命令を敬畏するため、)時を経る気がなく、(任那)と協議しようとする」という意味である。例(18)は男大迹天皇の言葉で、下線部は「私は(天命を敬畏するため、帝位に)当たる気がない」と帝位を断った場面である。例(19)は「百済の王は天朝を恐れて、天朝の詔に背く度胸がなかった」という意味である。

## ロ 可能用法

「可能用法」に解される「敢」計8例はすべて否定辞を前接し、前件の原因で、「敢」の後接する動作ができないという文脈で用いられるものである。そのなかで、前件の原因の内訳として、動作主体自身の原因の例が1例、外部原因の例が7例見られる。

(20) 詔群臣曰、爲朕讚蜻蛉歌賦之。群臣莫能敢賦者。(書紀・卷十四・雄略紀)  
(群臣に詔して曰はく、「朕が爲に蜻蛉を讃めて歌賦せよ」とのたまふ。群臣、能く敢へて賦む者莫し。)

(21) 是恩率参官、教使爲也。僕等爲人之下、不敢違矣。(会) (書紀・卷第二十・敏達紀)  
(是、恩率・参官が、教へてせしむるなり。僕等、人の下に爲りて、敢へて違はずとまうす。)

例(20)では、「歌を詠むことはできない」のは、動作主体自身の原因のためである。例(21)では、「(恩率・参官の命令を)背くことができない」のは、部下である身分、すなわち外部原因のためである。

## ハ 謙遜用法

「謙遜用法」に解される「敢」は会話文の肯定文のみ用いられ、計3例見られる。「敢」の後接する動詞は「問」1例、「奉獻」1例、「獻」1例である。謙遜用法の用いられる対象は目上の例が2例、会話者と同じ地位の相手の例が1例である。

(21) 故欲呈丹心、捧私宝名押木珠纒、一云、立纒。又云、磐木纒。附所使臣根使主、而敢奉獻。  
(会) (書紀・卷十三・安康紀)

(故、丹心を呈さむとして、私の宝名は押木珠纒、一に云はく、立纒といふ。又云はく、磐木纒といふ。を捧げて、使されし臣根使主に付けて、敢へて奉獻る。)

(22) 天照大神之子所幸道路、有如此居之者誰也。敢問之。

(会) (書紀・卷二・神代下)

(「天照大神の子の所幸す道路に、如此居ること誰そ。敢へて問ふ」といふ。)

例(21)は使者を相手に大草香皇子の言葉で、「敢」は「そこで、私の忠心を表そうと思って、押木珠鬘という名の私の宝を使者の根使主に託し、恐縮ながら献上いたします。」と天皇に対する敬意を表す文脈に用いられている。例(22)は天鈿女の言葉で、動作「問」の対象は初対面の衢神であり、「敢」は「天照大神の御子がお通りになる路に立っているのはどなたですか。恐縮ながらお尋ねします」と衢神の身分を聞く文脈に用いられている。

## 二 反語用法

「反語用法」の「敢」計20例は漢文と同じで、すべて後接する動作を否定するものである。そのなかで、例(23)(24)のように「ある動作を行う意志」を否定するものが19例、例(25)のように「ある動作の行う可能性」を否定するものが1例のみである。

(23) 然臣之敢輕誰王也、重誰王也。  
(会) (書紀・卷二十三・舒明紀)

(然れども、臣敢へて、誰の王を軽みし、誰の王を重みせむ)

(24) 如吾防禦者、国内諸神、必当同禦。今我奉避、誰復敢有不順者。

(会) (書紀・卷二十・神代下)

(如し吾防禦かましかば、国内の諸神、必ず当に同く禦きてむ。今我避り奉らば、誰か復敢へて順はぬ者有らむ。)

(25) 但父母已有嚴勅、将永就乎根国。如不与姉相見、吾何能敢去。

(会) (書紀・卷一・神代上)

(但し父母已に厳しき勅有れば、永に根国に就りなむとす。如し姉と相見えずは、吾何ぞ能く敢へて去らむ。)

例(23)に疑問を表す語がないが、「敢」は会話主体の大臣の動作を否定するもので、

「(私は帝を敬畏し、) どうして私がどの王を軽んじたり、どの王を重んじたりする気があろうか。(いや、すべての主を重んじる)」という意味である。例(24)は天皇の言葉で、下線部は「誰か(私の威厳を犯すことに耐え忍んでも、)従わない気のあるものがいるだろうか(いや、いない)」という意味である。例(25)の「敢」は、後接する動詞「赴く」を否定し、「姉に会わなければ、根国に赴任に行くことができるのか(いや、できない)」という文脈で用いられている。

#### 四 『日本書紀』における「敢」の特徴

二・一で述べたように、「恐」のような語は明確に表現されていなくとも、「否定辞+敢」は「あることを敬畏する」という倫理・道徳の文脈を前提に「意志用法」で用いられた場合、否定強調用法に解される可能性がある。この点について、確認してみよう。

次に『日本書紀』の「否定辞+敢」の例はどのように訓読されているかを確認する。【表4】は「敢」の前接する否定辞とそれに対応する大系本(以下、大系本と称する)の訓みをまとめたものである<sup>11</sup>。なお、括弧内の数字は「可能用法」の「敢」の前接する否定辞の用例数を表す。

【表4】「敢」の前接する否定辞と読下文との比較表

		前接品詞 の形式	非	莫		勿	弗	不		計
			地	会	地	会	会	会	地	
助動詞	ザル	動詞未然形	0	0	0	0	0	0	1	1
	ジ	動詞未然形	0	0	0	1	1	4(3)	0	6
	ズ	動詞未然形	0	0	1	0	0	7(1)	8(2)	16
	マシジ	動詞終止形	0	0	0	0		1(1)	0	1
連語	(ニ) アラズ	動詞連体形	1	0	0	0	0	0	0	2
		形容動連体形	0	0	0	0	0	1	0	
形容詞	ナシ	名詞	0	1	1(1)	0	0	0	0	2
計			1	1	2	1	1	13	9	28
				3				22		

【表4】に示したように、『日本書紀』では、「敢」の前に否定辞を伴う例が28例である。漢文の否定辞の内訳として、「不」22例、「莫」3例、「非」1例、「勿」1例、「弗」1例である。読下文の否定表現の内訳として「ズ」16例、「ジ」6例、「ナシ」2例、「ザル」

1例、「マシジ」1例、「(ニ) アラズ」1例である。例(1)のように、助動詞「ベシ」を伴う否定表現の例は否定強調用法と解されていることを考慮し、ここでは、「べきにあらざ」と意味用法の近いものとして、漢文否定辞が「ジ」と訓読されている6例を中心に分析する。

対応する漢文の「敢」が意志用法で用いられた場合の「ジ」の例は計3例であり、例(26)(27)のように、否定強調用法と解されやすい典型例と考えられる。これらの例では、「ジ」の前接する動作の主体はすべて会話文の話し手であり、否定意志を表す助動詞と思われる。

(26) 唯妾雖死之、敢勿忘天皇之恩。願妾所掌後宮之事、宜授好仇。

(意志用法) (会) (書紀・卷六・垂仁紀)

(唯し妾死ると雖も、敢へて天皇の恩をのみ忘れじ。願はくは妾が掌りし後宮の事は、好き仇に授けたまへ。)

(27) …帝位者鴻業也。且民之父母、斯則賢聖之職。豈下愚之任乎。更選賢王宜立矣。

寡人弗敢当。 (意志用法) (会) (書紀・卷十三・允恭紀)

(…帝位は、鴻きなる業なり。且民の父母は、斯則ち賢聖の職なり。豈下愚任へむや。更に賢しき王を選びて立てまつるべし。寡人、敢へて当らじ。)

例(26)の漢文では、「敢」は「天皇の恩を敬畏する」という倫理・道徳的な認識によって、「天皇の恩を忘れるつもりはない」と話し手である後の意志を表している<sup>12</sup>。例(27)の漢文では、「敢」は「賢い王こそ帝位に即くことを敬畏する」という倫理・道徳的な認識によって、「帝位に当たるつもりはない」と話し手である皇子の意志を表している。それに対し、読下文として例(26)(27)のように文末に否定意志が付け加えられると、「敢」の意志用法が認識されにくくなり、「決して天皇の恩を忘れるつもりはない」、「決して帝位に当たるつもりはない」のように否定意志の用法を強調した表現と理解されやすい。

また、対応する漢文の「敢」が可能用法で用いられる「ジ」の例が計3例ある。そのなかで、例(28)のように前接する動作の主体が第三者であるものが1例、例(29)のように前接する動作の主体は会話文の話し手であるものが2例である。

(28) 故伊奘諾尊、隱其樹下、因採其实、以擲雷者、雷等皆退走矣。此用桃避鬼之縁也。時伊奘諾尊、乃投其杖曰、自此以還、雷不敢來。

(可能用法) (会) (書紀・卷一・神代上)

(時伊奘諾尊、乃投其杖曰、自此以還、雷不敢來。伊奘諾尊、其の樹の下に隠れて、因りて其の実を採りて、雷に擲げしかば、雷等、皆退走きぬ。此桃を用て鬼

を避く縁なり。時に伊奘諾尊、乃ち其の杖を投てて曰はく、「此より以還、雷敢へて來じ」とのたまふ。）

(29) 国押報曰、僕守天皇宮、不敢出外。(可能用法) (会) (書紀・卷二十四・皇極紀)

(国押報へて曰はく、「僕は天皇の宮を守りて、敢へて外に出でじ」といふ。)

例 (28) の漢文では、「敢」は「桃の実を投げると、鬼は逃げる」という客観原因を受け、「これから、雷は来られない」と否定表現を伴い、不可能を表している。それに対し、読下文では、文末に否定推量が付け加えられると、「敢」の可能用法が認識されにくくなり、「これから、雷は決して来ないだろう」のように、第三者の雷の動作を話し手の伊奘諾尊が推測した表現と理解されやすい。例 (29) の漢文では、「敢」は「天皇の宮を守る」という客観原因を受け、「外に出られない」と否定表現を伴い、不可能を表している。それに対し、読下文では、文末に否定意志が付け加えられると、「敢」の可能用法が認識されにくくなり、「決して外に出ないつもりだ」のように話し手の国押の意志を表した表現と理解されやすい。

また、漢文の否定辞が「マシジ」と訓読され、否定推量の付け加えられる例、「ナケ(ム)」と訓読され、否定意志の付け加えられる例がそれぞれ1例ある。

(30) 望見皇師之威、懼不敢敵、乃潜伏其兵、權作新宮、而殿内施機、欲因請饗以作難。(可能用法) (会) (書紀・卷三・神武紀)

(皇師の威を望見るに、敢へて敵るましじきことを懼ちて、乃ち潜に其の兵を伏し、權に新宮を作りて、殿の内に機を施きて、饗らむと請すに因りて作難らむとす。)

(31) 臣雖被戮、莫敢聽命。古人有云、匹夫之志、難可奪、方属乎臣。

(意志用法) (会) (書紀・卷十四・雄略紀)

(臣、戮せらるとも、敢へて命を聴ること莫けむ。古の人、云へること有り、匹夫の志も、奪ふべきこと難しといへるは、方に臣に属れり。)

例 (30) の漢文では、「敢」は「皇軍の威」という客観原因を受けて、「勝つことができない」と否定表現を伴い、不可能を表している。それに対し、読下文では、否定推量表現となり、「決して勝てないだろう」のように、話し手自身の動作を推測した表現と理解されやすい。例 (31) の漢文では、「敢」は「匹夫の志も、奪ふべきこと難し」ということを敬畏するという倫理・道徳的な認識によって、「天皇の命令を聞く気がない」と話し手自身の意志を表している。それに対し、読下文では、文末に意志を表す「ム」が付け加えられ、「決

して天皇の命令を聞こうとしない」のように、話し手の大臣の否定意志を強調した表現と理解されやすい。

『日本書紀』には明確な否定強調用法の「敢」の例は見出されないが、読下文では、意志用法・可能用法で用いられた漢文の「(否定辞+) 敢」に対応して、否定意志・否定推量のニュアンスの付け加えられた「アヘテ〜ズ」の例は見られる。そのなかで、否定意志のニュアンスの付け加えられた「アヘテ〜ズ」の例では、「アヘテ」は単なる否定強調用法と認識されやすい。

## 五 おわりに

本章では、「アヘテ〜打消表現」の否定強調用法の発生の由来を明らかにするために、漢文における「敢」の用法をもとに『日本書紀』における漢字「敢」の用法を整理した。その結果として、『日本書紀』では、明確な否定強調用法に解される「敢」の例は見出されないが、読下文では、意志用法に解される漢文の「(否定辞+) 敢」と対応して、否定意志の付け加えられた「アヘテ〜打消表現」の例では、「アヘテ」は単なる否定強調用法と解されやすいと思われる。これらの例は平安時代以降、否定強調用法で用いられた「アヘテ〜打消表現」の契機と考えられる。

### 【注】

- 1 例 (1) の現代日本語訳は新編古典文学全集によった。
- 2 築島 (1963) は「「アヘテ」は後に否定又は反語を伴ふ語で「敢」「肯」などを訓じ、「アヘテ…(ズ)」又は「アヘテ…(ムヤ)」などとなるのであるが、この語が訓読により生じたことは言ふを俟たない所である。(p.539)」、「源氏物語には「あへて」の例は見えないが、栄花物語には、地の文に…(筆者注：栄花物語から引用した「アヘテ〜ズ」の用例は省いている)などの例があるので、必ずしも漢文出自の語法とは定め兼ねる。(p.85)」と述べている。築島は「アヘテ」という副詞は漢文訓読によって生じたものであるが、「アヘテ〜ズ」という表現の用法は必ずしも漢文出自の語法ではないとすると考えられる。
- 3 『操觚字訣』は1907年刊の村山徳淳校訂須原屋本を利用した。また、「敢」の用法について、斐 (1935) は「進取也」「冒昧之辞也」「猶『能』也」という三つに分けており、『古代漢語虚詞詞典』は「表示有胆量做某事。可訳為『敢於』『胆敢』等」「表示謙卑、客气。可訳為『冒昧地』『闕胆地』等」「表示不敬。相当於『何敢』『豈敢』」という三つに分けている。

- 4 この例は、「(秦の国のような滅ぼした国では、) 習俗が薄くて悪く、民が法律に逆らい罪を犯しています」という意味に解される。
- 5 荻生徂徠による『訳文筌蹄』（1908年刊の小泉秀之助校訂須原屋書店本によった）には「敢…忍為也トモ注シ進取也トモ注シ勇也犯也トモ注ス畢竟犯辞也ト見テ明ナリ勇敢果敢ナリト皆ヨク難キヲ犯ストコロノ徳ヲ云フ…敢ノ字に勇ナル意ナリ不敢豈敢ニ怯ナル意ナリ…又一種敢辞敢言敢請フナドハ冒昧ノ辞ト注セリ卑者ノ尊者ニ対シテ云フ詞ナリ以卑触尊トコロ犯ス意アルヨリ転用セリ…又俗語ニ不敢豈敢不敢當ナド下ニナニモツマケズツブテ文字ニ用フル時ハ謙退ノ辞ナリ」（p.387-388）」とあり、「不敢」に怯えるという意があることが述べられている。
- 6 例（14）も可能用法であると裴（1935）によって指摘されたが、反語形式で用いられるため、本章では、反語用法に分類する。
- 7 「勇敢」「果敢」の形で出る「敢」は形容詞の性質が強いと考えられ、用例調査の際、分析対象外とした。
- 8 『日本書紀』における「敢」の延べ用例数が59例見られる。そのなかで、本文にあり、「敢死士」「勇敢士」「敢死者」の形の例がそれぞれ1例見られる。割注にある「敢」の例が計2例見られる。「敢死士」「勇敢士」「敢死者」の「敢」は動詞を修飾する働きを持たず、割注は後人から加えられた説も見られるため、本章でこの5例を対象外とする。なお、用例の日本語訳は新編古典文学全集『日本書紀』を参照しながら、筆者が訳したものである。
- 9 森氏のα群、β群の区分説について、平山(1982)、井上(2011)のような疑問を抱く説は見られるが、木田(1992)、林(1997)のような評価する説も少なくない。また、森氏の説にもとづく高山（2003）、佃(2016)などの研究も見られるため、本研究では、森氏の説を定説とし論を進めていく。
- 10 【表3】には「敢」が使われない巻を表示していない。
- 11 大系本『日本書紀』の読下文は、現存する古訓に基づいて作られたものである。
- 12 森（1999）は、例（26）を素直に訓読すれば、「敢へて天皇の恩を忘れざらむや」となり、「天皇の恩を忘れる」という意味になってしまい、前の文脈に合わない。そのために、「敢勿」は誤用で、「勿敢」こそ正しいと指摘した。

#### 【調査資料】

○電子テキスト：台湾中央研究院漢籍電子文献：『漢書』『後漢書』『三国志』／『文淵閣四庫全書電子版』（迪志文化出版）：『淮南子』／大正新脩大藏経テキストデータベース（SAT2018）：『金光明最勝王経』『法華経』／国文学研究資料館日本古典文学本文データベース：『日本書紀』

## 第二節 否定強調を表す「アヘテ～打消表現」の発生と定着

### 一 はじめに

古代日本語では、「アヘテ」は肯定的に用いられる場合、「積極的に」を意味する情態副詞と理解される。いっぽう、打消表現と呼応し用いられる場合、「殊更に～ない」を意味する情態副詞と理解できることもあるが、「決して/まったく～ない」の意を表し、否定強調用法で用いられる陳述副詞と解釈されることが多く見られる。第一節では、漢籍、仏典や正格漢文とされる『日本書紀』で明確な否定強調用法の「敢」の例が見出されないが、『日本書紀』の読下文において、打消表現を伴う「アヘテ」の例に、否定強調用法と解釈できるものがあることを指摘した。このことは、「アヘテ～打消表現」の否定強調の用法が漢文訓読に基づき新たに生じたものであると示唆している。また、このような用法が漢文訓読の影響を受けた作品に比較的に多く見られるため、古代日本の文章文体の特徴を考察する指標と見なすことができる。本節では、「アヘテ～打消表現」について、和文、和漢混淆文の用法を検討し、否定強調用法が発生、定着した様相を明らかにすることを目的とする。

### 二 『萬葉集』における「アヘテ」

「アヘテ」の意味用法は、そのもとになる動詞「アフ」との関係が深いため、「アヘテ」の用法の分析に入る前に、動詞「アフ」の意味用法を確認する。動詞「アフ」の仮名書き例は『萬葉集』に次の2例見られる。なお、動詞「アフ」に一重下線、客体に波線、擬人化される動作主体に二重下線を引く。

(1) 秋されば 置く露霜に あへず (安倍受) して 都の山は 色付きぬらむ  
(作者不明) (15・3699)

(2) …別れにしより 沖つ波 撓む眉引き 大舟の ゆくらゆくらに 面影に もと  
な見えつつ かく恋ひば 老い付く 我が身 けだし 堪へ (安倍) むかも  
(大伴坂上郎女) (19・4220)

例(1)では、「アフ」は「動詞未然形+否定を表す助動詞ズ」で用いられている。この例は、「秋になると、相次いで置く露に耐えきれず、都の山は色づいただろう」ということが詠まれており、動作主体「都の山」は、客体の「季節の移り変わりによる露霜」に耐えないことを表す。例(2)は、大伴坂上郎女が大伴坂上大嬢よりの贈歌に対しての返歌である。

「アフ」は「動詞未然形+推量を表す助動詞ム+疑問を表す助動詞カ+詠嘆を表す助動詞モ」の形に理解でき、「(娘を) このように恋しく思ったならば、ひょっとして老けてきた私の体は保ちこたえないのではないか」という不安の気持ちが詠まれている。「アフ」の客体が省略されているが、娘に対しての恋しい感情と推測する。すなわち、「アフ」の本来の用法として、否定表現を後接し、ある自然現象に耐えないことを表す、あるいは、疑問表現を後接し、ある感情に耐えないかという不安の気持ちを表すものである。

「アフ」は、『萬葉集』において、例(1)(2)のように単独動詞で用いられる例のほか、次の例(3)(4)のように、補助動詞で用いられる例も見られる。なお、補助動詞「アフ」に一重下線、客体に波線、擬人化される動作主体に二重下線を引く。

(3) 常の恋 いまだ止まぬに 都より 馬に恋来ば 荷なひ堪へむかも (尔奈比安部牟可母) (大伴家持) (18・4083)

(4) 天雲に 雁ぞ鳴くなる 高円の 萩の下葉は もみちあへむかも (毛美知安部牟可聞) (中臣清麻呂) (20・4296)

例(3)(4)の補助動詞「アフ」のいずれも「動詞連用形+アへ+推量を表す助動詞ム+疑問を表す助動詞カ+詠嘆を表す助動詞モ」の形で用いられている<sup>1</sup>。例(3)は「都から恋が届いたら、背負いきれるだろうか」、例(4)は「萩の下葉は色づきおおせるだろうか」の意味に解され、例(1)(2)と同じく、感情、自然現象に関わる内容を詠み上げている。この2例の「～アフ」は、ある動作をやりきれないかという不安の気持ちを表すものであり、いずれも単独動詞「アフ」から継承した用法と考えられる。

『萬葉集』において、本節の研究対象となる「アヘテ」の例は以下の通り。

(5) 海若は 霊しきものか 淡路島 中に立て置きて 白波を 伊予に廻らし 座待  
月明石の門ゆは 夕されば 潮を満たしめ 明けされば 潮を干しむる 潮騒の  
波を恐み 淡路島磯隠りみて 何時しかも この夜の明けむと さきらふに 眠  
の寝かてねば 瀧の上の 浅野の雉 明けぬとし 立ち騒ぐらし いざ兒等 あ  
へて (安倍而) 漕ぎ出む にはも静けし (作者不明) (3・388)

(6) 奈呉の海人の 釣する舟は 今こそば 船柁打ちて あへて (安倍弓) 漕ぎ出め  
(大目秦忌寸八千島) (17・3956)

(7) 由良の崎 潮干にけらし 白神の 磯の浦廻を あへて (敢而) 漕ぐなり  
(作者不明) (9・1671)

例(7)の「敢而」の訓について、『校本萬葉集』によれば、古写本「藍、神、西、壬、

細、温、類、矢、京、古、無、附、文」に「アヘテ」、「宮」に「カヘテ」とある。観智院本『類聚名義抄』「敢」の項に「古覽反 アヘテ ヘケムヤ エ マカス ススム ヲカス カシコマル 禾カム（僧中ノ六十）」とあり、「敢」の和訓に「カヘテ」が確認できないところから、古写本「宮」にある「カヘテ」は「アヘテ」の誤写と推測される。すなわち、例（7）の「敢而」は「アヘテ」の確例としてよい。

「アヘテ」という語形がどのように生まれたかについて、漢文訓読の場で発生したものと日本語内部で自然に成り立ったものと論が分かれている。前者の論としては、山田（1930）、春日（1949）、築島（1963）、斎藤（2001）が挙げられ、いずれも「アヘテ」が漢字「敢」「肯」の訓読によって生まれた語としている。後者の論は山口（1989）が挙げられる。山口は「カネテ（予）」「マシテ（況）」が和文にあるが、漢文訓読に普通用いられないところから、「動詞連用形+テ」のような副詞構成の方式がもともと日本語に存在しており、「アヘテ（敢）は、情態副詞としては、固有語中に発生したのものと考えてよい」と述べ、「アヘテ」が日本語内部で自然に生まれた語としている<sup>2</sup>。

『萬葉集』に見られる例（5）～（7）の「アヘテ」はすべて「漕ぐ」と共用されて、定型した使い方のように見えており、詠まれた内容は漢文に関係がないようであり、「アヘテ」は日本語内部で自然に生まれた語形のように見える。しかし、前に確認したように、単独動詞「アフ」は否定表現か疑問表現を、補助動詞「～アフ」は疑問表現を伴って用いられている。「アヘテ」に否定表現か疑問表現を伴って用いられる例が見られず、いずれも肯定的に用いられている。

続紀宣命における「アヘテ」計 3 例のうち、肯定的に用いられたと思われる「アヘテ」例は次の 2 例見られる。

（8）雖然多比重<sup>弓</sup>宣<sup>久</sup>、吾加久不申成<sup>奏</sup>、敢<sup>弓</sup>申人不在。759 年（続紀宣命・二十五詔）

（9）高野天皇口勅曰、乾政官大臣<sup>仁方</sup>、敢<sup>天</sup>奉仕<sup>僧後</sup>人無時<sup>波空</sup>置<sup>久</sup>在<sup>官利</sup>。

760 年（続紀宣命・二十六詔）

例（8）（9）では、「敢」の下に接続助詞「テ」にあたる「弓」「天」という宣命書き部分が確認でき、「敢<sup>弓</sup>」「敢<sup>天</sup>」は「アヘテ」を表記した例と考えられる。例（8）は、光明皇太后が淳仁天皇に対しての会話であり、「（淳仁天皇の父母兄弟に天皇、大夫人、親王の称号を賜ることについて、）私はこのように言わなくなったら、（天皇の威厳を犯すことに耐え忍んでも、）積極的にこのように言う人はほかにいないだろう」の意に解釈される。例

（9）は高野天皇の詔であり、「大政大臣は、（その任に堪えず間違いをを犯すことに耐え

忍んでも、) 積極的に務める人がない時は空席にしておく官職である」という意に解される。この 2 例では、「アヘテ」に続く文脈に否定表現が含まれているが、肯定的に用いられる例である。

また、『訓点語彙集成』にある肯定的に用いられる「敢」の例のうち、加點時期が早い例としては、次の 4 例が挙げられる。

(10) 敢て符<sup>かなへり</sup>好・事に。 (貞観三十年七月十三日沙門玄奘上進西域記表沙門玄奘言)

(11) 今、経論新<sup>シク</sup>翻<sup>せり</sup>。敢<sup>て</sup>縁<sup>ヨル</sup> (べし) 斯<sup>の</sup>理<sup>に</sup>。

(貞観二十年七月十三日沙門玄奘上請三大文宗皇帝作経序并題経表沙門玄奘言)

(12) 故に乃<sup>オカ</sup>チ<sup>オカ</sup>冒<sup>し</sup>犯<sup>して</sup>威・嚴を敢<sup>て</sup>希<sup>フ</sup>題・目を。

(貞観二十年七月十三日内出與玄奘法師謝大文宗皇帝勅書表沙門玄奘言)

(13) 敢て縁<sup>ヨ</sup> (つ) て斯<sup>の</sup>理<sup>に</sup>重<sup>て</sup>以<sup>て</sup>于<sup>祈</sup>ケす。

(貞観二十年七月十三日内出與玄奘法師謝大文宗皇帝勅書表沙門玄奘言)

知恩院「大唐三蔵玄奘法師表啓」平安初期朱点

例 (10) ~ (13) は「敢」に接続助詞「テ」にあたるヲコト点<sup>3</sup>が施されている例である。この 4 例は、玄奘が皇帝に奉った文書からの例であり、いずれも、「恐縮ながら」の意に解され、玄奘が皇帝の威嚴を犯すことに耐え忍んでも、「敢」に後接する「符」「縁」「希」という動作を積極的に行うことを表している。

続紀宣命、訓点資料に肯定的に用いられる「アヘテ」の例が確認できること、かつ、『萬葉集』の「アヘテ」にかかる肯定表現は、単独動詞「アフ」、補助動詞「〜アフ」に見られないことを合わせて考えると、「アヘテ」は日本語内部で自然に生じた語形とは考えがたく、肯定的に用いられた「敢」の訓読により、漢文訓読によって生じた語と思われる。

「アヘテ」の意味について、「堪へて」の意とする契沖『萬葉代匠記精撰本』の説と、「喘ぎて」の意とする契沖『萬葉代匠記初稿本』、鹿持雅澄『萬葉集古義』、「強ちに」の意とする岸本由豆流『萬葉集考証』の説、「遮ぎて」「喘ぎて」の両方の意とする賀茂真淵『萬葉集考』の説、「押し切りて」の意とする山田孝雄『萬葉集講義』の説という五つ見られる<sup>3</sup>。『萬葉集』の最近の 17 種の注釈書を確認した結果、日本古典文学大系は例 (6) の 3956 番歌、例 (7) の 1671 番歌の「アヘテ」を、土屋文明『萬葉集私注』は例 (7) の 1671 番歌の「アヘテ」を「力を合わせて」に訳しているが、それ以外の注釈書は全体として山田の説に偏っており、「アヘテ」を「押し切って」に解釈する傾向が見られる<sup>4</sup>。ただし、「アヘテ」の語源について、ほとんどの注釈書は触れていない。澤瀉『萬葉集注釈』に「漢

字「敢」に相当する言葉で、講義にオシキリテとあるように、敢行する意である」とあり、澤瀉は、「アヘテ」の意味は山田孝雄『萬葉集講義』と同じく、「オシキリテ」に解釈するが、山田（1930）と同じく、「アヘテ」は漢字「敢」の訓読によって生じた語であるとしてことまで読み取れない。前に述べたように、本研究では、「アヘテ」を漢文訓読によって生じた語とする。「敢」の本来の用法に基いて、例（5）の下線部は「さあ、舟子たちよ。  
（航海でまた危険を犯すことに耐え忍んでも、）勇気を出して漕ぎ出て行こう。（今は）海面も静かになった」という意味に理解できると思われる。また、例（6）の3956番歌について、伊藤博『萬葉集訳注』は家持の館で宴会を行った後、場所を変えて二次会をやるという背景で作られたとしている。すなわち、漢文訓読語を使う可能性があるとされる家持の前で詠み上げたものであり、「アヘテ」は漢文訓読に関わる語であることを示唆している。例（6）は「奈呉の海の海人の釣舟は、今こそ船柁を打って、（航海で危険を犯すことに耐え忍んでも、）勇気を出して漕ぎ出すでしょう」という意に解釈できる。また、例（7）について、多田一臣『萬葉集全解』は「波の荒い岩礁なのだろう。そこで、せめて波の遠のいた引き潮に漕いで行く」と注している。これにもとづいて、例（7）は「由良の崎は潮が干したらしい。（荒い波がくるので、漕ぎにくい環境に耐え忍んでも、）積極的に白神の磯の浦を漕いでいる」という意味に理解できる。

以上、『萬葉集』における「アフ」「一アフ」「アヘテ」の例を検討した。『萬葉集』において、「アフ」は否定表現、あるいは、疑問表現と伴って用いられており、「一アフ」は、疑問表現と伴って、用いられているが、「アヘテ」の例はすべて肯定的に用いられているものである。また、『日本書紀』に見られる肯定的に用いられた「敢」計6例のうち、5例がβ群にある。漢文にも肯定的に用いられる「敢」の例が見られるところから、『萬葉集』の「アヘテ」は日本語内部で自然に生まれたものではなく、漢文訓読により、成り立ったものであり、かつ成り立った当初の表現効果を高く保った語である。ただし、本研究は、『萬葉集』の「アヘテ」を漢文訓読語とせず、翻読語と位置づける<sup>5</sup>。

### 三 平安和文における「アヘテ」

二では、肯定的に用いられた「敢」の訓読により、『萬葉集』の「アヘテ」が使われたことを論じた。では、「敢」の否定的用法は上代でどのように受容されたのであろう。『古事記』、『延喜式』祝詞、『台記』別記「中臣寿詞」に「敢」の例は見られない。第一節で確認したように、『日本書紀』のβ群の「敢」計26例のうち、否定辞を前接する「敢」は7

例で、総用例数の 26.9%を占めている。否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 14 例で、総用例数の 53.8%を占めている。それに対して、 $\alpha$  群の「敢」計 26 例のうち、否定辞を前接する「敢」は 20 例で、総用例数の 76.9%を占めている。否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 6 例で、総用例数の 23.1%を占めている。これらを踏まえて、渡来人の手による  $\alpha$  群と比べて、 $\beta$  群の書き手の日本人の漢字「敢」に否定辞を前接して用いる使用意識がまだ浅かったことを指摘した。『日本書紀』以外の正史から「敢」の用例を調べると、『続日本紀』の「敢」計 35 例のうち、否定辞を前接する「敢」は 18 例で、総用例数の 51.4%を占めており、否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 4 例で、総用例数の 11.4%を占めている。『日本後紀』の「敢」計 27 例のうち、否定辞を前接する「敢」は 19 例で、総用例数の 70.4%を占めており、否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 1 例で、総用例数の 3.7%を占めている。『続日本後紀』の「敢」計 17 例のうち、否定辞を前接する「敢」は 10 例で、総用例数の 58.8%を占めており、否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 3 例で、総用例数の 17.6%を占めている<sup>6</sup>。『日本文徳天皇実録』の「敢」計 16 例のうち、否定辞を前接する「敢」は 13 例で、総用例数の 81.2%を占めており、否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 2 例で、総用例数の 12.5%を占めている。『日本三代実録』の「敢」計 46 例のうち、否定辞を前接する「敢」は 31 例で、総用例数の 67.4%を占めており、否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」は 4 例で、総用例数の 8.7%を占めている。『続日本紀』以降の正史では、否定辞を前接する「敢」の例が総用例数に占める比率はそれぞれ、51.4%、70.4%、58.8%、81.2%、67.4%であり、いずれも『日本書紀』 $\beta$  群の否定辞を前接する「敢」の例が総用例数に占める比率 (26.9%) の倍以上である。また、『続日本紀』以降の正史では、否定文脈に用いられ、「反語用法」に解される「敢」の例が総用例数に占める比率はそれぞれ、11.4%、3.7%、17.6%、12.5%、8.7%であり、いずれも『日本書紀』 $\beta$  群の「反語用法」に解される「敢」の例が総用例数に占める比率 (53.8%) の半分以下である。これらのことから、「敢」が『続日本紀』以降、否定辞を伴って用いられる意識が強くなったことが窺える。

平安和文になると、「アヘテ」は肯定的に用いる例が見られず、すべて打消表現を伴って使われている。では、否定辞を伴う「アヘテ」は漢文の用法とどのように関わるのであろうか。否定述語を修飾する副詞の性質に関して、田中 (1983) が打消という作用の面に重きを置いた側面と、事態の对象的のありかたの面に重きを置いた側面があると指摘している。

これを副詞「アヘテ」に当てはめて考えると、前者が否定を強める陳述副詞の用法を指し、後者が「積極的に」の意を表す情態副詞の用法を指す。否定述語を修飾する「アヘテ」の情態副詞としての用法はさらに、「ある動作をするが、態度は積極的ではない」という場合と、「殊更にある動作をしない」という場合とに分けられる。漢文の「不敢」は、次の例(14)のような「あることに対する恐れ(死)」、あるいは、例(15)のような「あることに対する敬畏(礼)」という原因で、「ある動作をする意志がない」ことを表すものである。すなわち、「(あることを恐れて、あるいは、敬畏するという原因で、)殊更にある動作をしない」と解釈できる「アヘテ」を漢文に特徴的な用法と見なせよう。

(14) 余恐<sub>レ</sub>死、故不<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>占<sub>レ</sub>也。 (会) (春秋左氏伝・成公十七年)

(15) 今齊国五尺之童、力皆能勝<sub>レ</sub>嬰与君<sub>一</sub>、所以不<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>乱<sub>レ</sub>者、畏<sub>レ</sub>礼也。

(会) (晏子春秋・景公飲酒命晏子去礼晏子諫)

ここでは、漢文の「不敢」の用法と対比しながら、和文の「アヘテ～打消表現」の特徴を否定強調用法の面を中心に考察する。

【表 1】は、作品ごとの用例を打消表現の種類によって分類し、さらに文の種類を地の文、会話文に分けて、まとめたものである。なお、『竹取物語』『伊勢物語』『土佐日記』『大和物語』『平中物語』『蜻蛉日記』『宇津保物語』『落窪物語』『枕草子』『和泉式部日記』『源氏物語』『紫式部日記』『浜松中納言物語』『更級日記』『夜の寝覚』『狭衣物語』『讃岐典侍日記』に「アヘテ～打消表現」の例が見出されない。括弧内の数字は「アヘテ」の後接表現に助動詞「ベシ」が使われる用例数を示すものである。

【表 1】平安和文における「アヘテ～打消表現」

作品	接続形式		実質名詞+ナシ				計
	動詞未然形+ズ		助動連体を前接		助動連体を前接しない		
	地	会	地	会	地	会	
栄花物語	5(2)	1(1)	1(1)	0	1	0	8
大鏡	1(1)	0	0	0	0	0	1
とりかへばや物語	1(1)	0	0	0	0	0	1
計(%)	7	1	1	0	1	0	10
	8(80.0)		2(20.0)				

【表 1】に示した通り、平安和文では、「アヘテ～打消表現」の例は『大鏡』『栄花物語』『とりかへばや物語』の三作品のみに地の文に 9 例、会話文に 1 例、計 10 例見られる。「アヘテ」にかかる打消表現としては、助動詞「ズ」8 例（80.0%）、形容詞「ナシ」2 例（20.0%）である。平安和文計 10 例のなかで、(16)～(21)のように「アヘテ」の後接表現に助動詞「ベシ」が使われるものは会話文に 1 例、地の文に 5 例、計 6 例見られる。

(16) 御物の怪どもいと数多かるにも、かの元方の大納言の霊いみじくおどろおどろ

しく、いみじきけはひにて、あへてあらせてまつべき気色なし。（栄花物語・一）

(17) いみじう選りととのへさせたまへるに…ことに交らひわろく、成出きよげならぬをば、あへて仕うまつらせたまふべきにもあらず、ものきよらかに、成出よき選らせたまへり。（栄花物語・六）

(18) （大納言殿→内大臣）「さ思ひたまへてこそ今まではべりつれど、まいてさやうの御折にあへて思ひかくべきにもあらねばなん、かく思ひたまへなりにし」  
（会）（栄花物語・二十七）

(19) その日はあへて人参りつくべくもあらずなりとて、今日だにとて、老いたる若き参り…（栄花物語・十七）

(20) これよりほかの道なきけにや、心やすきけなし。さだめて、三日精進なり。さらずはあへてたひらかにまゐるべきならず。（大鏡・天）

(21) ただ同じ声に吹き鳴らし弾き鳴らしたまへるさま、異人とあへて分くべくもあらず、手などは、まして書き似せんとまねびたまふにつゆ違ふところもなし。  
（とりかへばや物語・巻第三）

この 6 例では、例 (16) の「アヘテ」が「中宮をそのまま生かしておきそうな様子がない」のように無兆候を表す否定表現「ベキ～ナイ」にかかり、「まったく」の意と解釈できる。例 (17)～(21) の「アヘテ」はすべて「ベシ」を含む「ベキニ（モ）アラズ」「ベクモアラズ」「ベキナラズ」という否定表現にかかり、「決して」の意と解釈できる。この 5 例では、例 (17)～(20) は「状況によって、ある動作が許されない状態にある」という文脈に、例 (21) は「主体にその能力がない」という文脈に用いられ、いずれも不可能を表すものである。具体的に言うと、例 (17) は、北の方のお供の選抜基準が厳しいという文脈を受け、世間つきあいのよくなく、生い立ちの芳しくない人に、「決して」奉仕させるわけにはいかないと理解できる。例 (18) は、今まで（決意せずに）出家していない状態

で、まして東宮に來られる期間、出家ということも「決して」決意できないという意味である。例(19)は、供養の当日、人こみで「決して」お寺に行き着けないと予想して、老人も若者も試樂の日に参観に來たと解釈できる。例(20)は、三日間の精進をしない状況では、「決して」平静に御堂に参ることができないという意味である。例(21)は、樂器の技術を習いあう大将と尚侍とが樂器を弾くことはそっくりで、「まったく」別人だと聞き分けることができないという意を表している。

いっぽう、例(22)～(25)のように「アヘテ」の後接表現に助動詞「ベシ」が使われない例が計4例見られ、かつ『栄花物語』巻一「月の宴」の地の文に集中している。

(22) 式部卿宮わたりには、人知れず大臣の御気色を待ちおぼせど、あへて音なければ、いかなればにかと御胸ふるべし。(栄花物語・一)

(23) それよりとして御宿直しきりて、こと御方々あへて立ち出でたまはず。(栄花物語・一)

(24) 男君達の冠などしたまへるも、後れじ後れじと感ひたまへるも、あへて寄せつけたてまつらず。ただあるがなかの弟にて、童なる君の、殿の御懷はなれたまはぬぞ、泣きののしりて感ひ給へば…(栄花物語・一)

(25) …まだ幼きほどにおはすれど、この八の宮いとわづらはしきほどに思ひきこえたまへれば、ゆゆしうてあへて見せたてまつりたまはずなりにたり。(栄花物語・一)

例(22)は非情物の状態を描写するものであり、「まったく」消息がないとしか解せられない。中国の漢文では、次の例(26) (27)のように「不敢」を非情物の状態を描写する例が見られないわけではないが、人で支配される集団(秦)、体の一部(目)であるため、擬人化の用法にあたると思われる。

(26) 然而秦不<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>举<sub>レ</sub>兵伐<sub>レ</sub>趙者、何也。畏<sub>三</sub>韓、魏之議<sub>一</sub>其後<sub>一</sub>也。  
(会) (史記・蘇秦列伝)

(27) 楼煩欲<sub>レ</sub>射<sub>レ</sub>之、項王瞋<sub>レ</sub>目叱<sub>レ</sub>之、楼煩目不<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>視<sub>一</sub>、手不<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>発<sub>一</sub>、遂走還入<sub>レ</sub>壁、不<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>復出<sub>一</sub>。  
(史記・項羽本紀)

それに対して、例(28)～(30)に挙げた続紀宣命、「大和春日神社文書」、「醍醐雜事記」の「アヘテ」を表記したと思われる例は、非情物の状態に用いたものである<sup>7</sup>。

(28) 是豈敢<sub>レ</sub>朕德<sub>伊</sub>天地<sub>乃</sub>御心<sub>乎</sub>令感動<sub>未都瀧事</sub>波<sub>音</sub>无<sub>毛</sub>奈<sub>行</sub>念<sub>須</sub> 769年(続紀宣命・四十二詔)

(29) 自以来為官省符田、敢<sub>レ</sub>無他妨、依本願起請、為次次氏人…

844年(大和春日神社文書)

(30) 雖稱如此之由、敢無寬宥之法、望請、本寺政…

1017年(醍醐雜事記)

これらの例から推測すると、例(22)のような非情物の状態を描写する「アヘテ～打消表現」の強調用法は、おそらくこれらの和漢混淆文や変体漢文などの日本的な文体の影響を受けたものであろう。

いっぽう、例(23)～(25)は人物の行為に関わる例である。例(23)は、北の方がお夜伽をする日が多くて、ほかの女御が「まったく」参上する機会がないとしか理解できない。例(24)は、左遷される父君の左大臣殿と一緒にしたいと忠賢、致賢、惟賢が惑って騒いでいる場面で、「(苦しみを恐れて)積極的に/殊更に近づかない」と訳して文意が通じないわけではないが、末子の俊賢が左大臣殿のお懐から離れないという文脈を後接し、末子の行動との比較として、「(この三人が)まったく」近づかないという意味を表していると考えられる。例(25)は、宰相は八の宮が姫君に執着するということを忌むしく思っ、て、「まったく」八の宮に姫君に会わせないという意味に解釈できる。築島(1963)は、『栄花物語』の「アヘテ」が地の文にあることから、「必ずしも漢文出自の用法と定め兼ねる」と述べている。『栄花物語』は女性によって書かれるとされるが、様々な史料を使用して書いた編纂物的性格が顕著な作品であると言われている(松村1984)。『栄花物語』の地の文は、男性の文体を取り入れた可能性がある。すなわち、『栄花物語』の「アヘテ～打消表現」は、日本的な漢文の用法である否定強調用法を意識的に取り入れたものと思われる。

#### 四 和漢混淆文における「アヘテ」

三では、平安和文における「アヘテ～打消表現」が計10確認できた。そして、『栄花物語』の「アヘテ～打消表現」は漢文の用法を意識して用いられた可能性を指摘した。この仮説が成立するならば、漢文訓読調の強いと言われる和漢混淆文では、「アヘテ～打消表現」の否定強調用法の例が和文より多く見られると予想できる。ここでは、中古から中世にかけての説話集、軍記物語、随筆、仏書を対象に、そのなかに見られる「アヘテ」の用例を調査した。作品ごとの用例を打消表現の種類によって分類し、さらに用いられる文の種類を地の文、会話文に分け、【表2】に示した。なお、括弧内の数字は「アヘテ」の後接表現に「ベシ」が使われる用例数を示すものである。

【表2】に示したように、和漢混淆文における「アヘテ」の例が計196例見られる。そのなかで、地の文が計149例で、総用例数の76.0%にのぼる。それに対して、会話文が計47例で、総用例数の24.0%にとどまる。和漢混淆文の「アヘテ」は平安和文と同じ随筆、

【表6】和漢混淆文における「アヘテ」

		「アヘテ」と呼応する表現																計(%)		
		打消表現															疑問表現			
		名詞+ニアラズ				名詞+ナシ						助詞・動詞未然形+ズ		動詞未然形+ジ		動詞終止形+マシ	ヤハ			
		動詞連体形を前接		動詞連体形を前接しない		形式名詞+ナシ		実質名詞+ナシ				助詞・動詞連体形を前接しない		動詞未然形+ジ		動詞終止形+マシ	ヤハ			
								助詞・動詞連体形を前接		助詞・動詞連体形を前接しない										
		会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	地	会	地				
説話集	三宝絵	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
	三教指帰注	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	金沢文庫本 仏教説話集	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	5		
	沙石集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	十訓抄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	0	0	0	0	0	2		
	打聞集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	今昔物語集	天竺震旦	1	0	1	0	1	5	3	8	0	2	6(1)	12	3	0	0	0	42	
		本朝仏法	0	0	0	0	1	1	1(1)	2	0	4	3(1)	8(2)	0	0	0	0	1	21
		本朝世俗	0	0	0	0	0	3	1(1)	5	1	4	2(1)	12	0	0	1	0	0	29
		小計	1	0	1	0	2	9	5	15	1	10	11	32	3	0	1	0	1	92
宇治拾遺物語	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	3(1)	2	0	0	0	0	0	8		
軍記物語	延慶本平家物語	0	0	1	0	0	3	0	0	2	2	6(3)	8	0	0	0	1	0	23	
	土井本太平記	0	1	1	0	0	3	1	10(1)	0	2	0	42	2	0	0	0	0	62	
	保元物語	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	0	0	0	3	
	平治物語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
随筆	方丈記	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仏書	歎異抄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計(%)		1	1	4	2	2	15	6	26	4	17	23	86	6	0					
		2		6		17		32		21		109		6		1	1	1	196	—
		8				70						109		6		1	1	1	196	—
地の文：149例(76.0) 会話文：47例(24.0)																				

仏書における「アヘテ」は見られない。それに対して、説話集、軍記物語における「アヘテ」がそれぞれ 108 例、88 例と比較的に多く見られるが、説話集の例は『今昔物語集』（以下、『今昔』と称する）に集中し、軍記物語の例は『土井本太平記』に集中する傾向が見られる。『今昔』は和漢混淆文の典型としてよく挙げられ、ほかの説話集と比べて、漢文訓読の影響がより強く見られる。『土井本太平記』は軍記物語であるが、登場人物としての項羽、伍子胥、呂馬童、楼煩などは、『史記』『漢書』ような歴史書にも見られることから、中国の漢文から典故を借りている可能性もある。このように、「アヘテ」は和漢混淆文のなかで、漢文の影響を比較的に深く受けている作品に出やすいと考えられる。また、「アヘテ」のかかる打消表現の種類に注目すると、和文に見られる助動詞「ズ」、形容詞「ナシ」は和漢混淆文にも見られる。ただし、和文では、助動詞「ズ」に動詞未然形のみ、形容詞「ナシ」に実質名詞のみ前接していた。それに対して、和漢混淆文では、「名詞+ニアラズ」の形で現れる助動詞「ズ」の例、形式名詞を前接する形容詞「ナシ」の例も見られる。さらに、助動詞「ジ」「マジ」が和漢混淆文に見られる点は、「アヘテ」の強調用法との関わりから注目される。すなわち、助動詞「ジ」「マジ」は否定意志を表す場合、それにかかる「アヘテ」は陳述副詞と解釈されやすいためである。また、藤井（1993）の指摘したように、副詞が判断と関わる「名詞+ニアラズ」にかかる場合は、判断を強める用法の陳述副詞と認定できる。以下、特徴的な形式を挙げて、強調用法との関わりを考察する。

#### イ「ベシ」を含む否定表現にかかる「アヘテ」

和漢混淆文における「アヘテ」196 例のうち、「ベシ」を含む否定表現にかかる例が地の文に 3 例、会話文に 11 例、計 14 例見られる点も注目される。この 14 例を分類すると、否定推量を表す「ベカラズ」「ベキニアラズ」が各 1 例、当然・義務否定を表す「ベカラズ」が 3 例、不可能を表す「ベキ～ナシ」が 4 例、不可能を表す「ベカラズ」が 1 例、禁止を表す「ベカラズ」が 4 例見られる。

- (31) 「われは年老い、齡かたぶきたり。こののち、国亡ぶとも、あへて愁ふべからず」と。 (否定推量) (会) (十訓抄・下)
- (32) 柳下恵答へて曰く、「おのれが申さん事を敢へて用ふべきにあらず。されば歎きながら年月を経るなり」といふ。 (否定推量) (会) (宇治拾遺物語・十五)
- (33) (官→孔恪) 官ノ云ク、『然也。但シ、其レヲバ罪ヲ母ニ負セムト思カ』ト。孔恪ガ云ク、『敢テ母不可負ズ。只、有リシ事ヲ叙ブ許也。其レ、自ガ口 (筆者注：コロ) セル也』ト。 (当然・義務否定) (会) (今昔・9ノ28)

(34) 寺ノ僧共、此レヲ見ルニ、大鍾、蛇ノ毒熱ノ氣ニ被焼テ炎盛也、敢テ不可近付ズ。 (不可能) (今昔・14ノ3)

(35) 「汝ヂ、速ニ、彼ノ不調ヲ致ス男ヲ召搦テ、津坂ニ将至テ、□ (筆者注：タシ) カニ可殺シ。敢テ、此ノ事ヲ不可違ズ」ト。 (禁止) (会) (今昔・17ノ4)

例(31)の「ベカラズ」は話し手自身の動作に対する否定推量を表す用法である。この例は、私は年も取って、齢も重ねている。この後、晋国が滅んだとしても、私は「決して」愁えるはずがないという意味に解される。例(32)の「ベキニアラズ」は、弟が「まったく」私の話を聞くまいと他人の動作に対する否定推量を表している。藤井(2016)は「ベカラズ」の否定推量の用法を仮想された事態の不成立を強く推量するものとし、中世の和漢混淆文にその例を見出しているが、これらの例でも「アヘテ」は打ち消しという作用の面に関わり、陳述副詞と解することができよう。例(33)の「ベカラズ」は、「決して」母に罪を負わせるべきではないと当然・義務否定を表すものである。例(34)の「ベカラズ」は、大きな鐘が蛇の毒熱の気に焼かれて盛んに炎を上げていて、「まったく」近づくことができないと解釈される不可能の例である。和漢混淆文では不可能用法で用いられた「ベシ」計5例のなかで、和文に見られる「主体にその能力がない」ということを表す例が見られず、すべての例が例(34)のように「状況によって、ある動作が許されない状態にある」という意味を表し、「アヘテ」でそれを強調している。例(35)の「ベカラズ」は、禁止用法で用いられており、「決して」この命令に背いてはならないと聞き手に行動の規制を求めるものである。

いっぽう、和漢混淆文における「アヘテ」計196例のなかで、「ベシ」を含まない否定表現にかかるものが計181例と多く見られる。これらも概ね「決して」の意味に解釈できる。

#### ロ「名詞+ニアラズ」という否定表現にかかる「アヘテ」

「名詞+ニアラズ」という否定表現にかかる「アヘテ」計8例のうち、例(36)のように「ニアラズ」という表現に動詞連体形を前接しないものが計6例、例(37)のように動詞連体形を前接するものが計2例見られる。「ニアラズ」に前接する名詞はすべて抽象名詞である。具体的に言うと、前者の6例は「境界」2例、「妄語」1例、「しわざ」1例、「良臣孝子之法」1例、「忠烈之臣」1例であり、後者の2例はともに形式名詞「トコロ」である。

(36) 彼実楼閣ノ莊嚴、敢へて人の境界ニ非ラズ。 (金沢文庫本仏教説話集・6ウ)

(37) (法師→賊) 法師、此レヲ聞給テ群賊ニ宣ク、「我ガ身穢悪ニシテ、被□ (筆者

注：コロサ) レムニ敢テ惜ム所ニ非ズ。(会) (今昔・6ノ6)

これらの「名詞+ニアラズ」にかかる例は、藤井(1993)が「更に」について指摘したのと同じく、強調用法との関わりが強いと思われる。例(36)では、「アヘテ」が物事の状態の説明に用いられ、「決して」の意を表す陳述副詞にしか理解できない。例(37)は、法師を殺し、その肉・血を取って天神に祭ろうとする賊たちを相手に法師の言葉で、「アヘテ」は否定判断を表す「名詞+ニアラズ」にかかり、「決して」(我が身を)を惜しまないと否定判断を強調する陳述副詞と理解される。

#### ハ「動詞未然形+ジ」「動詞終止形+マジ」という否定表現にかかる「アヘテ」

「動詞未然形+ジ」「動詞終止形+マジ」という否定表現にかかる「アヘテ」がそれぞれ6例、1例見られる。

(38) (妻)妻独り思フ様、「米今一升残レリ。白ク精ゲテ炊テ夫婦共ニ此ヲ食セム。此ヨリ後ニハ何レノ御弟子来リ給フト云トモ敢テ供養シ奉ラジ」ト。

(会) (今昔・1ノ31)

(39) 肅環ガ云ク、「此ノ所不浄ニシテ敢テ不来ジ、我レ可行シ。汝等快ク留レ」ト云テ、弟ノ瑠ヲバ留メテ別レヌ。

(会) (今昔・6ノ26)

(40) 鬼、過ヲ謝シテ脱レム事ヲ乞テ云ク、「我レ、敢ヘテ聖人ノ所ニ亦来ル事不有ジ」ト。

(会) (今昔・7ノ17)

(41) 臣敢ヘテ生きて帰らジ。(会) (土井本太平記・卷二十二)

(42) 角テ空ク命終リ候ナバ、火血刀の苦果、敢テ疑候マジ。(延慶本平家物語・第五末)

以上の5例はすべて会話文に用いられ、話し手の「決して～しないつもりだ」という強い意志を表していると解釈できる。「アヘテ」は否定意志を強調する陳述副詞と思われる。

#### ニ「名詞+ナシ」という否定表現にかかる「アヘテ」

「名詞+ナシ」という否定表現にかかる「アヘテ」が計70例見られる。そのなかで、例(43)～(46)のような「形式名詞+ナシ」にかかるものが地の文に15例、会話文に2例、計17例見られる。形式名詞の内訳として、「コト」が16例、「トコロ」が1例である。

(43) 燕国誠ニ大王ノ威ニ怖テ、敢テ君ヲ背キ奉ル事無シ。(会) (延慶本平家物語・第二中)

(44) 三万六千ノ兵衆、熾盛ニ守テ敵ノ心ヲ成ス者无シテ、敢テ恐ル、事无シ。

(今昔・2ノ18)

(45) よって事の由を勤して、牒送るくだんのごとし。敢ヘテ猶予する事なかれ。

(会) (土井本太平記・卷十七)

- (46) 小年ノ時ヨリ三宝ニ帰依スル志有ケリ。其ノ中ニモ殊ニ地藏菩薩ニ仕テ、日夜  
ニ念ジ奉テ、起居ニ付テモ敢テ怠ル事无カリケリ。 (今昔・17ノ23)

形式名詞を伴う例では、例(43)のように、「アヘテ」が「あることを恐れる」という文脈を受け、かつ、後接表現に他動詞が用いられている例が計3例見られる。これらの例では、「アヘテ」が他動詞にかかっており、「殊更に」の意味の情態副詞と解釈できる。それに対して、例(44)のように、形式名詞の前に自動詞がくる「アヘテ」の例が計4例見られ、この場合は「アヘテ」が主体の状態を強く否定する陳述副詞と理解できる。残りの10例も、例(45) (46)のように、文脈により、「まったく」の意を表す陳述副詞と解釈できる。例(45)では、「アヘテ」は命令文に用いられ、「決して」猶予してはいけなと解釈できる。例(46)は昼も夜も経を念じて、立ち居につけて「まったく」怠ることがなかったと理解できる。

また、(47)のような「助動詞・動詞連体形を前接しない実質名詞+ナシ」にかかる「アヘテ」が会話文に4例、地の文に17例、計21例見られる。例(48)～(50)のような「助動詞・動詞連体形を前接する実質名詞+ナシ」にかかる「アヘテ」が会話文に6例、地の文に26例、計32例見られる。

- (47) 母、遣唐使の来るごとに、「消息やある」と尋ぬれど、敢へて音もなし。

(宇治拾遺物語・十四)

- (48) …尋奉ラムガ為ニ多ノ人ヲ山ヘ遣スト云ヘドモ、恐テ怖レテ、敢テ行ク人一人无シ。

(今昔・5ノ2)

- (49) 童、男ヲ具シテ、板敷ニ上テ、内ヘ只入りニ入ルニ、「何かニ」ト云フ人、敢テ无シ。

(今昔・16ノ32)

- (50) 其ノ時ニ、僧、始メノ如ク遣戸ヲ開テ、和ヲ拔足ニ寄ルニ、敢テ知ル人无シ。

(会) (今昔・17ノ33)

「助動詞・動詞連体形を前接しない実質名詞+ナシ」にかかる「アヘテ」の計21例はすべて、例(47)のように物事の状態の説明に用いられ、否定を強調する陳述副詞にしか理解できない。いっぽう、「助動詞・動詞連体形を前接する実質名詞+ナシ」にかかる「アヘテ」の計32例のうち、例(48)のように「あることを恐れる」という文脈を受けて、後接動詞にかかり、漢文の用法のように「殊更に」の意の情態副詞と解釈される例が『今昔』に3例、『土井本太平記』に5例、計8見られる。それ以外の24例は、例(49)のような「実質名詞」と形容詞「ナシ」との間に置かれるものが2例、例(50)のような「あることを

恐れる」という文脈を受けず、かつ、状態を表す動詞を後接するものが 22 例見られる。いずれも、否定を強める陳述副詞と理解される。

#### ホ「助動詞・動詞未然形+ズ」という否定表現にかかる「アヘテ」

「助動詞・動詞未然形+ズ」という否定表現にかかる「アヘテ」が計 109 例見られる。そのなかで、次のような「アヘテ」の例は、否定を強調する陳述副詞と解釈されやすく、計 92 例見られる。

(51) 水敢へて湯と成らず… (土井本太平記・卷十二)

(52) 殊ニ観音ニ仕テ、常ニ観音品ヲ読ケリ。亦、深ク善心ノミ有テ、敢テ悪業ヲ不造ズ。  
(今昔・16ノ35)

(53) …今汝がために首を与へて、朋友の思ひを謝すべし」と言ふ。呂馬童涙を流して、敢へて項羽を討たんとせず。  
(土井本太平記・卷二十八)

(54) 要害なければ、敢へて近付き得ず。  
(土井本太平記・卷三十五)

(55) 同船ノ諸ノ人、皆聞テ、共ニ「此レヲ免セ」ト乞ヒ請ク。然而ニ、敢テ不許ズ。  
(会)(今昔・6ノ6)

例(51)では、自動詞にかかっており、「水がまったく湯にならない」としか理解できない。例(52)では、「アヘテ」の「悪業をしない」という後接文は、「深く善心がある」という前接文に対する強調的な補足である。例(53)では、意志を表す「ントス」が用いられて、「アヘテ」が「まったく」の意としか理解できない。例(54)では、可能を表す「ウル」が用いられて、「まったく近づくことができない」としか理解できない。例(55)では、「アヘテ」の「不許ズ」という後接文は、「『此レヲ免セ』ト乞ヒ請ク」という前接文と逆接の関係であり、「全く許さない」と理解される。

いっぽう、情態副詞と解釈できる「アヘテ」も 17 例見られる。

(56) (筆者注：殺される) 此事ヲ恐ル、ガ故ニ深キ山ニ隠テ住所ヲ敢テ人ニ不知セズ。  
(今昔・5ノ18)

(57) 法義、此ノ事ヲ聞テ、即チ、出ヌ。僧、家ヲ教テ令入ムルニ、法義、暗クテ敢テ不入ズ。  
(今昔・7ノ48)

(58) 時直、膝行頓首して、あへて平視せず、遙かの末座に畏まって、誠に平伏したる体を見給ひて…  
(土井本太平記・卷十一)

(59) その勢辟易して、さしもの楼煩、目敢へてものを見ず、弓をも引き得ず、人馬共に震ひわななきて、漢王の陣へぞ逃げ入りける。(土井本太平記・卷二十八)

例(56)は住所が知られたら、殺されることを心配して、「殊更に」自分の住所を他人に知らせないという意味である。「アヘテ」が今後、あることの発生を心配するため、「殊更に」ある動作をしないという文脈に用いられている。例(57)～(59)の「アヘテ」は、ある恐れる心理などのため、その場で「殊更に」ある動作をしないという文脈に用いられている。すなわち、暗さ、末座、勢いによる怖さのため、「殊更に」動作「入る」「平視する」「見る」をしないことを表している。これらは漢文の用法を受け継いだ例である。

## 五 訓点資料における「アヘテ」

四では、「ジ」「名詞+ニアラズ」という打消表現にかかる「アヘテ」が和文に見られないが、和漢混淆文には見られること、和文に見られる「ベシ」を含む打消表現にかかる「アヘテ」が和漢混淆文にも多く見られることが確認できた。ここでは、これらが漢文訓読の影響によるかを検討する。次に、訓点資料における「アヘテ～打消表現」の例を確認する。

【表3】は「アヘテ～打消表現」の例を作品ごとに分類し、さらに打消表現の種類によって整理したものである。

【表3】 訓点資料における「アヘテ～打消表現」

作品	打消表現の形式	アヘテ～ 名詞+ニ アラズ	動詞終止 形+ベカ ラズ	動詞未然 形+ズ	動詞未然 形+ジ	アヘテ～名詞+ナシ		計	
						実質名 詞+ナ シ	形式名詞 (コト・ト コロ・モ ノ)+ナシ		
中国	830 西大寺本金光明最勝王経卷第三	不 <sup>レ</sup> 敢		1				1	
	883 大乘大集地藏十輪經東大寺図書館本卷第四、聖語藏本卷第五	不 <sup>レ</sup> /無 <sup>レ</sup> 敢		1			1	2	
	950 興聖寺本大唐西域記卷第十二	無 <sup>レ</sup> 敢					1	1	
	1002 石山寺本法華義疏卷第一	未 <sup>レ</sup> 敢		1				1	
	1035 西大寺本護摩蜜記一帖	不 <sup>レ</sup> 敢可		1				1	
	1050 石山寺旧藏本金光明最勝王経卷第三・六	不 <sup>レ</sup> 敢				6		6	
	1073 貴重古典籍刊行会本孝文本紀	不 <sup>レ</sup> 敢		1	1			2	
	1099 興福寺本大慈恩寺三藏法師伝卷第七・八・九	非 <sup>レ</sup> /不 <sup>レ</sup> /未 <sup>レ</sup> 敢	1		3	1		5	
	1163 石山寺本大唐西域記卷第四	非 <sup>レ</sup> 敢	1					1	
	外典	1113 神田本白氏文集卷第三	不 <sup>レ</sup> 敢			1		1	
1344 醍醐寺本遊仙窟	不 <sup>レ</sup> /未 <sup>レ</sup> 敢				7		7		
日本	1100 最明寺本往生要集卷上、下	无 <sup>レ</sup> /不 <sup>レ</sup> 敢		1			1	2	
	1134 大谷大学本三教指帰注集四帖	不 <sup>レ</sup> /無 <sup>レ</sup> 敢		2			2	4	
	1186 高野山西南院本和泉往来	不 <sup>レ</sup> 敢		1				1	
	平安後期以降 高山寺本古往来表白集	敢 <sup>レ</sup> 不 <sup>レ</sup> 可 <sup>レ</sup> /敢 <sup>レ</sup> 无 <sup>レ</sup> /敢 <sup>レ</sup> 母		2				2	4
	平安後期以降 享禄本雲州往来	敢 <sup>レ</sup> 無					2	2	
計		2	3	11	16	2	7	41	

【表3】に示したように、訓点資料では、「否定辞+敢」が「アヘテ～ニアラズ」「アヘ

テ～助動詞（ズ・ジ）」「アヘテ～名詞＋ナシ」「アヘテ～ベカラズ」と訓読される例が見られる。次に「アヘテ～ジ」と訓まれた例を挙げる。

(60) 蓬萊ヲ見不は、敢て帰ラ<sup>シ</sup>不トイヒシ。  
不<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>蓬萊<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>敢<sub>テ</sub>帰<sub>一</sub>。 (神田本白氏文集卷三天永四年点 1113)

(61) 王事限り有り、敢テ稽り停ラ<sup>シ</sup>不。  
王事有限、不<sub>レ</sub>敢<sub>テ</sub>稽<sub>一</sub>。 (醍醐寺本遊仙窟康永三年点 1344)

例(60)(61)の原漢文における「敢」は、否定辞「不」を上接し、情態副詞で用いられているが、訓読文の「アヘテ」は否定意志を表す助動詞「ジ」にかかる用法として理解されている。この2例の「敢」は、否定強調を表す陳述副詞として訓読されたと考えられる。また、「アヘテ～ニアラズ」の例も漢文に対応する次の例が見られる。

(62) 其の名を墜(さ)不は、敢て望(む)所(に) 非ズ。  
不<sub>レ</sub>墜<sub>ニ</sub>其名<sub>一</sub>、非<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>敢<sub>テ</sub>望<sub>一</sub>。 (石山寺大唐西域記卷四長寛元年点 1163)

(63) 魂ヲ馳(セ)首ヲ泥(レテ) 敢(ヘ)テ望(ム) 所ニ非ス。  
馳<sub>レ</sub>魂<sub>一</sub>俛<sub>レ</sub>首、非<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>敢<sub>テ</sub>望<sub>一</sub>。 (興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝卷九承德三年点 1099)

例(62)(63)に見られる漢文「非所敢望」では、「所敢望」が体言に当たり、否定辞「非」が「所敢望」全体にかかる。「非所敢」をキーワードで台湾中央研究院漢籍電子文献から検索すると、「非所敢」は計17例見られ、後接する動詞として、「聞」6例、「望」5例、「承」2例、「当」2例、「譬」1例、「対」1例である<sup>8</sup>。同じキーワードで大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)から検索すると、「非所敢」は計13例見られ、後接する動詞として、「当」5例、「望」4例、「知」1例、「承」1例、「及」1例、「言」1例である。これらから、漢籍・仏典の影響によって「アヘテ～トコロニアラズ」の表現が成立したと推測できよう。

また、「アヘテ～ベカラズ」は訓点資料で次の3例見られる。

(64) 代々運米ノ押領使ト為テ、公事ヲ勤仕スル〔之〕由、郡司、書生(ノ)〔之〕間ニ伝(ヘ)言フ所有リ、仍リテ選定スル所也、敢ヘテ対捍ヲ致(ス) 可(カラ)不<sup>ス</sup>。  
 (高山寺本古往来・六)

(65) 奉君之道、宛モ水鳥ノ如シ、敢エテ私ノ費ヲ思フ可(カ)ラ不<sup>ス</sup>。  
 (高山寺本古往来・十四)

(66) 一分飯供物等事 三分に分(シ)て【一分は寺の中の衆、一分は乞<sup>カイ</sup>一<sup>ケ</sup>、一分は水陸有情】行者及び僮一口(筆者注：レイ)敢(ヘ)て之を用す可(カ)ラ不<sup>ス</sup>。

(西大寺本護摩蜜記一帖長元八年点 1035)

そのなかで、例(64)(65)の「アヘテ〜ベカラズ」は変体漢文の「敢不可」を読み下したものであり、それぞれ「対捍ヲ致ス」「費ヲ思フ」という動作に対して強い否定の意を表す否定強調用法に理解される。例(66)の「アヘテ〜ベカラズ」は佚書『護摩蜜記』を読み下したもので、「一分飯供物等事」ということを説明する内容であり、否定強調の用法に理解しにくく、修行者は供養される飯を食べるべきではないという可能を表す用法に解されやすい。『訓点語彙集成』によれば、例(66)は「不敢可用」を読み下したものであるという。大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)から「敢可」の例が28例検出される。そのうち、漢訳仏典の例が17例であり、日本の仏典の例が11例である。しかし、大正新脩大蔵経データベース(SAT2018)から「不敢可」の例を調べると、漢訳仏典に例がなく、日本の仏典に2例である。また、「不敢可」の例を『文淵閣四庫全書電子版』から調べても、例が見られない。「不敢可」は漢籍、仏典に例が見られないところから推測すると、例(66)の「アヘテ〜ベカラズ」のもとになる「不敢可」は古代中国の一般的な用法でなく、例外とすべきである<sup>9</sup>。

「不可敢」というキーワードで東京大学歴史史料編纂所データベースを検索すると、変体漢文に56例確認できる。また、「アヘテ〜ベカラズ・ベキニモアラズ」に意味・語形が対応する「不可敢〜」というキーワードで『文淵閣四庫全書電子版』から検索してみると、四書五経や正史類などから例を見出せないが、大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)には14例が検出され、すべての例が日本の仏典にある。また、東京大学歴史史料編纂所の「古記録フルテキストデータベース」からも56例が検出できる。これらは、「不可敢」は日本的な表現を示唆している。

ただし、上に述べたように、大正新脩大蔵経テキストデータベース(SAT2018)から「敢可」の例が28例検出される。そのなかで、漢訳仏典の例が17例であり、日本の仏典の例が11例である。また、第一節で述べたように、漢字「敢」に「可能用法」がある。これに加えて、三では、『続日本紀』以降の正史では、「敢」が否定辞を伴って用いられる意識が強くなったことを確認できた。すなわち、漢訳仏典では「敢可」が肯定的に用いられているが、日本人の「敢」に対する使用習慣によって、日本の漢文では「敢可」、あるいは、「可敢」は逆に否定的に用いられやすいと考えられる。

また、『今昔』天竺震旦部に次の例が見られる。

(67) 官ノ云ク、「然也。但シ、其レヲバ罪ヲ母ニ負セムト思カ」ト。孔恪ガ云ク、

「敢テ母不可負ズ。只、有リシ事ヲ叙ブ許也。其レ、自ガ口（筆者注：コロ）セル也」ト。（会）（今昔・9ノ28）

出典：官曰然。欲推罪母耶。恪曰。不敢。但説其因耳。此自恪殺之也。官曰。汝殺他命。

当自受之。言訖。忽有数十人。皆青衣執恪将出。（冥報記・下）

例(67)では、出典では「不敢」ではあるが、『今昔』では「敢テ母不可負ズ」となっている。三で述べたように、漢文「不敢」は「（あることを恐れて、あるいは、敬畏するため、）殊更にある動作をしない」という意味である。この例の出典では、「不敢」は、「倫理を敬畏し、殊更に罪を母に負わせない」という意味である。「～を敬畏するため、～しない」という用法は倫理と関わるものであり、漢訳仏典の「敢可」の用法、及び漢字「敢」の可能用法の影響を受けて、古代日本人は「不敢」という表現から「ベシ」の意味が読み取れた可能性もある。

以上のことを言い換えると、「不可敢」に相当する「アヘテ～ベカラズ・ベキニモアラズ」は日本的な用法ではあるが、漢文訓読の影響を排除できないと考えられる。

## 六 おわりに

本章では、「アヘテ～打消表現」の用法を和文、和漢混淆文を中心に考察した。以上から、次の諸点を指摘できる。

- ・上代と比べ、中古・中世の和文や和漢混淆文では、「アヘテ」の例が多くなり、かつ否定強調用法が定着していくことが窺える。
- ・「アヘテ」のかかる打消表現の種類について、和文に「動詞未然形＋助動詞ズ」「実質名詞＋形容詞ナシ」しか見られないが、和漢混淆文に「名詞＋ニアラズ」「動詞未然形＋助動詞ジ・マジ」も見られ、これらはいずれも漢文訓読の影響が考えられる。
- ・「アヘテ」の否定強調を表す陳述副詞の用法は中国の漢文に見られないが、漢文訓読文や変体漢文に見られるため、和漢混淆文を考察する指標と扱うことができる。

### 【注】

- 1『萬葉集索引』によれば、単独動詞「アフ」の訓字表記例は計3例、補助動詞「～アフ」の訓字表記例は計8例ある。そのなかで、単独動詞「アフ」の3例は「アフ（勝）未然形＋打消を表す助動詞ズ連用形」（2・150）、「アフ（勝）未然形＋打消を表す助動詞ズ連体形」（4・738）、「アフ（堪）未然形＋打消を表す助動詞ズ連体形」（10・2279）の形に分解できる。補助動詞「～アフ」

の8例は「動詞連用形＋係助詞モ＋アヘ（堪、敢）＋推量を表す助動詞ム＋疑問を表す助動詞カ＋詠嘆を表す助動詞モ」（6・999、10・2065、13・3274）、「動詞連用形＋係助詞モ＋アヘ（敢）＋打消を表す助動詞ズ連体形＋疑問を表す助動詞カ＋詠嘆を表す助動詞モ」（13・3329）、「動詞連用形＋係助詞モ＋アヘ（敢）＋打消を表す助動詞ズ連用形」（11・2822、11・2832）、「動詞連用形＋アヘ＋打消を表す助動詞ズ連体形」（11・2657）、「動詞連用形＋アヘ（敢）＋推量を表す助動詞ム＋疑問を表す助動詞カ＋詠嘆を表す助動詞モ」（3・302）の形に分解できる。このように、単独動詞「アフ」、補助動詞「～アフ」の訓字表記例、仮名表記例はすべて否定表現か打消表現と伴って用いられていると推測する。

2 山田孝雄（1930）、春日政治（1949）、築島裕（1963）、山口佳紀（1989）、斎藤文俊（2001）はそれぞれ次のように述べている。なお、下線は筆者による。

(1) 山田（1930）：

按ずるに、これ（筆者注：「アヘテ」）はそれらの副詞たる漢語（筆者注：「敢」「肯」）を日本語にあてむとするに、それに完く一致すべき語のなきにより、その文字を動詞として見たる時の訓をとりて、これをその連用形によりてよみ、一種の修飾格の語としたるものなるべし。

(2) 春日（1949）：

元来動詞の連用形にテを送った形の副詞は、多く漢文訓みから発生したらしく、日本固有の副詞にはかかる形のものはないように考えられる。この古点に見えるもので、「アヘテ（敢）」「カサネテ（重）」「カネテ（兼）」「キハメテ（極）」「サダメテ（定）」「ツトメテ（勤）」「ミダリテ（妄）」など皆さう考へられる。

(3) 築島（1963）：

「アヘテ」は後に否定又は反語を伴ふ語で「敢」「肯」などを訓じ、「アヘテ…（ズ）」又は「アヘテ…（ムヤ）」などとなるのであるが、この語が訓読により生じたことは言ふを俟たない所である。

(4) 山口（1989）：

確かに、〈動詞連用形＋テ〉の構成をもつ副詞には、漢文訓読の場に発生したと思われるものが多い。しかし、拙稿「萬葉集に無いことば」に論じたように、全てがそうだとは考えにくい。そのように考えてしまうと、同一の構成を有するカネテ（予）やマシテ（況）が、なぜ和文にあって、漢文訓読に用いられないのか、説明に苦しむことになる。右のような副詞構成の方式がもともと日本語に存在し、漢文訓読は、その在来の方式を利用して、さらに多くの副詞を造り出したものと見るべきである。アヘテ（敢）は、情態副詞としては、固有語中に発生したものと考えてよい。

(5) 斎藤（2001）：

「あへて」は、動詞「あふ（敢）」の連用形に助詞「て」が付いて副詞として一語となったもの。  
「敢」「肯」などの訓読から生じた。

3 契沖『萬葉代匠記初稿本』、契沖『萬葉代匠記精撰本』、岸本由豆流『萬葉集考証』、賀茂真淵『萬葉集考』、鹿持雅澄『萬葉集古義』、山田孝雄『萬葉集講義』はそれぞれ次のように述べている。なお、下線は筆者による。

(1) 契沖『萬葉代匠記初稿本』（1973～1975年刊の岩波書店『契沖全集』によった）：

あへてはあへきての略語なるへし。

(2) 契沖『萬葉代匠記精撰本』（1973～1975年刊の岩波書店『契沖全集』によった）：

此ニ依レハアヘキ（テ）のキヲ略シテアヘト云ニハアラスシテ、榜出ルニ堪タル意ナリ。

(3) 岸本由豆流『萬葉集考証』（1972年刊の臨川書店萬葉集叢書によった）：

…（筆者注：388番歌の「アヘテ」について、）は浜松中納言物語に、か**い**ばみうかゞへど、あへてさやうなる人見えず云々。栄花物語、浅緑伝に、故殿の御心おきてのまゝにては、あへておぼしかくべきにはあらねど云々などありて、みな、あながちにといふ意に聞て、よく心得らるゝ也。

(4) 賀茂真淵『萬葉考』（1977～1992年刊の続群書類従完成会『賀茂真淵全集』によった）：

（筆者注：388番歌の「アヘテ」について、）船人のあへぎてこぐをもあへてこぐといへど、こゝはしからず、さへぎりてこぎいてんといふ也。

（筆者注：3956番歌の「アヘテ」への解釈）其船棚をうちてあへぎこぎいづらめとなり。

(5) 鹿持雅澄『萬葉集古義』（1932年刊の精文館本によった）：

敢而榜動は、喘ぎて響むといふなるべし。

(6) 山田孝雄『萬葉集講義』：

然れども、ここ（筆者注：388番歌）の「アヘテ」を「あながちに」といふ意にせば、かへりて意合せず。契沖のいへる榜出づるに堪へたる意にてもなほ不充分なり。これは今も「敢へて」といふ語を釈するに「オシキリテ」といふそれなるべし。但、今日は漢文のよみの慣例として下を必ず打消とせるが、本義は必ずしも然じ。考証にひける浜松中納言物語、栄花物語の例も下が打消なるなれば、漢文流の語遣になりてあるものなり。「敢」の字は元来、勇敢、果敢、敢行などの熟字にても明かなるが如く、決心して行ふことをいふものなれば、この「アヘテ」も決心して榜き出づることを行ふ意にいへることと思はる。

4 日本古典文学大系本では、3956番歌の頭注に「アへはアフ（力を合わせる意）の連用形。単に力いっぱいにという意味ではないだろう」とある。「アヘテ」に対する訳語は、この17種の注釈書

は全体として山田孝雄『萬葉集講義』の「オシキリテ」に偏っているが、「押し切って」「無理して」「思い切って」「押して」「強ひて」「張り切って」「勇気を出して」のようにバリエーションが見られる。なお、17種の注釈書は以下のものを指す。

鴻巣盛広『萬葉集全釈』廣文堂、武田祐吉・土屋文明『萬葉集総釈』楽浪書院、佐佐木信綱『評釈萬葉集』六興出版社、武田祐吉『萬葉集全注釈 増訂版』角川書店、高木市之助・五味智英・大野晋校注『日本古典文学大系萬葉集』岩波書店、小島憲之・木下正俊・佐竹昭広『日本古典文学全集萬葉集』小学館、青木生子・井出至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎『新潮日本古典集成萬葉集』新潮社、土屋文明『萬葉集私注 新訂版』筑摩書房、澤瀉久孝『萬葉集注釈 普及版』中央公論社、窪田空穂『萬葉集評釈 新訂版』東京堂出版、西宮一民・金井清一・青木生子『萬葉集全注』有斐閣、小島憲之・木下正俊・東野治之『新編日本古典文学全集萬葉集』小学館、伊藤博『萬葉集釈注』集英社、稲岡耕二『和歌文学大系萬葉集』明治書院、阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義』笠間書院、中西進『萬葉集全訳注』四季社、多田一臣『萬葉集全解』筑摩書房

- 5 翻読語について、奥村（1985）は、「『漢文の構成の形のまま、国語に直訳し出したる』、『元来本邦には存せざりし語又は語法』のことを、それが必ずしも『漢文の訓読の為に按出せられしもの』とは言えず、翻訳を契機として、外国の一具体的に言えば中国の一未知の事物を表すために借用された表現形式」と述べており、藤井（2018）がまとめたように、自作の文章表現のために案出された漢語由来の語である。
- 6 副詞に解される「敢」の例のみ統計した。国名を表す「敢磯部忍国」、苗字を表す「敢臣」「敢朝臣」のような「敢」の例を対象外とした。
- 7 例(28)は、「これは決して朕の徳が貴い天地のお心を感動させ奉ったものではないと思っている」と解される。この例の「是豈敢」について、宣長は「かくつゞきたるは漢文ぶりなり、されど豈といひて、無と結めたるは、古語のさまなり」と述べている（『続紀歴朝詔詞解』、1968～1993年刊の筑摩書房『本居宣長全集』によった）。宣長は、例(28)の打消表現は「豈」と呼応して用いられたとしているが、「アヘテ」と呼応して用いられた可能性もあると考えられる。
- 8 「非所敢」をキーワードとして台湾中央研究院漢籍電子文献から検索すると、「非所敢」が時代の古い作品と、時代の新しい作品（清の作品）との両方に見られるため、ここでは、『三国志』『後漢書』『史記』『晋書』『周書』『左伝』『梁書』『隋書』に見られる例のみを統計した。
- 9 漢訳仏典『護摩蜜記』は佚書で、西大寺本との本文比較ができず、西大寺本の「不敢可」の「敢」は仏經書写による誤写の可能性もあると考えられる。



究 訳文篇』講談社…「石山寺本法華經義疏卷一平安中期」「東大寺図書館本大乘大集地藏十輪經卷四元慶七年」「石山寺本大唐西域記卷四長寬元年」、太田次男・小林芳規著（1982）『神田本白氏文集の研究』勉誠社…「神田喜一郎旧蔵本文卷第三・四天永四年」、築島裕・坂詰力治・後藤剛（1988～2003）『最明寺本往生要集』汲古書院…「最明寺本往生要集院政初期」、佐藤義寛（1992）『三教指帰注集の研究』…「大谷大学本三教指帰注集四帖長承三年」、築島裕・杉谷正敏・丹治芳男（1995）『醍醐寺蔵本遊仙窟総索引』汲古書院…「醍醐寺本遊仙窟康永三年」、三保忠夫・三保サト子（1997）『雲州往来享禄本 研究と総索引 索引編』和泉書院…「雲州往来」、築島裕（2004）『高野山西南院蔵本和泉往来総索引』汲古書院…「高野山西南院本和泉往来文治二年」【その他】増補史料大成刊行会編（1989）『増補史料大成 第24卷（『台記』別記「中臣寿詞」）』臨川書店、瀬間正之（1993）『古事記音訓索引』おうふう、沖森卓也（1995）『東京国立博物館蔵本延喜式祝詞総索引』汲古書院、古典索引刊行会編（2003）『萬葉集索引』塙書房

## 第五章 「塞」から動詞「フサグ」へ ——「フサグ」と「フタグ」の用法と文体——

### 一 はじめに

平安時代の文献に和文脈と漢文脈とが併存・混淆する現象は春日（1936）によって実証的に論じられた。この研究を受けて、「ゴトシ—ようなり」、「シム—す・さす」のような同じ意味の表現に、異なる語を用いていることを手がかりにして和漢混淆文である『今昔物語集』での使い分けの様相を明らかにしようとする堀田（1941）、山田（1941）等を始めとする研究が相次いで現われた。「す・さす」と「シム」のように、文体によって二形が対立的に用いられる語について、築島（1963）は、和文脈の典型である和文と漢文脈を代表する漢文訓読文に顕著に見られる語であり、「表現対象が一応同じである語」「略々同意味（の語）」「同じ意味（の語）」として、他にも多くの品詞から例を提案している<sup>1</sup>。

このような二形対立の指摘に対し、関（1993）は「イキドホル—むつかる」など、内田（2005）は「アラカジメ—かねて」を挙げて、両語の意味が狭い意味で同義でないものを二形対立と認めない立場に立っている。いっぽう、築島説を積極的に認める研究も多く見られる。例えば、峰岸（1986）は二形対立とされる語の指摘に基づき、和文語、漢文訓読語、記録語という「三形対立」語の概念を提出した。大川（2017）は二形対立とされる語を文体指標として、コーパスのデータをもとに平安鎌倉時代の文学作品の文体を五つに分けて、平安鎌倉時代の文学作品全体の中で個別作品がどのように文体的に位置付けられるかを論じた<sup>2</sup>。

ただし、二形対立とされる語のなかで、漢文訓読語とされる語は和文に見えないが、それに対立するとされる和文語は訓点資料に現れる場合がある。これについて、築島（1992、2001）は訓法の歴史的変遷や祖点の問題等に関連すると推測しながら、今後、個々の語について柔軟に実態を分析していく態度が求められようと述べている。月本（2001）にも従来の通念にとらわれない、より実態に即した研究や検討が必要であるという指摘が見られる。また、山本（2019）は、和漢混淆文に併存する二形対立語が意味分担する原因を追究するために、個別に二形対立語の語史を丹念に記述する必要があるとする。これらを踏まえると、二形対立とされる語の性質を一元的に捉えず、個別に実態を捉えていく必要があるであろう。

本章では、築島が提案した二形対立語から、和文に見られない漢文訓読語「フサグ」と、訓点資料に少数ではあるが、見られる和文語「フタグ」を取り上げ、それぞれの性質を分析

し、和文語が訓点資料に見える現象の内実を再検討する。訓点資料に見出される「フタグ」の例について、築島（1963）は平安初期に用いられた古訓の和文的性質によるもので、訓点資料に用いられていても訓点（特有）語ではないとしている。ただ、築島はさらに調査を進めるべき旨も述べており、「フタグ」を和文語に分類しながらもその処置の妥当性については、なお慎重な姿勢を見せている。「フサグ」と「フタグ」の意味差に関する研究として関（1993）が挙げられる。関は『宇治拾遺物語』に見える「フタグ」が「蓋をする」ことを表す具体動作語、「フサグ」が「蓋をする」ことを表す比喩動作語としている。しかし、『宇治拾遺物語』にある「フサグ」「フタグ」の用例数は複合動詞を含めて僅か4例で、仮名書き例は「フサグ」1例のみであり、両語の性質の検討は必ずしも十分と言えない。

本章では、訓点資料、平安和文、和漢混淆文における「フサグ」と「フタグ」との意味用法を分析し、平安時代における両語の二形対立の内実を検討し、さらに鎌倉時代に入り、それぞれの意味用法がどのように変遷したかを明らかにする。

## 二 訓点資料における「フサグ」

本節では、訓点資料の「フサグ」がどのような意味で用いられたかを確認する。訓点資料の「フサグ」の用法は私に分類すると、その目的語と文脈により、【表 1】に示す通り、A〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路で目蓋を閉ざす〉、B〈モノ・ヒトを食い止める〉、C〈心をいっぱいにする〉の三つに分けられる。以下、「フサグ」の具体例を挙げる。

### A〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉の意

Aの意に解される「フサグ」が加点了漢字としては「塞」15例、「壅」4例、「杜」3例、「閉闔關」各2例、「關鄣唵冥瞑」各1例である。このうちの「塞」は、の例が最も多く見られ、慧琳『一切経音義』「堰塞」の条に「下 僧則反、俗字也。説文、正甞、從辵。考声、室也、満也、当也、鄭注論語云 塞猶蔽也。説文云 隔也」、高誘注『淮南子』に「塞、閉也」、高誘注『呂氏春秋』に「塞、遏也」とあり、主として「満たす」「覆う」「閉ざす」「防ぐ」の四つの意味が認められる。「フサグ」のAの用法はこのうちの「満たす」「（目や扉などを）閉ざす」に当たる用法である。（「防ぐ」意は後出のBの意味に対応する）。訓読された字のなかでは、「杜」「閉」「闔」「關」「關」「鄣」「冥」「瞑」は「閉ざす」の意、「唵」は「口に食べ物を（いっぱい）満たして（閉ざす）」の意、「壅」



は枠に押し込め閉ざす意である。

「フサグ」は「穴」「道」「口」「耳」「門」「目」など具体名詞を目的語とし、基本的に穴や通路を満たして閉ざす意味を表すが、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざすことを表す例も含める。例は以下のようなものである。

- (1) 牛角山の巖に大石室有(り)…近、崖崩レテ門の徑を掩ヒ塞ケリ…故を以て今に至(ル)も石の門開(か)不。(興聖寺大唐西域記卷十二平安中期点 950)

例(1)は門の出入り口は崩れた崖の石で満たされ、閉ざされて、完全に通行できないことを表す。

いっぽう、次の例は、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざすことを表す。

- (2) 仏房ヲ閉キ地ヲ掃ハシム南ヲ開ケ北ハ開キヌ。此ヲ掃ヘハ彼ハ汚レヌ。  
(東大寺図書館本法華文句平安後期点 1050)

- (3) 仏言…在阿蘭若及空寂室。端身正念結前如來金剛縛印冥目觀察臆中明月。作是思惟。  
(東京大学国語研究室本大乘本生心地觀經卷八治承四年点 1180)

例(2)は仏房の扉を閉ざし、汚れが仏房に入る通路を閉じることを表す。例(3)は目蓋を閉ざし、心の中にある明月を瞑想して観察する意味であり、視線の通路を閉じることを表す。

## B〈モノ・ヒトを食い止める〉の意

Bの意に理解される「フサグ」に宛てられた漢字は「塞」5例、「杜防」各2例、「壅偃距捍挫堙礙」各1例である。「フサグ」は「水」「人」「心」「兆し」などを表す語を目的語とし、〈モノ・ヒトを食い止める〉ことを表す。

- (4) 智慧手在心。如執蓮華像。直申奢摩他臂。五輪上舒。而外向距之。是無能勝印。  
(西大寺大毘盧遮那成仏經承暦二年点 1078)

- (5) 女の淨人の厨内に來入するを防カムとには非(す)。  
(天理大学図書館本南海寄歸内法伝卷二平安後期点 1016)

例(4)(5)はそれぞれモノ(地・水・火・風・空という五輪)、ヒト(女)を食い止める例である。

## C〈心をいっぱいにする〉の意

Cの意と見られる「フサグ」はすべて「塞」に宛てられている。これは、心を容器のようなものと捉えて、内部空間を満たす、埋める意味を担う比喩的用法である。

(6) 身意泰然快得安隱者、憂悔心を塞<sup>フサ</sup>グ、所以（に）泰<sup>ユタカ</sup>に（あら）不。

（石山寺本法華經義疏長保四年点 1002）

(7) 此ノ身心ヲ罄シテ以テ貲<sup>フサ</sup>キ不（ル）〔之〕恩ヲ答へ、少窮無キ〔之〕責ヲ塞<sup>フサ</sup>カム。

（興福寺本大慈恩寺三藏法師伝承德三年点 1099）

例(6)(7)は、「憂悔心」「責」のような抽象名詞を目的語とし、ある感情で心をいっぱいにすることを表す。

以上述べたように、訓点資料の「フサグ」はA〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉、B〈モノ・ヒトを食い止める〉、C〈心をいっぱいにする〉の意のいずれかに理解される。

### 三 訓点資料と和文における「フタグ」

本節では、訓点資料、和文の「フタグ」はそれぞれどのような意味で用いられたかを確認する。

【表2】【表3】に示すように、訓点資料、和文の「フタグ」のうち、〈あるものを何かで覆って遮る〉の意に解される例は29例、〈占める〉の意に解される例は1例である<sup>3</sup>。以下、具体例を挙げる。

#### a 〈あるものを何かで覆って遮る〉の意

この意に理解される「フタグ」の目的語は「目」「面」「穴」「井」「耳」などがある。

(8) 勸君掩<sup>シムル</sup> 鼻君莫掩、使君夫婦為参商。  
オホハシムトモヌフタカシムトモ

（神田本白氏文集卷四天永四年点 1113）328行

【表2】訓点資料における「フタグ」の意味

資料名			a あるものを何かで覆って遮る								不明	計	
			人	鼻	面	目	口	穴	器物	法			
中国	内典	810 小川本願經四分律						1 (塞)					1
		810 聖語藏本願經四分律古点							1 (蓋)				1
		1065 東寺本金剛頂瑜伽中略出念誦經卷第四				1 (抹)							1
		1163 石山寺本大唐西域記卷第八					1 (封)						1
		1214 醍醐寺本大唐西域記卷一二								1 (闕)			1
		1362 東寺本大威力烏樞瑟摩明王經							1 (塞)				1
	外典	1113 神田本白氏文集卷第四		1 (掩)									1
日本	830 東大寺諷誦文稿			1 (掩)							1 (塞)	2	
	1142 図書寮本日本書紀卷第一四	1 (闕)			1 (蔽)							2	
計			1	1	1	2	1	2	1	1	1	11	

【表3】和文における「フタグ」の意味

		a									b	計		
		面・顔	透影	姿	道	穴	井	目	口	耳	韻		寝殿	
竹取物語	会 地	1												1
落窪物語	会 地				1									1
宇津保物語	会 地							1	1					2
枕草子	会 地	3								1				5
源氏物語	会 地	1			1	1					1	1	1	6
浜松中納言物語	会 地					1								1
栄花物語	会 地							1						2
大鏡	会 地		1	1										2
計		5	1	1	2	2	1	2	2	2	1	1		20

a: あるものを何かで覆って遮る。b: 占める。

(9) 天皇畏<sup>メラフオホヒ</sup>蔽<sup>シ</sup>目<sup>シ</sup>を<sup>タマヒ</sup>不<sup>カク</sup>見<sup>マヒヌオホトノ</sup>一<sup>タマフ</sup>却<sup>フ</sup>入<sup>キ</sup>殿<sup>キ</sup>中<sup>キ</sup>使<sup>キ</sup>放<sup>キ</sup>於<sup>キ</sup>岳<sup>キ</sup>。

(図書寮本日本書紀卷十四永治二年点 1142)

(10) 夫君天下以治萬民者、蓋<sup>ウタキオホフコト</sup>之如天。(前田本日本書紀卷十一院政期点)

例(10)の「蓋」は「ウタキオホフコト」が施されているが、その文脈を合わせて考えると、「フタキオホフコト」の誤記と推測される。例(8)の「掩」、例(9)の「蔽」、例(10)の「蓋」字はいずれも「覆って隠す」意味にしか解せず、「フタグ」「オホフ」は意味に重なりのある類義語と言えよう。

(11) (引用者注：韻字を) ふたぎもてゆくままに、難き韻の文字どもいと多くて、おぼえある博士どもなどのまどふ所どころを、時々うちのたまふさま、いとこよなき御才のほどなり。(源氏物語・賢木)

(12) (宮)「いみじう、かたはらいたき事はせさせつるぞ。え聞かで、耳をふたぎてぞありつる。その衣一つ取らせて、とくやりてよ」と仰せらるれば…

(会)(枕草子・八十三段)

(13) 車の人々騒ぎ立ちあゆめば、道をふたぎてさらにやらねば、はしたなくて、しばしかい群れて立ちたるを見て…(落窪物語・巻之二)

例(11)は古人の詩の韻字を何かで覆って隠しておいて、それが何であるかを当てる遊戯に関する内容である。例(12)は尼と清少納言との談話を聞かないように、中宮が(袖

で) 耳を覆ったことを表す。例 (13) は、中納言一行は清水詣でへの道が、中将一行によって道を遮られて、前に進むことができなかったことを表す。

例 (14) (15) は具体物でなく、何かの作用・意図などによって、口や目の機能を遮って「言わない」「見ない」ことを比喩的に述べたと解される例である。

(14) (俊蔭娘) 「れいの事よ。さりとてやまひしたる事はりなれば、くちふたげ」とて、たき物などよくせさせ給てやりたてまつらせ給。(会) (宇津保物語・楼の上)

(15) (妍子) 「あやしのことや。棧敷を造り色めかせたまは、こそは人の 誹もあらめ、御前より渡らせたまはんを、御目をふたがせたまふべきことかは」

(会) (栄花物語・卷第十三)

例 (14) は右大臣と俊蔭娘の会話の場面で、俊蔭娘はその場で右大臣に対して、左大臣を批判する話をやめさせる文脈である。「フタグ」の目的語は「口」であるが、左大臣を批判する言葉の通路とも理解される。すなわち、俊蔭娘の命令で左大臣を批判する言葉の通路はその場で遮られたという意味と理解できる。例 (15) は賀茂行幸の見物をするかを迷う中宮の妍子の会話であり、目蓋を物理的に閉ざすのではなく、賀茂行幸を意識的に見ないことを意味している。

#### b 〈占める〉の意

b の意に解される「フタグ」は「寝殿」を目的語とする和文の 1 例のみ見られる。

(16) 寝殿はふたげたまはず、時々渡りたまふ御住み所にし… (源氏物語・松風)

例 (16) は、新築された東の院の寝殿は光源氏の御休憩所とするところであり、誰にも占めさせなかった(移り住ませなかった)という意である。

以上、訓点資料と和文の「フタグ」の意味用法を検討した。「フタグ」は「目」「口」「穴」「耳」「道」を表す語を目的語とする点で共通しているが、〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉〈モノ・ヒトを食い止める〉〈心をいっぱいにする〉という「フサグ」の意と異なり、〈あるものを何かで覆って遮る〉〈占める〉の意のいずれかに解される。

#### 四 同一訓点資料における「フサグ(フサガル)」「フタグ」

第二、三節では、訓点資料の「フサグ」、訓点資料と平安和文の「フタグ」の意味用法が異なることを確認した。本節では小川本(聖語蔵旧蔵)『四分律』、神田本『白氏文集』、図書寮本『日本書紀』を取り上げ、同一の訓点資料に付された「フサグ(フサガル)」「フ

タグ」の訓読例を取り上げ、別の意味に解されるか否かを確認する。

まず、小川本（聖語蔵旧蔵）・聖語蔵本『四分律』における「フサグ」「フタグ」の意味用法を確認する。

(17) 「虱若出（で）は、蓋<sup>フタ</sup>を作（り）て塞<sup>フタ</sup>グ<sup>フサグ</sup>応し。」彼宝を（もち）て塞（に）作

ル。仏言（はく）、「宝を用（ゐ）て作（る）応（からず）〔不〕。牙骨乃至木  
を用（ゐ）て作（る）応し。（小川本（聖語蔵旧蔵）四分律・乙巻 平安初期点）

(18) 或<sup>フタキ</sup>蓋<sup>ニ</sup>蔵<sup>ヲ</sup>器物<sup>ヲ</sup>。 （聖語蔵本願經四分律古点 平安初期点）

例（17）の小川本（聖語蔵旧蔵）『四分律』、例（18）の大矢が紹介した聖語蔵本『願經四分律古点』に加え、春日が紹介した斯道文庫本『四分律』もあり、この三つの資料はいずれも810～825年に加点されたと推定されている<sup>4</sup>。例（17）について、大坪の解説によれば、乙巻2枚目21行以降が甲点白点で、その前が別種の点である。これに従って考えると、16枚目5行目にある、「塞」に付される「フサグ」「フタグ」はいずれも甲点白点となり、同じ時期に加点されたものと推測される。「虱若出（で）は、蓋<sup>フタ</sup>を作（り）て塞<sup>フタ</sup>グ<sup>フサグ</sup>応し。彼宝を（もち）て塞（に）作ル。」という文脈から、「蓋」と「塞」はともに虱が筒から出ないようにする物と解される。「塞」は「蓋<sup>フタ</sup>を作（り）て」という文脈を上接し、最初、主訓「フタグ」で訓読された。それに応じて、「彼宝を（もち）て塞（に）作ル。」という文脈が続く。いっぽう、「塞」に「フサグ」の別訓があるのは、後続箇所「木」「骨」とあるように、虱の出るのを防ぐ役割に重きを置いた訓ではなかろうか。名詞「塞」（去声代韻）は『広韻』に「千代切、辺塞」、『和名類聚抄』（卷一ノ十一）に「塞 正作<sup>レ</sup>穽、顧野王案險惡之処、所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>隔<sup>ニ</sup>内外<sup>一</sup>也。先代反。和名<sup>音</sup>」とあるように、内と外を隔てて防ぐ意味があるために、この意味において「フサグ」の訓が付されたと推測できよう。例（17）の「フタグ」は筒を蓋で覆って遮ること、「フサグ」は筒の口を蓋で満たして閉じることの両義に解されるのである。（18）の例では、器などを蓋で覆って隠すという意味に解釈されるため、「フタグ」の訓が付されたと解される。

次に神田本『白氏文集』にある「フサグ」「フタグ」の意味用法が同じかを確認する。

(19) 天可<sup>レ</sup>度、地可<sup>レ</sup>量、唯有人心不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>妨<sup>フサグ</sup>。

（神田本白氏文集卷四天永四年点 1113）327行

(20) 勸君掩<sup>シムル</sup> 鼻君莫掩、使君夫婦為参商。

オホハシムトモ又フタカシムトモ

(神田本白氏文集卷四天永四年点 1113) 328 行

神田本『白氏文集』卷四の巻尾に「天永四年三月二十八日点了／藤原茂明」とあり、この 2 例は同じ日に加点された。そのなかで、例 (20) の「掩」に「オホハシムトモ又フタカシムトモ」と訓が二つ施されていることが注目される。小林 (1967) は、神田本『白氏文集』の一漢字に対して、多く三訓、又は二訓以下を、並べ挙げて、訓法の諸異説を示し、その上で採るべき訓を合点によって明示してあると指摘しているが、「オホハシムトモ」「フタカシムトモ」のいずれにも合点が付されないから、加点者は両方とも適切な訓としていると考えられる。例 (19) の「フサグ」は巻四 327 行目、例 (20) の「フタグ」は巻四 328 行目にあり、隣接する行にある「フサグ」「フタグ」が同じ日に墨点で施されていることは、加点者は両語の意味用法が異なっていることを意識しながら用いたと推測される。例 (19) は「人の (悪い) 心を食い止めることができない」のを意味する。例 (20) は鼻を覆って帝に見られないようにする意味を表す。

図書寮本『日本書紀』には、同時に用いられた「フタグ」「フサグ」の例が見られないが、「フタグ」と、「フサグ」の自動詞である「フサガル」の例が確認できる。次に図書寮本『日本書紀』における「フタグ」「フサガル」の意味用法を確認する。

(21) 天皇 <sup>タマヒテメラヲオホヒメ</sup> 畏 蔽 <sup>を</sup> 目 <sup>シタマヒ</sup> 不 <sup>カク</sup> 見 <sup>マヒヌオホトノ</sup> 却 <sup>タマフ</sup> 入 殿 中 に 使 放 於 岳。  
フ タ キ

(図書寮本日本書紀卷十四永治二年点 1142)

(22) 預 <sup>アラ</sup> 知 其 謀 <sup>を</sup> 密 <sup>シノヒ</sup> に 聚 <sup>ツトヘシラケ</sup> 精 兵 <sup>モアマリ</sup> 口 数 百 <sup>カキハミノ</sup> を 於 攬 食 <sup>クルス</sup> の 栗 林 <sup>ス</sup> 為 <sup>セキマツラ</sup> 仲 皇 子、将 と 拒 太 子。時  
太 子、不 知 兵 <sup>シロ</sup> の 塞 <sup>フサカル</sup> 事 <sup>こと</sup> を、而 出 山 <sup>を</sup> 行 <sup>アマトノサト</sup> 事、數 里。

(図書寮本日本書紀卷十二永治二年点 1142)

図書寮本の書写・加点年代は 1142 年と定かなものである。また、小林 (1967) は、図書寮本の巻により書写及び加点者を異にするが、同じ時期に書写・加点されたものと見られ、ヲト点・声点に朱墨があるが、全体を一つの訓点資料と見做し得ると指摘する。例 (21) の「フタキ」は、天皇は大蛇を恐れて、何かで目を覆うこと、例 (22) の「フサカル」は道に兵がいっぱいになっており、通行ができないという意味を表しており、意味が異なっている。

以上、小川本 (聖語蔵旧蔵) 『四分律』、神田本『白氏文集』、図書寮本『日本書紀』における「フサグ (フサガル)」「フタグ」の例を確認した。「フサグ (フサガル)」は〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉〈モノ・ヒトを食い止める〉の意に解されるのに対して、「フタグ」は〈あるも

のを何かで覆って遮る)の意に解釈される。すなわち、同一の訓点資料において、「フサグ」「フタグ」が用いられているが、意味用法が異なっていることが確認できた。

## 五 和漢混淆文における「フサグ」「フタグ」

本節では、平安鎌倉時代の和漢混淆文において、「フサグ」「フタグ」が平安時代の和文や訓点資料と比べ、どのような特徴があるかを確認する。なお、和漢混淆文にある漢字表記例「塞ぐ」は「フサグ」か「フタグ」かと読みが確定できないため、本研究では対象外とする。【表4】に示すように、「フサグ」「フタグ」の仮名書き例それぞれ19例、4例が見られる。

【表4】和漢混淆文における仮名書き「フサグ」「フタグ」

	フサグ							フタグ (フタガル)			
	道	国	人	口	目	顔	計	鼻	顔	穴	計
観智院本三宝絵							0			2(1)	2
今昔物語集							0				0
古本説話集							0		1		1
古今著聞集				1	1		2				0
打聞集							0	1			1
沙石集	1						1				0
十訓抄				1	1	1	3				0
金沢文庫本仏教説話集							0				0
法華百座聞書抄					1		1				0
宇治拾遺物語					1		1				0
保元物語					2		2				0
平治物語							0				0
高野本平家物語	2	1			2		5				0
延慶本平家物語	1		1		2		4				0
土井本太平記							0				0
方丈記							0				0
計	4	1	1	2	10	1	19	1	1	2	4

和漢混淆文の「フサグ」には、平安時代の訓点資料に見られる〈モノ・ヒトを食い止める〉〈心をいっぱいにする〉の意に解される例は見られず、〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉の意に解釈される例が見られる。これに加えて、平安時代の訓点資料に見られない〈あるものを何かで覆って遮る〉〈占める〉の意に解される例が見られる。

(23) いかにもする力なくて、弓矢の行く方も知らず、まづ顔をふさぎさわぎけるほどに…  
(十訓抄・一ノ六蜂の恩返し)

(24) 馬ハネテ乗タマラズ。足ヲ越テヲリタチヌ。伊豆国住人大見平次、返合テ佐ノ前ニフサゲタリ。又武者一騎馳来テ、大見ガ前ニ引ヘテ… (延慶本平家物語・第二末)

(25) しかるを此三箇年があいだ、攻め落とさずして、おほくの国々をふさげらるゝ事、口惜候へば、今度義経においては、鬼界・高麗・天竺・震旦までも、平家を攻め落さざらん限りは、王城へかへるべからず。(会) (高野本平家物語・卷一)

例(23)は蜂の群れの襲われることを前にして、「どうにもこうにもする力がなくて、矢弓などまったく忘れて、顔を何かで覆って遮って騒ぐばかりです」という意味である。例(24)は「大見平次は何度も繰り返して兵衛佐の逃げる道を遮った」という合戦の場面である。例(25)の「フサグ」は国土が占領されてしまうことを表す。平安時代の漢文訓読文における「フサグ」は〈あるものを何かで覆って遮る〉〈占める〉の用法がなかったが、和漢混淆文での「フタグ」の衰退とも関わって、この二用法を取り入れたと推測できよう<sup>5</sup>。

これに対し、平安和文に合計31例見られた「フタグ」は、和漢混淆文に4例しか見られない。用法面において、この4例のなかで、〈占める〉の意に解釈される例は見られず、〈あるモノを何かで覆って遮る〉の意に解される例のみである。次のような例である。

(26) 其タニナリテ、思イデ、オソロシカリケレバ、ネヤヲトヂ、アナヲフタギテ、身ヲカタメテ、ウチニコモレリ。(観智院本三宝絵・卷中十三・置染郡臣鯛女) そのゆふへになり…おそろしければねをとちあなをふたきて身をかためてうちにこもれり。  
(関戸本三宝絵)

然到期日、閉屋塞穴、豎身居内。(日本霊異記・卷中・第八)

(27) アナノクチクツレフタカル人ヲトロキヲソレテ穴ヨリキヲヒイツルニ九人ハワツカニイテ、一人ヲソク出ルホトニ穴ノクチクツレアヒヌ。

(観智院本三宝絵・卷中十七・美作国採鐵山人)

あなのくちくつれふたかりいれる人おとろきおそりてあなよりきほひいつるに九十九人はわつかにいてゝ一人おそらくいつるほとにあなのくつれおちぬ。

(関戸本三宝絵)

時山穴口、忽然崩塞動。役夫役夫驚恐、從穴競出、九人僅出、一人有後出、彼穴口塞合留。  
(日本霊異記・卷下・第十三)

(28) 鳥獸ノダニ見ズ。嗅ノタヘガタケレバ、鼻ヲフタギテ、アヤシサニ強ヨリテミ

レバ、一人死人アリ。

(打聞集・173行)

而ル間、鼻香俄ニ出来ル、難堪キ事无限シ。鼻ヲ塞テ退クニ、此ノ香ノ奇特ナルヲ漸ク寄テ見レバ…

(今昔・6ノ6)

(29) 大殿、直衣の袖を、顔にふたぎで泣き給ふ。 (古本説話集・下・七十)

例(26)では「ネヤをトヂ」に対応しており、アナを板などで覆って遮った意味に解される。出典の『日本霊異記』では「塞」を用いているが、例(17)などと同じく、『三宝絵』では文脈上適した訳語として「フタグ」を用いたのであろう。例(27)では、出典の『日本霊異記』では「塞」が用いられているが、「フタグ」の後続内容から考えると、人々が穴から次々と脱出できているため、完全に満たされ閉ざされた事を意味する「フサグ」より、土で一時的に遮られたと解し「フタグ」を用いたのではなかろうか。例(28)も鼻を手で覆って遮る(もしくは手でつまむなどして息を止める)意味に解される。『打聞集』では「フタグ」とあるのでこの意味に適合するが、『今昔物語集』では「塞」で書くため、読みが確定できない。「塞」は『打聞集』と同じく「フタグ」と訓まれる可能性もあるが、『今昔物語集』の「塞」がすべて「フサグ」と訓まれると仮定すると、用法の拡大した「フサグ」で出典の「フタグ」を改変した可能性がある。例(29)も袖で顔を覆って泣く場面である。

以上のように、和文と同様〈あるものを何かで覆って遮る〉意味の例が少数見られるが、作品はいずれも和文的な要素を特徴としているものばかりである。『三宝絵』は和文の全盛期である平安中期に成立した作品で、『日本霊異記』をもとに和文的要素を交えて翻案して成立したとされる。『打聞集』『古本説話集』はいわゆる宇治大納言物語系統の説話集で、『今昔物語集』に比べて和文的傾向を示す作品である。

## 六 おわりに

本章では、訓点資料、平安和文、和漢混淆文における「フサグ」「フタグ」の意味用法を分析し、次の三点を指摘した。

- ①平安時代の訓点資料では、「フサグ」「フタグ」は意味の差がありつつ、併存している。「フサグ」は〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉〈モノ・ヒトを食い止める〉〈心をいっぱいにする〉の意、「フタグ」は〈あるものを何かで覆って遮る〉の意で用いられる。これに対して、和文では、「フサグ」の例がなく、「フタグ」の例は〈あるも

のを何かで覆って遮る)〈占める〉という二つの意で用いられる。

②同じ訓点資料の中で、「フサグ」「フタグ」が併用される例があるが、「フサグ」は〈何かで穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉〈モノ・ヒトを食い止める〉の意味、「フタグ」は〈あるものを何かで覆って遮る〉の意味に解され、意味用法の使い分けがされたことが確認できる。

③和漢混淆文では、「フサグ」は衰退しているが、前代の意味を踏襲しつつ、「フタグ」の〈あるものを何かで覆って遮る〉〈占める〉の意味をも担うようになり、意味の広がりが見られる。

「ハナハダ—いと」など程度を表す語は、築島の指摘したとおり、漢文訓読文と和文との間に対立的に見られる同義異形態のものであるが、「フサグ」「フタグ」のように、資料の性格にこだわらず、意味用法が異なる両語がそれぞれ漢文訓読文、平安和文に多く用いられたのは文体差でなく、関の言うように意味用法の差と推測される。

#### 【注】

- 1 「表現対象が一応同じである語」「略々同意味(の語)」「同じ意味(の語)」は築島(1963)『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会)350頁、54頁に見られる。
- 2 大川の研究に対して、山本(2019)は「この方面で(筆者注:築島の二形対立語を測定指標にして、コーパスCHJを用いた文体研究で)の現段階での研究水準は大川孔明がその到達点を示している」と高く評価した。いっぽう、山本(2006)は、二形対立語とされる「シキリニーしばしば」に意味の同義性が認められないことを指摘している。すなわち、大川が文体研究に用いた二形対立語のなかに同義性が認められない語も存在する懸念が残されている。
- 3 築島(1992)は『白氏文集』『日本書紀』『大唐西域記』などに二形対立語としての和文語が現れる場合、古訓の和文的な性質であると述べたが、「フタグ」は『四分律』などにも見られることは、「フタグ」は訓読に用いられた語と考えられる。ただし、訓点資料の「フタグ」の例が少ない。また、例(8)～(10)に挙げるように、「フタグ」は「オホフ」と共に用いられるところから、「フタグ」は最初訓読に用いられたが、その後、類義語「オホフ」などに訓読の世界から淘汰されたと推測される。
- 4 大坪によれば、聖語蔵本『願経四分律古点』、斯道文庫本『四分律』、小川本(聖語蔵旧蔵)『四分律』甲巻全巻、乙巻の一部はヲコト点がすべて春日の言う甲点であるという。また、大矢の聖語蔵本『願経四分律古点』に掲出されたヲコト点図の誤りは春日が修正し、春日の斯道文庫本『四分律』に掲げられ

たヲコト点図の誤りは大坪が修正しており、いずれにも「タ」「サ」に関わる誤りの指摘がされない。すなわち、大矢、春日が四分律における「タ」「サ」のヲコト点を正しく訓読しており、小川本（聖語蔵旧蔵）『四分律』に「フタグ」「フサグ」がそれぞれ確実に主訓、別訓として用いられたと言える。5 和漢混淆文で4例しか用いられていないことから、鎌倉期には「フタグ」という語が殆ど用いられなくなっていたと考えられる。

#### 【調査資料】

○電子テキスト：『日本語歴史コーパス』：『竹取物語』『落窪物語』『枕草子』『源氏物語』『大鏡』『方丈記』『十訓抄』『宇治拾遺物語』／大正新脩大蔵経テキストデータベース（SAT2018）：「東寺金剛蔵本頂瑜伽中略出念誦経卷第四康平八年」「東寺本大威力烏樞瑟摩明王経卷上康安二年」「東京大学国語研究室本大乘本生心地観経卷第八治承四年」「法隆寺本南海寄帰内法伝四卷大治三年」「天理図書館本三教指帰久寿二年」「松田福一郎本四分律行事鈔卷上平安初期」「国立国会図書館法隆寺本三蔵法師伝卷七天治三年」「東大国語研究室本大毘盧遮那成仏経疏卷九永久二年」「興福寺本高僧伝卷第十三康和二年」「正智院本仏頂尊勝陀羅尼経院政期」○刊行本文、索引、影印本等：[和文] 池田利夫（1964）『浜松中納言物語総索引』武蔵野書院、宇津保物語研究会（1973-1982）『宇津保物語 本文と索引』笠間書院、高知大学人文学部国語史研究会（1985-1987）『栄花物語本文と索引』武蔵野書院 [和漢混淆文] 山内洋一郎（1969）『古本説話集総索引』風間書房、馬淵昌子ほか編（1971-1981）『今昔物語集文節索引』笠間書院、小林芳規（1975）『法華百座聞書抄総索引』武蔵野書院、坂詰力治・見野久幸（1979）『平治物語総索引』武蔵野書院、深井一郎（1980）『慶長十年古活字本沙石集総索引』勉誠社、東辻保和（1981）『打聞集の研究と総索引』清文堂、坂詰力治・見野久幸（1981）『保元物語総索引』武蔵野書院、中央大学国語研究会（1985）『三宝絵詞自立語索引』笠間書院、北原保雄・小川栄一（1990～1999）『延慶本平家物語 本文と索引』勉誠社、近藤政美・武山隆昭・近藤三佐子（1996～1998）『平家物語「高野本」語彙用例総索引』勉誠社、山内洋一郎（1997）『金沢文庫本仏教説話集の研究』汲古書院、西端幸雄・志甫由紀恵（1997）『土井本太平記 本文及び語彙索引』勉誠出版、有賀嘉寿子（2002）『古今著聞集総索引』笠間書院 [訓点資料] 大矢透（1922）『願経四分律古点』啓明会…「聖語蔵本願経四分律古点弘仁頃」、山田孝雄（1935）『文鏡秘府論』古典保存会…「お茶の水図書館本文鏡秘府論地巻鎌倉中期」、大坪併治（1958）「小川本願経四分律古点」『訓点語と訓点料』別刊第一、春日和男（1958）「大坪併治氏の「小川本願経四分律古点」」『国語学』35…「小川本願経四分律乙巻平安初期点」、曾田文雄（1959）「興聖寺本大唐西域記卷十二の朱点」『訓点語と訓点資料』11…「興聖寺本大唐西域記卷十二平安中期」、築島

裕（1965）『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究 訳文篇』東京大学出版会…「興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝卷七～十承徳三年」、大坪併治（1968）『訓点資料の研究』風間書房…「天理図書館・京都国立博物館本南海寄帰内法伝長和五年」、春日政治（1969）『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』勉誠社…「西大寺本金光明最勝王経十卷平安初期」、大矢透（1969）『仮名遣及仮名字体沿革史料』勉誠社…「西大寺大毘盧遮那成仏経承暦二年」、石塚晴通（1977）「前田本日本書紀院政期点 本文篇」『北海道大学文学部紀要』25（2）…「前田育徳会日本書紀卷十一院政期」、築島裕（1977～1983）『大般若経音義の研究 本文篇・索引篇』勉誠社…「天理図書館本大般若経音義弘安九年」、中田祝夫（1979）『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』風間書房…「佐藤達次郎旧蔵本東大寺諷誦文稿」、中田祝夫（1979）『古点本の国語学的研究 訳文篇』講談社…「石山寺本法華経義疏平安中期」「石山寺本大唐西域記卷一～八長寛元年」、石塚晴通（1980～1984）『図書館本日本書紀 本文篇・索引篇・研究篇』美季出版社…「図書館本日本書紀卷十四永治二年」、高山寺典籍文書綜合調査団（1980）『高山寺古訓点資料第一』東京大学出版会…「高山寺本論語清原本鎌倉初期」「高山寺本論語中原本鎌倉時代」「高山寺本史記鎌倉時代」、太田次男・小林芳規著（1982）『神田本白氏文集の研究』勉誠社…「神田喜一郎旧蔵本文卷第三・四天永四」、後藤昭雄・小林芳規（1984）『天理図書館善本叢書と書之部第五十七卷平安詩文残篇』天理大学出版部…「観智院旧蔵本世俗諺文鎌倉中期」「東寺観智院旧蔵本作文大躰鎌倉中期」、高山寺典籍文書綜合調査団（1984）『高山寺古訓点資料第二』東京大学出版会…「高山寺莊子甲乙卷鎌倉中期」、築島裕・坂詰力治・後藤剛（1988～2003）『最明寺本往生要集』汲古書院…「最明寺本往生要集院政初期」、中村璋八・築島裕・石塚晴通（1989～1990）『古典研究会叢書五行大義』汲古書院…「穗久邇文庫本五行大義元弘三」、築島裕（1991）「醍醐寺宝蔵大唐西域記建保点卷第十二」『醍醐寺文化財研究所紀要』12…「醍醐寺宝蔵大唐西域記卷十二建保二年」、西崎亨（1992）『東大寺図書館蔵本「法華文句」古点の国語学的研究』桜楓社…「東大寺図書館本法華文句平安後期」、佐藤義寛（1992）『三教指帰注集の研究』大谷大学…「大谷大学本三教指帰注集四帖長承三年」、山本信吉（1994）『医心方の研究 半井家本医心方附録』オリエント出版社…「金剛寺本医心方卷第十三鎌倉初期」、説話研究会（1999）『冥報記の研究 卷一・二』勉誠出版…「前田育徳会本冥報記長治二年」、高山寺典籍文書綜合調査団（2003）『高山寺古訓点資料第四』東京大学出版会…「高山寺本三教指帰卷中院政初期」、高山寺典籍文書綜合調査団（2003）『高山寺古訓点資料第四』東京大学出版会…「高山寺本秘密曼荼羅十住心論天永二年」「高山寺本辨頭密二教論院政期」、築島裕（2007～2009）『訓点語彙集成』汲古書院…「曼殊院本金剛頂経観自在王如來修行法永承元年」

## 第六章 「設」から動詞「マウク」へ ——「マウク」における漢字「設」の意味用法の影響——

### 一 はじめに

古代の和語の意味は、その語が持つ固有の意味に加え、漢文訓読に用いられた結果、漢字の意味を取り入れた場合がある。これについて、ジスク・マシューの一連の研究が挙げられる。同氏は、ジスク（2009、2012）では、「うつす」「あかす」などを取り上げ、漢字の語義によって新たな意味を獲得したことを指摘している。ジスク氏の研究はさまざまな語に見られると予想され、日本語の語義変化の一つのありかたとして注目される。本章は日本語の意味用法に漢字の影響が見られると考えられる一例として「マウク」を取り上げ、その意味用法に訓読された漢字の字義がどのように影響したかを明らかにするものである。

「マウク」の意味用法の先行研究としては、間宮（1986）、土居（2005）が挙げられる。間宮（1986）は、「マウク」が〈来たるべき事態に対して、前もって用意する〉という原義から、〈来るのを見込んで、待ち受け、迎える〉意味に発展し、待っていたものが実際に来るところから、〈身に持つ〉という意味を獲得し、思わぬ良いものを手に入れたことにより、〈得をする〉という意味に拡大したとしている。土居（2005）は、「マウク」が〈必要なものを手元・身近に用意する〉というところから、〈子供を持つや後見を得る〉ことを表現するようになり、心の中での準備として現れる場合、〈覚悟や決心を表す〉ことに発展したとしている。両氏ともに「マウク」の意味用法の変遷を日本語内部で自然に起こったこととして扱っていると言える。しかし、両氏のような意味変化の説明は、漢語の影響面を考察した結果ではない。日本語の多様な意味を持つ語の記述は、ジスク氏の研究を踏まえると、漢語・漢字の影響を踏まえて検証すべき点が多いのではなかろうか。本章では、「マウク」の意味用法のいくつかを「設」によって説明できるかいなかを問題とする。

鳴海（2016）は和語の意味用法が変化・拡大した要因を漢字の影響と解釈する場合、漢字の影響が和語の語史研究の中で、直接明らかにしやすいものを選定すべきであると述べており、考察対象としての和語と漢字を合理的に選ぶ重要性を強調している。築島（1963）は、「マウク」と「ソナフ」は和文体、漢文訓読体の両文体で対立している語の組み合わせとして挙げている。「マウク」は全体として和文語の性質に偏ると言える。後で述べるように、「マウク」は平安和文では主に「船」などの具体名詞を受ける例が多く見られるのに対して、訓点資料では「会」などの抽象名詞を受ける例が主であり、用法上の相違が見られ、

「マウク」が漢文訓読の影響を受けた可能性があると思われる。すなわち、平安和文、訓点資料のような性格が異なる資料における「マウク」の意味用法の偏りから、「マウク」の語史において、漢字「設」の影響が無理なく説明できることをある程度窺えると考えられる。

本章では、漢文の「設」の意味用法と、『萬葉集』における「マウク」の固有の意味用法を考察し、また、平安時代以降の訓点資料、平安和文、和漢混淆文における「マウク」の意味用法を検討し、和語「マウク」の意味用法における「設」の影響を明らかにすることを目的とする。

## 二 『萬葉集』における「マク」「マク」「マウク」

漢字「設」が和語「マウク」の意味用法に与えた影響を確かめるには、「マウク」の固有意味への把握が必要である。『萬葉集』に「マウク」のほか、「マク」の例も存しており、両語は語源的に関係していると思われる<sup>1)</sup>。「マウク」は『萬葉集』に1例しか見られないが、『訓点語彙集成』に100例見られる。後で述べるように、平安和文に122例、和漢混淆文に285例が見られ、平安時代以降一般的に定着した。それに対して、「マク」は『萬葉集』に単独動詞1例、複合動詞「マク」6例見られるが、訓読例として『訓点語彙集成』に1例（大毘盧遮那成仏経疏治安四年点 1024）、『日本国語大辞典 第2版』に1例（蘇悉地羯羅経略疏天曆五年点 951）、計2例しか見られず、平安和文に例が見出されないところから、上代の古形と推測される。

「マク」が古形ならば、「マク」「カタマク」「動詞連用形+マク」を含め、「マウク」の固有の意味を考察する必要がある。上代では、祝詞、宣命に「マウク」「マク」「カタマク」「動詞連用形+マク」の例が見られない。『萬葉集』では、仮名書き例は「マウク」1例、「マク」1例、「カタマク」2例が見られる。漢字書き例のうち、「マク」1例（1485番歌）、「カタマク」2例（1854、2133番歌）、「動詞連用形+マク」2例（744、3124番歌）は、『校本萬葉集』にある古写本に訓みの異同がないため、仮名書き例とともに考察対象とする。なお、「マク」計2例は、すべて季節を表す語を上接している。蜂矢（1955）は、季節を表す語を上接する「マク」が大伴家持作とされる歌のみに現われ、かつ、838番歌（例（1））が家持の追和の作も見えるため、「マク」はカタの省略による家持の新造語の可能性があると指摘している。そのため、本章では、季節を表す語に続く「マク」は「カタマク」の略語と見なし、「カタマク・マク」で一括して分析する。以下、具体例を挙げながら、〈カタマク・マク〉〈動詞連用形+マク〉〈マウク〉の意味を考察する。

〈カタマク・マク〉…計6例

『萬葉集』において、「カタマク」は4例、「マク」は2例見られ、いずれも季節を表す語を上接している。

- (1) 梅の花 散り紛ひたる 岡辺には うぐひす鳴くも 春かたまけて (波流加多麻氣弓) (大隅目榎氏鉢麻呂) (5・838)
- (2) 磯の間ゆ 激つ山川 絶えずあらば またも相見む 秋かたまけて (秋加多麻弓) (作者不明) (15・3619)
- (3) うぐひすの 木伝ふ梅の うつろへば 桜の花の 時かたまけぬ (時片設奴) (作者不明) (10・1854)
- (4) 秋の田の 我が刈りばかの 過ぎぬれば 雁が音聞こゆ 冬かたまけて (冬方設而) (作者不明) (10・2133)
- (5) うつせみは 恋を繁みと 春まけて (春麻氣氏) 思ひ繁けば 引き攀ちて 折りも折らずも見むごとに 心和ぎむと… (大伴家持) (19・4185)
- (6) 夏まけて (夏儲而) 咲きたるはねず ひさかたの 雨うち降らば うつろひなむか (大伴家持) (8・1485)

「カタマク」について、『日本国語大辞典 第2版』『小学館古語大辞典』は自動詞とするが、『小学館古語大辞典』の「語誌」に「待ち受けるというのは意志的行為だが、それを時の方を中心にみれば、その時になるということになる」とあり、『時代別国語大辞典 上代篇』に「時が片近く…その時間をマク(待ち受ける)意から転じたものか」とあるから、「カタマク」の本質は、他動詞と思われる。例(1)～(6)の「カタマク」は「季節を表す語+カタマク/マク」という形で用いられ、〈季節がくるのを待ち受ける〉という意味に解される。

〈動詞連用形+マク〉…2例

「動詞連用形+マク」計2例あり、「アケマク」「トキマク」それぞれ1例見られる。

- (7) 夕さらば 屋戸開け設けて (屋戸開設而) 我待たむ 夢に相見に 来むと言ふ人を (大伴家持) (4・744)
- (8) 雨も降る 夜も更けにけり 今更に 君去なめやも 紐解き設けな (紐解設名) (作者不明) (12・3124)

例(7)は大伴家持より妻の坂上大嬢への歌であり、「家の戸を開いている状態に用意して、(あなたがくるのを)待ち受けていよう」の意に理解される。例(8)の下線部は、「着

物の紐を解いている状態に用意して、(あなたがくるのを待ち受けていた)」の意に理解できる。すなわち、「動詞連用形+マク」はく(人がくるのを待ち受けて、)具体物のある状態に用意する)ことを表している。

〈マウク〉…計1例

「マウク」は具体名詞「船」を上接している。

(9) 天照らす 神の御代より 安の川 中に隔てて 向かひ立ち 袖振り交し 息の緒に  
嘆かす兒ら渡り 守舟も設けず(麻宇気受) 橋だにも渡してあらば その上ゆも  
い行き渡らし 携はり うながけり居て… (大伴家持) (18・4125)

例(9)の牽牛星、織女星は大伴家持とその妻の坂上大嬢の譬えである。この例は「渡り守が(平素、牽牛星、織女星を待ち受けず、)船を出港できる状態に用意しない」という意に理解される。そのうらに、七夕の日に、渡り守が(牽牛星、織女星を待ち受けて、)船を出港できる状態に用意するという意が隠れていると考えられる。すなわち、「マウク」は〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意に理解できると考えられる。

以上、『萬葉集』に見られる「カタマク・マク」「動詞連用形+マク」「マウク」の例を考察した。「名詞(カタ)+マク」は〈季節がくるのを待ち受ける〉の意、「動詞連用形+マク」はく(人がくるのを待ち受けて、)具体物のある状態に用意する)の意を表していることから、「一マク」の源である単独動詞「マク」は〈待ち受ける〉〈具体物のある状態に用意する〉という二つの意味を持つと推測される。「マク」から転じた単独動詞「マウク」は〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意を表している。

### 三 漢文の「設」と訓点資料の「マウク」

前節では、「マウク」の固有の意味が〈具体物を移動できる状態に用意する〉であることを『萬葉集』の用例から確認できた。漢文訓読の場で「マウク」が漢字「設」の訓読に用いられた。そもそも漢文の「設」はどのような意味をもつか、どの意味が「マウク」の固有の意味に対応するかを本節で確認する。

原本系『玉篇』は、古代知識人が漢文読解、文章作成などに愛用された工具書であり、そこに載せる「設」の意味が日本語に流れ込みやすいと考えられる。「設」の具体的な意味を原本系『玉篇』を参照すると、

設 尸熱反、周礼、設官分職、野王案、設、猶A置也。毛詩、肆筵設席、伝曰、設席、B重席也。韓詩、鐘鼓既設、設、C陳也。公羊伝、權之所設、何休曰、設、D施也。国

語、必設以此、賈逵曰、設、E許也。広雅、設、F合也。(原本系『玉篇』卷九言部)と記載されており、A「置也(官職を置く、すなわち、設置する)」B「重席也(座布団を重ねる、すなわち、敷く)」C「陳也(並べる)」D「施也(施す)」E「許也(許諾する)」F「合也(合わせる)」という六つの意味があることが分かる。そのなかで、A〈設置する〉B〈敷く〉C〈並べる〉D〈施す〉という四つの意味は「マウク」に与えた影響がより深いと思われ、本章はこの四つの意味のみ考察する。なお、本章では、「設」の意味として〈設置する〉の意を①、〈敷く〉の意を②、〈並べる〉の意を③、〈施す〉の意を④とする。また、〈具体物を移動できる状態に用意する〉という「マウク」の固有の意味を⑤とする。

『訓点語彙集成』に載せる「マウク」は計100例(設84例、儲8例、舗2例、施1例、抗1例、啓1例、御1例、疑1例、辨1例)ある。そのなかで、文脈が確認できる、「マウク」が付された例は、「設」61例、「儲」4例、「辨」「施」「抗」各1例、計68例見られる。この68例の「マウク」を①～⑤の意に即して分類すると、【表1】になる。

【表1】に示したように、訓点資料の「マウク」は①〈設置する〉の意10例、②〈敷く〉の意4例、③〈並べる〉の意20例、④〈施す〉の意27例、⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意7例である。訓点資料の「マウク」は全体としては③〈並べる〉、④〈施す〉の意に理解される例が多く見られる。次に、訓点資料における「マウク」の具体例を挙げながら、その意味用法を説明する。

#### ①〈設置する〉の意

①の意に解釈される「マウク」計10例は、すべて「設」に宛てられており、目的語としては、原本系『玉篇』にある「官職」を表す語は見られず、「壇場」3例、「樂」2例、「五廟」1例、「母厨」1例、「戲」1例、「兵」1例、「位」1例である。

(10) 因説上<sup>マツ</sup>設立渭陽五廟。(大東急記念文庫本藏史記卷十孝文本紀延久五年点 1073)

(11) 当向千眼大悲像前<sup>マウク</sup>設<sup>ケテ</sup>其壇場。

(京都国立博物館本千手千眼陀羅尼經一卷平安後期点 1050)

例(10)は渭陽で五帝廟を設置すること、例(11)は千眼大悲像の前で壇場を設置することを表す。

#### ②〈敷く〉の意

②の意に理解される「マウク」計4例は、すべて「設」に宛てられており、「座(席)」のような平らなものを目的語とし、座席などを敷くことを表す。

(12) 香水灑地。散衆名花。安置処所<sup>マウク</sup>設<sup>ケテ</sup>四王座。

【表1】訓点資料における「マウク」

資料名		設				備抗辨施	計		
		①	②	③	④	⑤			
中国	内典	830	西大寺本金光明最勝王經十卷			1		1	
		830	箕面学園本観弥勒上生兜率天経賛卷下				1	1	
		850	天理図書館本金剛波若経集験記卷中					1(辨)	1
		950	石山寺本妙法蓮華興玄賛卷第六					1(施)	1
		950	興聖寺本大唐西域記			1		1(儲)	2
		1016	天理図書館・京都国立博物館本南海寄帰内法伝			4	3		7
		1020	石山寺本成唯識論十帖				2		2
		1025	東寺金剛藏本最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌一帖			1			1
		1050	石山寺旧蔵金光明最勝王經	1	1		3		5
		1050	京都国立博物館本千手千眼陀羅尼經一卷	1					1
		1050	東大寺図書館本法華文句			1	1	2(儲抗)	4
		1082	高山寺本大毘盧遮那成仏経疏卷第二～十				4	1(儲)	5
		1087	立本寺本妙法蓮華經			3	3		6
		1093	仁和寺本大毘盧遮那成仏経疏第二帖					1(儲)	1
		1103	高山寺本大毘盧遮那成仏経疏十九帖				1		1
		1105	前田本冥報記			2			2
		1123	大東急記念文庫本辨正論卷第三			1			1
	1128	法隆寺本南海寄帰内法伝卷三			1			1	
	1163	石山寺本大唐西域記卷第一～八	1					1	
	外典	1073	東北大学本孝文本紀第十	1					1
		1241	内藤乾吉本古文孝経	1			6		7
		1250	高山寺本荘子卷三十	1			1		2
		1344	醍醐寺本遊仙窟	1					1
	日本	1079	大東急記念文庫本金光明最勝王経音義		1				1
		1100	高山寺本三教指帰	1	1	1			3
		1100	最明寺本往生要集	1		3			4
		1124	唐招提寺本戒律伝来記卷上			1			1
		1150	前田本日本書紀卷十四	1					1
1155		天理図書館本三教指帰		1				1	
1284		金沢文庫本弘決外典鈔				2		2	
計			10	4	20	27	7	68	

①：設置する。②：敷く。③：並べる。④：施す。⑤：具体物を移動できる状態に用意する。

(石山寺旧蔵金光明最勝王經卷六 1050)

例(12)は、(僧の法座の近くに)四人の王の座席を敷くことを表す。観智院本『類聚名義抄』の「設」の項目(法上・五十六)に「尸熱反 和セチ マウク タトヒ ヲサム モシ シク マヌカル 置也 合也 陳也 計也 列也 飼也」とあり、和訓「シク」が掲載されているが、例(12)から分かるように、訓点資料では「設」は〈敷く〉の意に解されるが、「シク」でなく「マウク」で訓読された可能性もある。

### ③〈並べる〉の意

③の意と見られる「マウク」計20例は、すべて「設」に宛てられており、「食」「供養」「齋」「机」「香花」「酒」「祭(品)」など飲食、供養に関する名詞を目的語とし、ある場所にあるものを並べることを表す。

(13) 王、仙の言ヲ聞(き)て歡喜し踊躍して、即仙人に従(ひ)て所-須を供-給しき。菓を採り、水を汲ミ、薪を拾ヒ、食を<sup>マウ</sup>設ケ、乃至身を以て而も床-座と為シテ身心(も)卷ムコト無(か)リキ。(立本寺本妙法蓮華經卷五 1087)

「設」の基本義は、『説文』に「設、施陳也」とあるように、〈陳列する〉の意、すなわち、〈並べる〉の意である。例(13)では、「食」の前後に場所を表す語が用いられなくても、和訓が施された漢字「設」の基本義にもとづいて、「マウク」は〈並べる〉の意に解釈されやすい。例(13)は(仙人の前に)食べ物を並べる意味に理解される。

### ④〈施す〉の意

④の意に解される「マウク」計27例は、すべて「設」に宛てられており、「儀礼」「教」「言」「方便」「法」「薬」「神通力」「難」「異端」などを目的語とし、ヒトにあるものを施すことを表す。

(14) 既識病源已、隨病而<sup>マウ</sup>設薬。(石山寺旧蔵金光明最勝王經卷九 1050)

例(14)は病の症状に応じて、病人に薬を施すことを表している。「設」の四つの意味のなかで、①〈設置する〉②〈敷く〉③〈並べる〉の意それぞれある固定の場所(移動しない場所)にもものを設置すること、座席を敷くこと、ものを並べることを表すのに対して、④〈施す〉の意はヒト(移動する場所)にもものを施すことを表す。後で述べるように、「設」の〈施す〉の意は和語「マウク」と結び付く接点と思われる。

### ⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意

⑤の意に解される「マウク」計7例は、「施」「抗」「辨」「儲」に宛てられており、「法財」「礼」「香油」「資財」「貨物」「米」を目的語とし、「マウク」の本来の用法に

最も近い例と思われる。

- (15) 外に法財を施ケたるをば出と名(づく)。

(石山寺本妙法蓮華經玄贊淳祐古点 950)

- (16) 庭<sup>ニハ</sup>分<sup>ワカ</sup>チ礼<sup>ライ</sup>ヲ抗<sup>マウ</sup>ケテ我カ道ノ真<sup>シン</sup>ヲ崇<sup>タフト</sup>フ。

(東大寺図書館本法華文句平安後期点 1050)

- (17) 僧衆同日、上坊有一仏堂、此來無敢宿者。阿師能独自念誦於彼宿否。其僧報曰、此是三代尊客住持之處、正是師僧依止之處、云何不得。其僧即辨<sup>マウケ</sup>香油、往彼念誦。

(天理本金剛般若經集驗記平安初期点 850)

- (18) 構立館舍儲<sup>積</sup><sup>(み)</sup>テ資財。買地買戸辺城以賑往來。

(興聖寺本大唐西域記平安中期点 950)

- (19) 如世商人先務儲<sup>聚</sup><sup>(め)</sup>テ貨物。然後思惟分析之。此物当某処用。彼物当某処用。可得大利。

(高山寺本大毘盧遮那成仏經疏平安後期点 1082)

- (20) 如世商人先務儲<sup>聚</sup><sup>(め)</sup>テ貨物。然後思惟分析之。此物当某処用。彼物当某処用。可得大利。

(仁和寺蔵本大毘盧遮那成仏經疏寛治嘉保点 1093)

- (21) 差<sup>ハ</sup>ツルカ故ヘニ<sup>イヘ</sup>に舍ヲ造ル。多ク儲<sup>マウ</sup>ケテ米ヲ取レハ、後ニ米糠<sup>ネカウ</sup>-檜<sup>クワイ</sup>ヲ生ス。刈リ已テ生ヒ不。枯株現ス。更ニ相<sup>ア</sup>ヒ盜<sup>ヌス</sup>(み)奪<sup>ロハ</sup>フ。

(東大寺図書館本法華文句平安後期点 1050)

例(15)は、「施」を「マウク」で訓読した例であり、外の人に財宝を施すことを出と名付ける意味である。「財宝」は、それを受け取った人とともに移動するものである。例(16)は、「抗」を「マウク」で訓読した例であり、庭の両側に立ち向かって礼をして、我が教を崇めるという意味である。「礼」は、礼を受けた人とともに移動するものと見做すことができる。例(17)は、「辨」を「マウク」で訓読した例であり、僧が香油を持って仏堂へ念仏に行ったことを表している。「香油」は僧とともに仏堂へ移動するものである。例(18)～(21)は、「儲」を「マウク」で訓読した例であり、資材、貨物、米を積む意味である。例(18)の「資材」は、隣国で地を買い、辺城で戸を買うことに用いられる(移動する)ものである。例(19)(20)の「貨物」は、必要な処に用いられる(移動する)ものである。例(21)では、多く積んだ米は盗人に盗まれて、盗人とともに移動するものである。すなわち、例(15)～(21)の「施」「抗」「辨」「儲」のいずれも〈具体物を移動できる状態に用意する〉意味に理解できる点で共通している。

前に述べたように、「設」の①～④の意味では、①〈設置する〉②〈敷く〉③〈並べる〉

の意それぞれある固定の場所（移動しない場所）にもものを設置すること、座席を敷くこと、ものを並べることを表す。それに対して、④〈施す〉の意はヒト（移動する場所）にもものを施すことを表す。④〈施す〉の意に解される「設」の目的語である「儀礼」「教」「言」「方便」「法」「薬」「神通力」「難」「異端」などは、それらを受けた人とともに移動するものと見做すことができる<sup>2</sup>。

以上のように、漢文の「設」の意味、訓点資料の「マウク」の意味を検討した。①〈設置する〉②〈敷く〉③〈並べる〉④〈施す〉という「設」の四つの意味のなかで、④〈施す〉の意は、ヒト（移動する場所）にもものを施すことを表すのに用いられ、〈具体物を移動できる状態に用意する〉という「マウク」の固有の意味に最も近いと考えられる。④〈施す〉の意は、漢字「設」と和語「マウク」の接点と推測される。

#### 四 平安和文における「マウク」

平安和文において、「マク」「一マク」の例は現れず、「マウク」は単独動詞に加えて、名詞、複合動詞の例も見られ、形態上のバリエーションを見せている。また、意味の面において、「マウク」は①～⑤の意に加え、後で述べるように、訓点資料に見られない〈待ち受ける〉〈妻、子供や親を持つ〉の意、〈具体物を必要な量に用意する〉の意に解される例も現われるようになり、意味用法の広がりが見られる。〈待ち受ける〉〈妻、子供や親を持つ〉〈具体物を必要な量に用意する〉の意それぞれ⑥⑦⑧として立項する。平安和文の「マウク」を①～⑧の意で分類したうえ、作品ごとに用例数を整理すると、【表 2】を得る。

【表 2】に示したように、平安和文の「マウク」計 122 例のなかで、②〈敷く〉④〈施す〉の意に解釈される例は見出されず、①〈設置する〉の意に解される例は 19 例、③〈並べる〉の意と見られる例は 5 例、⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意に理解される例は 54 例、⑥〈待ち受ける〉の意に解釈される例は 2 例、⑦〈妻、子供や親を持つ〉の意と思われる例は 30 例、⑧〈具体物を必要な量に用意する〉の意に解される例は 11 例見られる。そのなかで、①〈設置する〉③〈並べる〉の意に解釈される例は『宇津保物語』『落窪物語』『源氏物語』に集中している。この三作品はいずれも漢文訓読の影響を受けているとされることを考えると、①〈設置する〉③〈並べる〉の意に解される「マウク」は漢文訓読の影響で用いられた可能性がある。次に、具体例を挙げながら、平安和文の「マウク」の意味用法を説明する。

【表2】平安和文における「マウク」

作品	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		不明	計
	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地		
古今和歌集仮名序																		0
竹取物語																		0
伊勢物語																		0
土佐日記																		0
大和物語														2				2
平中物語																		0
蜻蛉日記												1						1
宇津保物語	2	8			2				3	19			1	1		4		40
落窪物語	1	1			1				1	1			3		1			9
枕草子														1				1
和泉式部日記																		0
紫式部日記										1								1
源氏物語	2	3			1				1	7			11	3	1	1	1	31
栄花物語		2			1				1	3			2			4		13
浜松中納言物語																		0
堤中納言物語																		0
更級日記																		0
夜の寝覚										2	1		1					4
狭衣物語									2	7			2	2				13
讃岐典侍日記									1									1
とりかへばや物語																		0
大鏡									5				1					6
計	5	14	0	0	0	5	0	0	14	40	1	1	21	9	2	9	1	122
	19		0		5		0		54		2		30		11		1	

注：①設置する ②敷く ③並べる ④施す ⑤具体物を移動できる状態に用意する ⑥待ち受ける  
⑦妻、子供や親を持つ ⑧具体物を必要な量に用意する

①〈設置する〉の意

①の意に解される「マウク」は地の文に 14 例、会話文に 5 例、計 19 例ある。そのなかで、会話文の発話主体は男性 4 例（正頼 1 例、正明 1 例、僧都 2 例）、女性 1 例（北の方）である。女性である北の方が発話する例（例（22））は大納言を会話相手とする場面であり、北の方が用いた語は漢文訓読の影響を受けた可能性がある。「マウク」の目的語としては、建物を表す名詞が 10 例、宴会を表す名詞が 9 例である。

(22)（北の方→大納言）大将殿においたてまつりては、この家得たまはずとも、い

とよくありなむ。男君もいと頼もしう、みつばよつば(引用者注：三棟、四棟)も  
まうけたまひてむ。 (会) (落窪物語・卷之四)

(23) かくて左の大臣殿には、三日の夜のことに、今はじめたるやうにまうけたまへり。  
(落窪物語・卷之四)

例(22)は、北の方の会話文であり、大將は邸を三棟、四棟建てている意味である。

例(23)は、左大臣邸で三日の夜の露頭の儀式を設営した意味である。

### ③〈並べる〉の意

③の意に解される「マウク」計5例はすべて地の文である。「マウク」の目的語は楽器を表す語1例、「筆」1例、「高坏」1例、「めでたきこと(室内の飾り物を指す)」1例、「御前(御先払いの意)」1例である。

(24) 御几帳の中に押し遣りて「いとよう侍る」とて御床に押しかかりて、琵琶弾きたまふ。したまはぬ、はたまうけたまふ。 (宇津保物語・国讓中)

(25) 御心にもあらでうち誦じたまへるを、御車もと近き惟光うけたまはりやしつらむ、さる召しもやと例にならひて懐にまうけたる柄短き筆など、御車とどむる所にて奉れり。(源氏物語・濔標)

例(24)は、女一宮の近くに弾かない楽器も置いてあることを表す。例(25)は、惟光は、いつも懐中の中に置いてあった柄の短い筆などを光源氏に渡した文脈である。

### ⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意

⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意に解される〈マウク〉は地の文に40例、会話文に14例、計54例ある。「マウク」の目的語は「大傘」「衣」「舟」「禄」など名詞である。土居(2005)が指摘するように、「マウク」が表す準備の仕方に必要な事物を自らの手元にある状態にすることに重点があるものである。平安和文において、〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意に解釈される例のなかで、例(28)のように、祝儀を用意する例が最も多く見られる。

(26) (少将→帯刀) 大傘一つまうけよ。衣脱ぎて来む。(会) (落窪物語・卷之一)

(27) (入道→光源氏) ころろみに舟のよそひをまうけて待ちはべりしに、いかめしき雨風、雷のおどろかしはべりつれば… (会) (源氏物語・明石)

(28) 私事のさまにしなしたまひて、禄など、いと警策にまうけられたりけり。

(源氏物語・若菜上)

例(26)の傘は少将、帯刀とともに移動するものである。例(27)の「マウク」は、『萬

葉集』に見られる「マウク」の例（例 9）と同じく、船を出港できる状態に用意する意味を表す。例（28）の禄は、禄を受け取った人とともに移動するものである。

⑥〈待ち受ける〉の意

⑥の意に理解される「マウク」は地の文、会話文それぞれ 1 例である。ある人、あるものがくるのを待ち受けることを表す。

(29) (乳母→大納言) 「遅くもと、いと心もとなく見たてまつるに、からうじて、かひあることをまうけたまはるかな。さても、いづくに、かくうつくしき御契りはものしたまひけるぞ」… (会) (夜の寝覚・巻二)

(30) やり過ぎして、いまは立ちてゆけば、関うち越えて、打出の浜に死にかへりていたりたれば、先立ちたりし人、舟に菰屋形引きてまうけたり。(蜻蛉日記・中巻)

例 (29) は、乳母の会話文であり、ようやく待ち受けている話（女の児をひそかに引き取る話）を伺ったという意味を表している。例 (30) は、打出の浜に先に着いた人は、同行する人を待ち受ける意味を表している。

⑦〈妻、子供や親を持つ〉の意

⑦の意と見られる「マウク」は地の文に 9 例、会話文に 21 例、計 30 例ある。

(31) この女、いとわろくなりによれば、思ひわづらひて、かぎりなく思ひながら妻をまうけてけり。(大和物語・百四十九)

(32) (内大臣→大宮) そのついでにも、「いと不調なるむすめまうけはべりて、もてわづらひはべりぬ」と愁へきこえたまうて笑ひたまふ。(会) (源氏物語・野分)

〈妻、子供や親を持つ〉の意に解釈される「マウク」は『大和物語』に最も早く見られる。この意に解釈される「マウク」は『萬葉集』に見られず、平安時代に新たに生じた用法と考えられる。

⑧〈具体物を必要な量に用意する〉の意

⑧の意に理解される「マウク」は地の文に 9 例、会話文に 2 例、計 11 例見られる。この意に解釈される「マウク」は、⑦〈妻、子供や親を持つ〉の意と同じく、『萬葉集』に見られず、平安時代に新たに生じた用法と思われる。

(33) すべて、よろづのもの、かねてよりまうけて、いといみじく二なくして参り給ふ。(宇津保物語・嵯峨の院)

(34) かくて殿の御前、かばかりよろづにし盡させ給事どもは、いづくをかうしろめたくおぼさる覽、月頃御仏・経などまうけさせ給て、御四十九日行はせ給。

例(33)は、嵯峨の院で後の宮の六十の算賀のお祝いに必要なものを前々から必要な量まで用意した文脈である。例(34)は、仏像やお経を必要な量に用意して、四十九日の仏事を行わせるという意味である。例(33)(34)の「マウク」はいずれも、具体物を必要な量に用意できていることを強調している。

以上、平安和文における「マウク」の①～⑧の意味用法を検討した。平安和文では、②〈敷く〉④〈施す〉の意に解釈される「マウク」は例が見出されない。①〈設置する〉③〈並べる〉の意と見られる「マウク」は発話主体や使用場面から漢文訓読の影響を受けた可能性があると考えられる。⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉⑥〈待ち受ける〉の意について、『萬葉集』に⑤の意に解される「マウク」の例、⑥の意に解釈される「カタマク」の例が見られるため、上代から平安時代に生き残った意味用法である。⑦〈妻、子供や親を持つ〉⑧〈具体物を必要な量に用意する〉の意は、『萬葉集』に例がなく、平安時代に新たに生じたものと考えられる。

## 五 和漢混淆文における「マウク」

和漢混淆文では、「マウク」は形式の面において、平安和文と同じく、単独動詞のほか、名詞、複合動詞でも用いられた。表記の面において、「マウク」は片仮名、漢字「儲」、漢字「設」という三つの形で書き表されている。具体的な作品に注目すると、『今昔物語集』計182例のうち、「設」で表記された例は8例で、「儲」で表記された例は174例である。観智院本『三宝絵』計15例のうち、仮名書き例は13例、「儲」で表記された例は2例である。『延慶本平家物語』計21例のうち、片仮名書例は4例、「儲」「設」で表記された例それぞれ12例、5例である。『沙石集』6例、『法華百座聞書抄』3例、『保元物語』1例はすべて片仮名書きである。『三教指帰注』計6例のうち、片仮名書き例は5例、「儲」で表記された例は1例である。前田本二巻本『色葉字類抄』の「マウク」の項目(巻下上・33オ)に「儲<sup>マウク</sup>尚資偶漲設優助愈増歆供首載貯<sup>マウク</sup>」とあり、「マウク」を書き表すのに「儲」という字が最も多く用いられたことを示唆しているが、和漢混淆文では「マウク」を漢字で表記する傾向が見られず、『今昔物語集』の「マウク」の漢字表記に「儲」が多く見られるのは、「儲」字を用いようとする撰者の方針と見做すべきである。また、意味の面において、平安和文に見られる①～⑧の意味に加え、後で述べるように、〈思わぬものを手に入れる〉の意に解される例も見られるようになった。本節では、〈思わぬものを手に入れ

【表3】和漢混淆文における「マウク」

作品	用法	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		計	
		会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地	会	地		
説話集	観智院本三宝絵		3							3	4					1	4			15	
	三教指帰注							1					3	1	1					6	
	古本説話集									1				1			2	1		5	
	金沢文庫本仏教説話集												2		1	2			1	6	
	沙石集				1						1			1	1	1	1	1		6	
	十訓抄	1																		1	
	打開集													1						1	
	今昔	天竺震旦	4	10	1	1			1	2	2	6			5	5	6	10		2	55
		本朝仏法	3	19	1			3			1	11			5	7	8	19	1	1	79
		本朝世俗		3				3			4	4	2	1	3	7	3	18			48
	小計	7	32	2	1	0	6	1	2	7	21	2	1	13	19	17	47	1	3	182	
		39		3		6		3		28		3		32		64		4			
軍記物語	宇治拾遺物語						2				3				3		11	1	1	21	
	延慶本平家物語		2							2	4			2	5	2	3		1	21	
	土井本太平記	1	3	1	1	2		1			1			4	2		1			17	
聞書	保元物語													1						1	
	法華百座聞書抄		2														1			3	
計		9	42	3	3	2	8	2	3	13	34	2	1	24	34	23	72	4	6	285	
		51		6		10		5		47		3		58		95		10			

注：①設置する ②敷く ③並べる ④施す ⑤具体物を移動できる状態に用意する ⑥待ち受ける ⑦妻、子供や親を持つ ⑧具体物を必要な量に用意する ⑨思わぬものを手に入れる

る)の意を⑨の意として立項し、和漢混淆文の「マウク」を①～⑨の意で分類すると、【表3】を得た。

【表3】に示したように、和漢混淆文の「マウク」は計285例のうち、①〈設置する〉の意に解される例は51例、②〈敷く〉の意に解される例は6例、③〈並べる〉の意に理解される例は10例、④〈施す〉の意に解される例は5例、⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意に解される例は47例、⑥〈待ち受ける〉の意と見られる例は3例、⑦〈妻、子供や親を持つ〉の意に理解される例は58例、⑧〈具体物を必要な量に用意する〉の意に解される例は95例、⑨〈思わぬものを手に入れる〉の意に解釈される例は10例である。次に、具体例を挙げながら、和漢混淆文の「マウク」の意味用法を説明する。

①〈設置する〉の意

①〈設置する〉の意に解される「マウク」計51例のうち、会話文に9例、地の文に42例見られる。

(35) 其レヲ便トシテ世ヲ過スニ、便リ只付キニ付テ、家ナド儲テ楽シクゾ有ケル。

(今昔・16ノ28)

(36) 家ノ人、此ノ事ヲ聞テ、弥ヨ信ヲ口(筆者注：オコ)シテ、其ノ日ヲ以テ齋会ヲ設ク。

(今昔・7ノ31)

出典：奴遂生而具言之。家中果以其日設会。(前田本冥報記・下巻)

(37) 帝王の業、万機事繁くして、百司位を設く。(土井本太平記・卷二十二)

〈設置する〉の意に解釈される「マウク」の目的語は、例(35)のような建物を表す語、例(36)のような法会を表す語、あるいは、例(37)のような官職を表す語である。

## ②〈敷く〉

②〈敷く〉の意に解される「マウク」は平安和文に例が見出されないが、和漢混淆文では、地の文、会話文それぞれ3例見られる。

(38) (牛→僧) 若シ其ノ虚実ヲ知ラムト思ハバ、我ガ為ニ座ヲ儲ケヨ。

(会) (今昔・14ノ37)

(39) 帝釈ハチ驚キテ天衣ヲカサネテ高座ヲマウケテ其上ニシテ法ヲトカシム。

(沙石集)

『今昔物語集』では、〈敷く〉の意に解釈される「マウク」は、漢文訓読調の強いとされる天竺震旦部、本朝仏法部に見られるが、和文調の強いとされる本朝世俗部に見られないことから、〈敷く〉の意は、典型的な漢文訓読的な意味であると推測される。

## ③〈並べる〉の意

③〈並べる〉の意と見られる「マウク」計10のうち、会話文に2例、地の文に8例見られる。

(40) 阿闍世王、提婆達多ガ教ヲ信ジテ、父ノ頻婆沙羅王ヲ捕ヘテ幽ニ人離タル所ニ七重ノ強キ室ヲ造テ其ノ内ニ籠置テ堅固ニ戸ヲ閉テ善ク門ヲ守ル人ヲ設テ誠云ク… (今昔・3ノ27)

(41) 長櫃ニ火多くオコシテ、疊厚ク敷タルニ、菓子食物ナド儲タル様、微妙也。

(今昔・26ノ17)

〈並べる〉の意に解釈される「マウク」は、ある場所にヒト・モノを並べる文脈に用いられている。例(40)は、七重の室の入り口で門を守る人を並べる意味である。例(41)は、火鉢にたくさんの火を起こして、疊を厚く敷き、その上に果物や菓子を並べている様子を描いている。

## ④〈施す〉の意

④〈施す〉の意に解釈される「マウク」は平安和文に見られず、会話文に2例、地の文に3例、計5例見られる。

(42) 今昔、天魔、種々ノ方便ヲ儲テ菩薩ノ成道ヲ妨ゲ奉ラムト為ト云ヘドモ、菩薩、  
芥子許モ犯サレ給フ事无シ。 (今昔・1ノ7)

(43) 駆人(ト)云(フ)ハ如来大教ヲマウケテ人天カリアツメテスクウ事也。

(三教指帰注)

『今昔物語集』では、例(42)のように、「方便」を目的語とする「マウク」は、計3例見出されるが、いずれの出典にも対応する漢文表現が見られない。ただし、大正新脩大蔵経データベース(SAT2018)を「設方便」で検索すると、328例見られる。すなわち、〈施す〉の意は仏教漢文の影響により用いられたと考えられる。

⑤ 〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意

⑤ 〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意と見られる「マウク」計47例のうち、会話文に13例、地の文に34例見られる。

(44) 南門ニ御船儲タリケレバ、無程移ラセ給ニケリ。 (延慶平家物語・第二中)

(45) 然レバ、王、数千万ノ軍兵ヲ儲テ合戦ヲ企ト云トモ、此ノ国ノ軍、数モ劣リ武  
キ事モ劣テ既ニ罰チ取ラヌベシ此ニ依テ王宮騒動シテ逃去ム事ヲ歎キ悲ム事、  
无限シ。 (今昔・3ノ15)

例(44)のような、船を目的語とする「マウク」は、『萬葉集』、平安和文にも見られ、〈具体物を移動できる状態に用意する〉の意に解釈される典型的な例である。例(45)では、王は数千万の軍兵を合戦の戦場に向かわせる(移動させる)ために用意しようとしたことが述べられている。

⑥ 〈待ち受ける〉の意

⑥ 〈待ち受ける〉の意に理解される「マウク」は会話文に2例、地の文に1例、計3例ある。

(46) (放免→男)然ラバ明日ノ夜トナム思フヲ、夜半許ニ其ノ門ノ許ニ至テ門ヲ押  
サバ、儲テ門ヲ開ヨ。 (今昔・29ノ6)

(47) 来ラント為ル敵モ人ノ体ニハ非ズ、儲ケンズル我ガ身モ亦人ノ体ニハ非ズ。

(今昔・26ノ9)

〈待ち受ける〉の意に解される「マウク」の3例は『今昔物語集』の本朝世俗部に集中しており、典型的な和文的な意味であると言える。

⑦ 〈妻、子供や親を持つ〉の意

⑦ 〈妻、子供や親を持つ〉の意に解される「マウク」計58例のうち、会話文に24例、

地の文に 34 例見られる。

(48) 打取タル侍ハ、忽ニ便有ル妻ヲ儲テ、思懸ヌ人ノ徳ヲ蒙テ、富貴ニ成テ官ニ任  
ジテ。 (今昔・16ノ37)

(49) 武蔵守タリシ時、彼国へ被下タリシニ儲ラレタリケル子ナリ。

(延慶本平家物語・第一末)

〈妻、子供や親を持つ〉の意に解される「マウク」の例は、『三教指帰注』『古本説話集』『金沢文庫本仏教説話集』『沙石集』『打聞集』『今昔物語集』『延慶本平家物語』『保元物語』『土井本太平記』と多くの作品に見られ、〈妻、子供や親を持つ〉の意は漢文訓読に関する意味のように見える。しかし、『今昔物語集』では、天竺震旦部 10 例、本朝仏法部 12 例、本朝世俗部 10 例と平均に分布している点から、〈妻、子供や親を持つ〉の意は、和文的な意味であるが、和漢混淆文にも多く用いられていると推測される。

⑧ 〈具体物を必要な量に用意する〉の意

⑧ 〈具体物を必要な量に用意する〉の意に解釈される「マウク」計 95 例のうち、会話文に 23 例、地の文に 72 例見られる。

(50) 又、物のあまりたりければ、供養を設けて、大会ををこなひつ。

(古本説話集・下・七十)

(51) 其ノ後、此ノ男国ノ内ニ知識ヲ引テ、経ノ料紙ヲ儲ク。 (今昔・14ノ9)

〈具体物を必要な量に用意する〉の意に解釈される「マウク」の目的語は、例 (50) のような「供養」、例 (51) のような「料紙」に加えて、「酒」「食」「兵」「金」などを表す語も見られる。これらの例では、「マウク」の目的語が移動する文脈が確認できず、「マウク」は〈具体物を必要な量に用意する〉の意に解釈されやすい。

⑨ 〈思わぬものを手に入れる〉の意

⑨ 〈思わぬものを手に入れる〉の意に解される「マウク」計 10 例のうち、会話文に 4 例、地の文に 6 例見られる。

(52) (男→家主) 此レハ不意ニ儲給ヘル財ニコソ有ナレ。(会) (今昔・5ノ19)

(53) ソノカミ安芸守ニテ神拝セラレケル時、巖嶋社ヨリ霊夢ヲ蒙テ儲ラレタリケル、白金ノ蛭巻シタル秘蔵ノ手錠ノ、常ニ枕ヲ放タザリケル。

(延慶本平家物語・第一末)

〈思わぬものを手に入れる〉の意に解釈される「マウク」の目的語は、すべて例 (52) の「財」、(53) の「白金ノ蛭巻シタル秘蔵ノ手錠」のように、利益をもたらすものである。

以上、和漢混淆文における「マウク」の①～⑨の意味を考察した。そのなかで、①〈設置する〉②〈敷く〉③〈並べる〉④〈施す〉の意は、訓点資料に例が見られ、漢文訓読の影響を受けて用いられたと考えられる。⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉⑥〈待ち受ける〉⑦〈妻、子供や親を持つ〉⑧〈具体物を必要な量に用意する〉の意は平安時代の意味用法がそのまま院政鎌倉時代に生き残ったものである。⑨〈思わぬものを手に入れる〉の意は院政鎌倉時代に新たに生じたものである。

## 六 おわりに

本章では、漢文の「設」の意味と、『萬葉集』の「マウク」の固有の意味をもとに、訓点資料、平安和文、和漢混淆文における「マウク」の意味用法を検討した結果、以下のようにまとめられる。

⑤〈具体物を移動できる状態に用意する〉⑥〈待ち受ける〉の意は、『萬葉集』に例があり、「マウク」の固有の意味として、平安和文と和漢混淆文に生き残ったものである。

①〈設置する〉③〈並べる〉の意は、和漢混淆文のみならず、平安和文にも例が見られ、漢文訓読的な言葉遣いをしそうな人物に用いられており、和文にも導入された漢文訓読的な意味用法と言える。

②〈敷く〉④〈施す〉の意は、平安和文に例がなく、和漢混淆文のみに例が現われ、①④と比べ、より本格的な漢文訓読的な意味用法と考えられる。

⑦〈妻、子供や親を持つ〉⑧〈具体物を必要な量に用意する〉の意は『萬葉集』に例がなく、平安時代に例があり、平安時代に新たに生じたものである。⑨〈思わぬものを手に入れる〉の意は、『萬葉集』、平安和文のいずれにも例がなく、院政鎌倉時代に新たに生じたものである。

### 【注】

1 「マウク」の語源説は、①「マクの母音ウ挿入形」とする『日本古典文学全集 萬葉集』『新編古典文学全集 萬葉集』の説、②「間受く」とする『日本古典文学大系 萬葉集』の説、③「真受く」とする『小学館古語大辞典』の説、④「マ+下二段動詞ヲク」とする間宮（1986）の説という四つ見られる。そのなかで、①「マクのウ音挿入形」の説は、「母音の連続を嫌う傾向にある上代語で、敢えてウを挿入する必然性は乏しい」と『小学館古語大辞典』（「語誌」は山口佳紀執筆）に否定されている。②「間受く」の説、③「真受く」の説はいずれも「マウク」を原形とするものである。



蔵本金光明最勝王經平安後期」／e 国宝 HP : [https://emuseum.nich.go.jp/detail?langId=ja&webView=&content\\_base\\_id=101016&content\\_part\\_id=0&content\\_pict\\_id=0](https://emuseum.nich.go.jp/detail?langId=ja&webView=&content_base_id=101016&content_part_id=0&content_pict_id=0)…「京都国立博物館蔵本千手千眼陀羅尼經平安後期」○刊行本文、索引、影印本等：[和文] 池田利夫（1964）『浜松中納言物語総索引』武蔵野書院、宇津保物語研究会（1973-1982）『宇津保物語 本文と索引』笠間書院、阪倉篤義ほか編（1974）『夜の寝覚総索引』明治書院、塚原鉄雄ほか編（1975）『狭衣物語語彙索引』笠間書院、鈴木弘道（1977）『とりかへばや物語総索引』笠間書院、高知大学人文学部国語史研究会（1985-1987）『栄花物語 本文と索引』武蔵野書院 [和漢混淆文] 山内洋一郎（1969）『古本説話集総索引』風間書房、馬淵昌子ほか編（1971-1981）『今昔物語集文節索引』笠間書院、小林芳規（1975）『法華百座聞書抄総索引』武蔵野書院、坂詰力治・見野久幸（1979）『平治物語総索引』武蔵野書院、築島裕・小林芳規（1980）『中山法華經寺蔵本三教指帰注総索引及び研究』武蔵野書院、深井一郎（1980）『慶長十年古活字本沙石集総索引』勉誠社、東辻保和（1981）『打聞集の研究と総索引』清文堂、坂詰力治・見野久幸（1981）『保元物語総索引』武蔵野書院、中央大学国語研究会（1985）『三宝絵詞自立語索引』笠間書院、山田巖・木村晟（1986）『歎異抄 本文と索引』新典社、北原保雄・小川栄一（1990～1999）『延慶本平家物語 本文と索引』勉誠社、山内洋一郎（1997）『金沢文庫本仏教説話集の研究』汲古書院、西端幸雄・志甫由紀恵（1997）『土井本太平記 本文及び語彙索引』勉誠出版 [訓点資料] 林秀一（1939）『古文孝経』貴重図書影本刊行会…「内藤乾吉蔵本古文孝経仁治二年」、田山信郎（1941）『戒律伝来記』古典保存会…「唐招提寺蔵本戒律伝来記卷上保安五年」、中田祝夫・築島裕（1953）「高山寺蔵本観弥勒上生兜率天経賛古点に関する調査報告」『国語学』11…「高山寺山田嘉造蔵本観弥勒上生兜率天経賛卷下平安初期」、武内義雄（1954）『孝文本紀』貴重古典籍刊行会…「東北大学本孝文本紀第十延久五年」、大坪併治（1954）「石山寺本蘇悉地羯羅經略疏天曆点」『島根大学論集人文科学』4…「蘇悉地羯羅經略疏天曆五年点」、曾田文雄（1959）「興聖寺本大唐西域記卷十二の朱点」『訓点語と訓点資料』11…「興聖寺本大唐西域記卷十二平安中期」、門前正彦（1968）「立本寺蔵妙法蓮華経古点」『訓点語と訓点資料』別巻四…「立本寺本妙法蓮華経六卷寛治元年」、大坪併治（1968）『訓点資料の研究』…「天理図書館・京都国立博物館本南海寄帰内法伝長和五年」、春日政治（1969）『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』勉誠社…「西大寺本金光明最勝王経十卷平安初期」、中田祝夫（1975）「金剛波若経集験記古訓考証稿」『東京教育大学大学院中田教授国語学ゼミナール』…「天理図書館金剛波若経集験記」、石塚晴通（1977）「前田日本書紀院政期点 本文篇」『北海道大学文学部紀要』25（2）…「前田育徳会本日本書紀卷十四院政期」、中田祝夫（1979）『古点本の国語学的研究 訳文篇』講談社…「石山寺本大唐西域記卷第一～八長寛元年」「石山寺妙法蓮華経玄賛」、月本雅幸（1980）「東寺蔵不動儀軌

萬寿二年点」『訓点語と訓点資料』65…「東寺金剛本最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌一帖萬寿二年」、築島裕（1981）『古辞書音義集成 金光明最勝王經音義』…「大東急記念文庫本金光明最勝王經音義承暦三年」、高山寺典籍文書綜合調査団（1984）『高山寺古訓点資料第二』東京大学出版会…「高山寺本莊子卷三十鎌倉中期」、高山寺典籍文書綜合調査団（1986）『高山寺古訓点資料第三』東京大学出版会…「高山寺本大毘盧遮那成仏經疏長保二年」、築島裕・坂詰力治・後藤剛（1988～2003）『最明寺本往生要集』汲古書院…「最明寺本往生要集院政初期」、築島裕（1991）「架蔵辨正論卷第三保安点」『古典研究会創立二十五周年記念国書漢籍論集』…「大東急記念文庫本辨正論卷三保安四年」、西崎亨（1992）『東大寺図書館蔵本「法華文句」古点の国語学的研究』桜楓社…「東大寺図書館本法華文句平安後期」、築島裕（1992）「仁和寺蔵本大毘盧遮那經疏寛治嘉保点について」『訓点語と訓点資料』88…「仁和寺大毘盧遮那成仏經疏第二帖」、築島裕（1993）「高山寺蔵大毘盧遮那成仏經疏卷第二康和五年点积文（二）」『訓点語と訓点資料』105…「高山寺本大毘盧遮那成仏經疏十九帖康和五年」、築島裕・杉谷正敏・丹治芳男（1995）『醍醐寺蔵本遊仙窟総索引』汲古書院…「醍醐寺本遊仙窟康永三年」、説話研究会（1999）『冥報記の研究 卷一・二』勉誠出版…「前田育徳会本冥報記長治二年」、高山寺典籍文書綜合調査団（2003）『高山寺古訓点資料第四』東京大学出版会…「高山寺本三教指帰卷中院政初期」【その他】正宗敦夫編纂・校訂（1954～1955）『類聚名義抄』風間書房、上代語辞典編修委員会編（1967）『時代別国語大辞典 上代篇』三省堂、築島裕（解説）（1976）『宮内庁書陵部蔵図書寮本類聚名義抄』勉誠社、中田祝夫編（1983）『古語大辞典』小学館、前田育徳会尊経閣文庫編（2000）『色葉字類抄 二 二卷本』八木書店、古典索引刊行会編（2003）『萬葉集索引』塙書房

## 第七章 まとめと課題

### 一 本研究のまとめ

本研究は、東アジア漢字文化圏を構成するものとしての漢字の意味用法がどのように中国からその周辺諸国としての日本へ浸透したかに注目し、「スナハチ」「ヒトヘニ」「アヘテ」「フサグ」「マウク」という五語を取り上げ、古代日本語において、それぞれ漢文の「即」「偏」「敢」「塞」「設」の意味用法をどのように受け継ぎ、変容させたかを調査・記述した。これらの個別の語の考察を通して、古代日本語における漢字の意味用法の受容実態を明らかにしようとした。

第一章では、漢文訓読の研究を、東アジア漢字文化圏の問題として捉えようとする背景を受けて、古代日本語における漢字の意味用法の受容実態を研究する必要性を提示した。さらに、漢文訓読語に関する用語を整理し、本研究における漢文訓読語の定義を定めた。また、先学の研究をまとめ、本研究の位置付けを述べた。

第二章では、漢文の時間副詞「即」の意味用法と比較しながら、時間量の短さを表す時間副詞「スナハチ」の文体による用法差を考察した。「即」の前件と後件との関係により、その用法を「即時発生」の用法、「継起関係」の用法、「原因条件」の用法に分けて、漢文における「即」の用法を調査したうえ、この三用法に解される「スナハチ」の例は平安和文、『今昔物語集』にも見られるかを確認した。時間副詞「スナハチ」は漢文の「即」から「即時発生」の用法、「継起関係」の用法、「原因条件」の用法という三用法をすべて継承した。和文、和漢混淆文では、「継起関係」の用法を最も多く用いる点は共通している。一方、和文では、「即時発生」の用法は「原因条件」の用法より多く用いられたが、典型的な文脈に用いられる限定がある。それに対して、「原因条件」の用法は平安和文で男性作者が想定される作品、あるいは、男性の口調を取り入れる女性作者が想定される作品に用いられた。また、「即時発生」の用法、「継起関係」の用法、「原因条件」の用法の三用法のいずれにも「スナハチ」が動詞「参る」とともに用いられる例があるため、変体漢文の影響も受けたことが推測された。和漢混淆文では、「即時発生」の用法は『今昔物語集』の天竺震旦部のみ用いられている。「原因条件」の用法は仏典の影響を受け、『今昔物語集』で「即時発生」の用法より多く使用されており、和漢混淆文に定着したことを推測した。

第三章では、『源氏物語』など和文に多く見られる副詞「ヒトヘニ」の語性を再考した。『角川古語大辞典』に従い、「ヒトヘニ」の用法を「もっぱらその行為に徹する様」「もっ

ばらその状態である様」「事の原因や目的はもっぱらそれによっている様」という三用法に分けたうえ、訓点資料、平安和文、和漢混淆文に見られる「ヒトヘニ」の用法を考察した。結果として、訓点資料の「ヒトヘニ」は、「もっぱらその行為に徹する様」「もっぱらその状態である様」「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の三用法のいずれにも例が見られ、和文や和漢混淆文の用法の源になっていると思われる。平安和文の「ヒトヘニ」の例では、「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法に解釈される例が見られない。「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解釈される例は総用例数の83%を占めており、「心理・感情に関する動詞」を修飾する傾向が見られる。そのうらに心理・感情に関する動詞を後接しやすい『白氏文集』の「偏」の影響が推測された。「もっぱらその状態である様」の用法に解釈される例は動詞、形容詞、形容動詞を修飾し、総用例数の17%を占めている。和漢混淆文の「ヒトヘニ」の例では、「もっぱらその行為に徹する様」の用法に解釈される例は総用例数の44%を占めており、主に「複数の対象の中からある対象に限定して動作を実施する」という文脈で用いられた。「もっぱらその状態である様」の用法に解釈される「ヒトヘニ」は動詞、形容詞、名詞を修飾しており、平安時代より発達し、総用例数の42%に上っている。「事の原因や目的がもっぱらそれに拠っている様」の用法に解釈される「ヒトヘニ」は名詞と動詞を修飾し、総用例数の14%を占めている。この用法は仏典によく見られる「偏依」「偏～故」「偏為」のような用語の直訳の影響を受けていると推測された。これらの考察結果に基づき、「ヒトヘニ」は、『白氏文集』など漢詩文に由来し、和文に広く用いられた語であることを指摘した。

第四章では、漢文訓読語「アヘテ～ズ」の否定強調の用法は古代日本語において、どのように発生したか、定着したかを考察した。第一節では、漢文「敢」の「意志用法」「可能用法」「謙遜用法」「反語用法」という四用法をもとに、『日本書紀』における漢字「敢」の用法を整理した。その結果として、『日本書紀』では、明確な否定強調用法の「敢」の例は見出されないが、日本古典文学大系読下文では、意志用法で用いられた漢文の「(否定辞+) 敢」を否定意志で訓読した「アヘテ～ジ/マシジ」の例では、「アヘテ」の部分は単なる否定強調用法と解されやすいことを指摘した。第二節では、和文、和漢混淆文における「アヘテ～打消表現」の意味用法の使用実態を考察した。上代の状況と比べ、中古・中世の和文や和漢混淆文では、「アヘテ」の例が多くなり、かつ否定強調用法が定着していくことが窺える。「アヘテ」のかかる打消表現の種類について、和文に「動詞未然形+助動詞ズ」「実質名詞+形容詞ナシ」しか見られないが、和漢混淆文に「名詞+ニアラズ」「動詞未然

形＋助動詞ジ・マジ」も見られ、これらはいずれも漢文訓読の影響が考えられる。「アヘテ」の否定強調を表す陳述副詞の用法は漢文に見られないが、漢文訓読文や変体漢文に見られるため、和漢混淆文を考察する指標と扱うことができることを指摘した。

第五章では、訓点資料、平安和文、和漢混淆文における「フサグ」と「フタグ」との意味用法を分析し、平安時代における両語の二形対立の内実を検討した。訓点資料においては、「フサグ」「フタグ」は意味の差がありつつ、併存していた。「フサグ」は〈穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉〈モノ・ヒトを食い止める〉〈心をいっぱいにする〉の意、「フタグ」は〈あるものを何かで覆って遮る〉の意で用いられた。これに対して、和文では、「フサグ」の例がなく、「フタグ」の例は〈あるものを何かで覆って遮る〉〈占める〉という二つの意で用いられた。同じ訓点資料の中で、「フサグ」「フタグ」が併用される例はあるが、「フサグ」は〈穴や通路などを満たして閉ざす、特に、部屋の通路である扉や視線の通路である目蓋を閉ざす〉〈モノ・ヒトを食い止める〉の意、「フタグ」は〈あるものを何かで覆って遮る〉の意に解され、意味用法の使い分けがされたことが確認できた。和漢混淆文では、「フサグ」は衰退しているが、前代の意味を踏襲しつつ、「フタグ」の〈あるものを何かで覆って遮る〉〈占める〉の意味をも担うようになり、意味の広がりが見られると推測した。これらの考察結果に基づき、「フサグ」「フタグ」のように、資料の性格にこだわらず、意味用法が異なる両語がそれぞれ訓点資料、平安和文に多く用いられたのは文体差でなく意味用法の差のためであると推測された。

第六章では、「マウク」の意味用法における「設」の影響を考察した。『萬葉集』における「マウク」「マク」「カタマク」「動詞連用形＋マク」の用例を分析し、和語「マウク」の固有の意味用法を確認し、原本系『玉篇』から漢字「設」の意味を確認した。さらに、平安時代以降の訓点資料、平安和文、和漢混淆文における「マウク」の意味用法を検討した結果、「マウク」に見られる〈設置する〉〈敷く〉〈並べる〉〈施す〉〈具体物を移動できる状態に用意する〉〈待ち受ける〉〈妻、子供や親を持つ〉〈具体物を必要な量に用意する〉〈思わぬものを手に入れる〉という九つの意味のなかで、〈具体物を移動できる状態に用意する〉〈待ち受ける〉の意は、『萬葉集』に例があり、「マウク」の固有の意味として、平安和文と和漢混淆文に生き残ったものである。〈設置する〉〈並べる〉の意は、和漢混淆文のみならず、平安和文にも例が見られ、漢文訓読的な言葉遣いをしそうな人物に用いられており、和文に導入された漢文訓読的な意味用法であると指摘した。〈敷く〉〈施す〉の

意は、平安和文に例がなく、和漢混淆文のみに例が現われ、〈設置する〉〈並べる〉の意と比べ、より本格的な漢文訓読的な意味用法であると指摘した。〈妻、子供や親を持つ〉〈具体物を必要な量に用意する〉の意は、『萬葉集』に例がなく、平安時代に例があり、平安時代に新たに生じたものである。〈思わぬものを手に入れる〉の意は、『萬葉集』、平安和文のいずれにも例がなく、院政鎌倉時代に新たに生じたものであると指摘した。

## 二 本研究の意義と今後の課題

以上のように、「スナハチ」「ヒトヘニ」「アヘテ」「フサグ」「マウク」の意味用法を史的に考察し、これらの語に対応する漢字「即」「偏」「敢」「塞」「設」の意味用法がどのように日本語に受容されたかを見てきた。本研究の結論をまとめると、古代日本語における漢字の意味用法の受容実態としては、①漢字の字義は、和文、和漢混淆文の両方に限定的に受容された場合（「設」→「マウク」）、②漢字の字義は、和文、和漢混淆文の両方に深く受容された場合（「偏」→「ヒトヘニ」）、③漢字の字義は、和文に限定的に受容されたが、和漢混淆文に深く受容された場合（「即」→「スナハチ」）、④漢字の字義は本来の意味から多少離れたが、和文に限定的に受容されたが、和漢混淆文に深く受容された場合（「敢」→「アヘテ」）、⑤漢字の字義は、和文にまったく受容されなかったが、変容して和漢混淆文に受容された場合（「塞」→「フサグ」）という五つの場合があることを指摘できると考えられる。

ただし、本研究には以下のような課題がまだ残っている。

本研究は、漢文訓読語の意味用法を和文、和漢混淆文を中心に考察してきたが、変体漢文について触れなかった。田中（2013a、2013b）は変体漢文における文体間共通語の意味用法は漢文訓読文より和文に近いと指摘している。本研究で取りあげた五つの語のうち、文体間共通語と認められる「スナハチ」「ヒトヘニ」「アヘテ」「マウク」という四語は変体漢文でどのように用いられたか、変体漢文における意味用法は確かに漢文訓読文より和文に近いかを確認する必要がある。

『源氏物語』の初出語彙や独特語彙のなかで『白氏文集』の所用漢語の訓読により造り出された語があると石塚（2005）によって指摘されている。本研究では、「ヒトヘニ」とその被訓字の「偏」の意味用法の継承関係を検討したことで、『源氏物語』など和文に多く見られる副詞「ヒトヘニ」は、『白氏文集』などの漢詩文由来の語であることを指摘した。漢文訓読語はどのように和文文章表現を支えていたかということをも明らかにするためには、

漢詩文に由来するが、和文に定着した「ヒトヘニ」以外の漢文訓読語を、さらに洗い出す必要がある。

また、本研究では、二形対立とされる語の組み合わせのなかから、「フサグ」と「フタグ」を取り上げて、両語の意味用法に同義性が認められないこと、すなわち、訓点特有語、和文語の相違点に注目し論述を展開させた。これからは、築島（1969）、大槻（2013）が指摘したように、二形対立語の共通点に注目し、二形対立という現象が発生した原因及び過程を追究すべきである<sup>1</sup>。

このほかでは、本研究では、「アヘテ～打消表現」の否定強調用法は日本的な用法であるが、その発生は漢文「敢可」などの訓読に関わる可能性があることを指摘した。漢文訓読語に見られる、漢文訓読に由来する日本的な用法を研究することで、古代日本人が漢字漢語を理解語彙としてどのように受け入れたか、さらに、漢字漢語を表現語彙としてどのように用いたかという実態を明らかにする点で意義があると考えられる。漢文訓読語の変容の研究は、今後の発展的な課題として行い続けるべきである。

漢文訓読語とその被訓字である漢字の意味用法の継承関係を検討し、漢文訓読語の意味用法は被訓字の漢字からそのまま継承したものか、漢文訓読の場で新たに生じたものか、上代の古語から受け継いだものかを明らかにすることで、漢文訓読語全体の性格の解明に意義があると考えられる。このように、古代日本語における漢字の意味用法の受容実態を明らかにすることは、表意性が強い漢字の意味用法は漢文訓読を通して、どのように中国からその周辺諸国へ浸透したか、さらに、東アジア漢字文化圏の史の実像をどのように把握するかという大きな課題の解明に意義があると考えられる。

#### 【注】

- 1 築島（1969）は、漢文訓読語と和文語との対立がどのような原因によって生じたかについて、未だ必ずしも十分に解明されていないと述べている。また、大槻（2013）は、その（筆者注：漢文訓読文と和文の）文体論的差異がなぜ・いつ・どのようにもたらされたのかが問題であろう。また、和文語・訓読語については、違いがあるからこそ問題とされたのではあるが、共通部分も多い。今後は、両者の差異を前提とするのではなく、その意味するところを掘り下げていく必要があると述べている。

## 参考文献

- 山田 孝雄 (1928~1937) 『萬葉集講義』宝文館  
—— (1930) 『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』宝文館  
—— (1954) 『平家物語の語法 下』宝文館
- 佐佐木信綱・佐竹昭広・廣瀬捨三編 (1931~1932) 『校本萬葉集』岩波書店 (1994~1995刊の第4刷新增補版によった)
- 裴 学海 (1935) 『古書虚字集积』(1996刊の上海書店本によった)
- 春日 政治 (1936) 「和漢の混淆」『国語・国文』6 (10)、pp.1-33  
—— (1949) 『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 研究篇』
- 山田 巖 (1941) 「今昔物語集に於ける和漢両文脈の混在について」『国語と国文学』18 (10)、pp.1220-1234
- 堀田 要治 (1941) 「「如シ」と「様ナリ」とから見た今昔物語集の文章」『国語と国文学』18 (10)、pp.1235-1253
- 遠藤 嘉基 (1952) 『訓点資料と訓点語の研究』京都大学文学部国語学国文学研究室国文学会  
—— (1956) 「貫之の『文体と表現意識』：土佐日記の文章を通して」『京都大学文学部研究紀要』4、pp.745-761
- 中田 祝夫 (1954) 『古点本の国語学的研究 総論篇』初版、講談社
- 大坪 併治 (1954) 「石山寺本蘇悉地羯羅経略疏天曆点」『島根大学論集人文科学』4、pp.125-146
- 蜂矢 宣朗 (1955) 「卷十九」『萬葉集大成 卷四』平凡社、pp.342-343
- 春日 和男 (1958) 「大坪併治氏の「小川本願経四分律古点」」『国語学』35、pp.105-112
- 築島 裕 (1963) 『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会  
—— (1969) 『平安時代語新論』東京大学出版会  
—— (1970) 「訓点語彙と和文語彙」『文学・語学』57、pp.25-36  
—— (1983) 「上代語と平安時代漢文訓読語との関係について」『萬葉』114、pp.1-15  
—— (1992) 「平安時代の訓点資料に見える「和文特有語」について」『文化言語学—その提言と—建設』三省堂、pp.39-56  
—— (2001) 「訓点語研究史」『訓点語辞典』(執筆項目)東京堂出版、p.2-21  
—— (2007~2009) 『訓点語彙集成』汲古書院
- 小林 芳規 (1964) 「萬葉集における漢文訓読語の影響」『国語学』58、pp.23-47：小林

- 芳規（1967）『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会
- （1967）『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会
- （1970）「日本書紀における大江家の訓読について」『国学院雑誌』71（11）、pp.247-261
- 曾田 文雄（1974）「物語の型と漢文訓読語」『訓点語と訓点資料』54、pp.189-197
- 阪倉 篤義（1975）『文章と表現』角川書店
- 中村 宗彦編（1976）『詩語解・文語解並に索引』大谷女子大学出版部、p.145
- 原田 芳起（1977）『宇津保物語研究 考説編』風間書房
- 杉本 一樹（1981）「栄花物語正篇の構造について」『平安時代の歴史と文学・歴史編』吉川弘文館pp.309-330
- 平山 久雄（1982）「森博達氏の日本書紀α群原音依拠説について」『国語学』128、pp.18-27
- 田中 敏生（1983）「否定述語・不確定述語の作用面と対象面—陳述副詞の呼応の内実を求めて—」『日本語学』2（10）、pp.77-89
- 菊池由紀子（1983）「もっばら」『講座日本語の語彙 語誌Ⅲ』明治書院、pp.294-300
- 西嶋 定生（1983）『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会
- 関 一雄（1983）「宇治拾遺物語の「和文語」動詞と「訓読語」動詞の一考察—中古仮名文学用語の性格に関する一試論」『山口国文』6、pp.20-29
- （1993）『平安時代和文語の研究』笠間書院、pp.256-257
- （2009）『平安物語の動画的表現と役柄語』笠間書院
- 松村 博司（1984）「『栄花物語』『大鏡』の原型をめぐって」『文学・語学』102、pp.24-31
- 奥村 悦三（1985）「和語、訓読語、翻読語」『萬葉』121、pp.30-41
- （2017）『古代日本語をよむ』和泉書院
- 峰岸 明（1986）『平安時代古記録の国語学的研究』東京大学出版会
- 間宮 厚司（1986）「マウク（設・儲）の語源について」『学習院大学上代文学研究』11、pp.6-14
- 三浦 吉明（1986）「「不敬（あへて...ず）」の解釈について」『漢文教室』154、pp.22-25
- 吉儀 寿雄（1987）「「不敬」について」『漢文教室』156、pp.30-34
- 東辻 保和（1987）「鎌倉時代和文について」『鎌倉時代語研究』10、pp.41-71
- 井上 親雄（1988）「西方指南抄における打消の助動詞—連体形・已然形の用い方—」『鎌倉時代語研究』11号、pp.114-135
- 小島 憲之（1988）『上代日本文学と中国文学：出典論を中心とする比較文学的考察』塙書房

- 山口 佳紀 (1989) 「萬葉集の用語と上代漢文訓読語—副詞についての考察」『論集上代文学』17、pp.125-146
- 田中 牧郎 (1990) 「平安和文の中の漢文訓読語をめぐって—「訓点特有語」とされる動詞の一考察—」『学苑』602、pp.145-157
- 木田 章義 (1992) 「森博達著『古代の音韻と日本書紀の成立』」『国語と国文学』69 (9)、pp.63-67
- 藤井 俊博 (1993) 「今昔物語集の文体と法華験記—「更ニ無シ」をめぐって」『国語学』173、pp.1-14
- (2016) 「「べし」の否定形式の主観的用法 —否定推量の発生と定着—」『日本語文法史研究 3』ひつじ書房、pp.65-89
- (2018) 「『萬葉集』における連文の翻読語：「春さりくれば」「春されば」の解釈におよぶ」『人文学』202、pp.59-105
- 林 史典 (1997) 「森博達著『古代の音韻と日本書紀の成立』」『国語学』188、pp.29-35
- 金子 彰 (1998) 「鎌倉時代の仏教者の語彙について：法然と親鸞の仮名書状に見られる和文語と漢文訓読語」『東京女子大学比較文化研究所紀要』59、pp.1-15
- (1999) 「平安末期と鎌倉中期の女性仮名書状の語彙について：為房妻、恵信尼、西方指南抄の和文語と漢文訓読語」『日本文学』91、pp.1-21
- (2000) 「西方指南抄の漢文訓読語について：書状掲載語彙の性差、有識差の視点から」『鎌倉時代語研究』23、pp.341-356
- 山口 康子 (1998) 「『今昔物語集』の「即」：主として文体印象とのかかわりについて」『長崎大学教育学部人文科学研究報告』56、pp.17-31
- 森 博達 (1999) 『日本書紀の謎を解く：述作者は誰か』中央公論新社
- 中国社会科学院語言研究所古代漢語研究室編 (1999) 『古代漢語虚詞詞典』商務印書館
- 月本 雅幸 (2001) 「訓点語法研究法」『訓点語辞典』（執筆項目）東京堂出版、pp.21-28
- 斎藤 文俊 (2001) 「アヘテ…ズ（不敢）」『訓点語辞典』（執筆項目）東京堂出版、pp.233-234
- 斎藤菜穂子 (2002) 「蜻蛉日記下巻における漢文的表現—兼家との関係の相対化へ—」『国文学研究』137、pp.33-43
- 高山 倫明 (2003) 「字音声調と日本語のアクセント」『国語学』54 (3)、pp.16-29
- 土居裕美子 (2005) 「平安鎌倉時代における「まうく」「かまふ」の意味用法」『日本語文化研究』8、pp.13-26
- 石塚 晴通 (2005) 「日本語表現の原動力としての漢文訓読」『比較に本研究センター研

究年報』1、pp.75-80

- 内田 賢徳 (2005) 『上代日本語表現と訓詁』 塙書房
- 山本 真吾 (2006) 「平安時代に於ける「しきり(頻)」の意味用法について」『国語語彙史の研究』25、pp.69-86
- (2013) 「「きらふ」続貂—宣命の言葉と漢文訓読語—」『国語語彙史の研究』32、和泉書院
- (2016) 「文体史はいかに可能か」『日本語史叙述の方法』pp.265-289
- (2017) 「訓点特有語と漢字仮名交じり文：延慶本平家物語の仮名書き訓点特有語をめぐる」『訓点語と訓点資料』139、pp.1-27
- (2019) 「「訓点特有語形」と和漢混淆文」『文学・語学』pp.120-131
- (2021) 「平安鎌倉時代における「きらぎらし」の意味用法と位相：訓点語と歌評用語」『日本文学』117、pp.5-23
- 森脇 茂秀 (2006) 「中古仮名文における漢文訓読語「ごとし」の意味用法について」『語文研究』100、pp.1-14
- 山崎 貞子 (2007) 「古代語の副詞「すなはち」の考察—「即」との比較から」『横浜国大言語研究』10、pp.15 - 29
- 小倉 健太 (2008) 「上代における下二段活用動詞「アフ」及び「アヘテ」の意味・用法について—「動詞連用形+接続助詞テ」型副詞の典型としての考察」『国文学攷』199、pp.17-34
- ジスク・マシュー (2009) 「和語に対する漢字の影響—「写」字と「うつす」の関係を一例に—」10、pp.6-45頁、日本漢字能力検定協会
- (2010) 「意味の上の漢文訓読語—和語「あらはす」に対する漢字「著」の意味的影響」『訓点語と訓点資料』125、pp.
- (2012) 「啓蒙表現における漢字を媒介とした意味借用—和語「あかす」の意味変化過程における「明」字の影響」『国語文字史の研究』13
- (2015) 「漢字・漢文を媒介とした言語借用形式の分類と借用要因」『日本語語彙へのアプローチ』おうふう
- (2017) 「和語の書記行為表現「のる」「のす」の成立をめぐる」『訓点語と訓点資料』139
- (2021) 漢字文化研究所連続講座シリーズ第7弾「古代日本と漢字」講演資料、pp.1-61

- 近藤 泰弘 (2011) 「平安時代の漢文訓読語の分類」『訓点語と訓点資料』127、pp.120-131
- 佐藤道生・柳澤良一 (2011) 『和歌文学大系 和漢朗詠集／新撰朗詠集』明治書院
- 井上 亘 (2011) 「『日本書紀』の謎は解けたか」『日本書紀の謎と聖徳太子』平凡社、pp.71-115
- 斎藤 文俊 (2001) 「アヘテ…ズ (不致)」『訓点語辞典』(執筆項目)、東京堂出版、pp.233-234
- 大槻 信 (2013) 「語彙史」『国語史を学ぶ人のために』世界思想社、pp.71-98
- 田中 草大 (2013a) 「変体漢文の語彙の性格について：文体間共通語「オドロク」の用法調査による」『訓点語と訓点資料』130、pp.87-102：田中草大 (2019) 『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版
- (2013b) 「変体漢文の文体的性格を測る手段について：形容詞ヒサシと形容動詞ワヅカナリを例に」『日本語学論集』9、pp.29-52：田中草大 (2019) 『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版
- 李 長波 (2014) 「『今昔物語集』の比較文体史的考察 —訓点語「来タル」と翻訳語を中心に—」『類型学研究』4、pp.58-59
- 小助川貞次 (2015) 「漢文訓読の多面的意義」『JSL 漢字学習研究会誌』7、pp.56-65
- (2021) 「訓点研究「超」入門」加藤重広、岡墻裕剛編『日本語文字論の挑戦：表記・文字・文献を考えるための17章』勉誠出版、pp.92-115
- (2022) 「外国語が変えた日本語語彙 (訓点語)：漢文の訓読によりて伝えられたる「誤報」」『日本語学』41 (2)、pp.100-107
- 鳴海 伸一 (2016) 「語史研究の方法」『日本語語史叙述の方法』ひつじ書房、pp.235-263
- 佃 収 (2016) 「『日本書紀』は『日本紀』の改竄：森博達氏の『α群』『β群』による検証」『古代文化を考える』68、pp.387-425
- 大川 孔明 (2017) 「和漢の対立から見た平安鎌倉時代の文学作品の文体類型」『訓点語と訓点資料』139、pp.88-108
- 楊 瓊 (2017a) 「原因理由の接続表現「により (て)」について—その文法化と文体とのかかわり—」『日本言語文化研究』21、pp.21-43
- (2017b) 「原因理由を表す「によりて」について—漢文訓読の影響をめぐって—」『表現研究』106、pp.38-47
- 宇都宮啓吾 (2021) 「日本の訓読の歴史」『東アジア文化講座2 漢字を使った文化はどう広がっていたのか：東アジアの漢字漢文文化圏』文学通信、pp.129-142

## 初出一覧

本研究はすでに発表した論文および口頭発表に基づくものであるが、適宜加筆・修正を加えたり、内容を大幅に書き直したりするところがある。以下に、章ごとにその初出となった論文・口頭発表を示す。

### 第一章 本研究の目的と方法

- ・書下ろし

### 第二章 「即」から時間副詞「スナハチ」へ

- ・「「即」から時間副詞「スナハチ」へ：和文体と和漢混淆文での受容を中心に」『同志社国文学』91、pp.85-100（2019年12月）

### 第三章 「偏」から副詞「ヒトヘニ」へ

- ・「副詞「ヒトヘニ」の用法と文体」『同志社国文学』94、pp.67-81（2021年3月）

### 第四章 「敢」から副詞「アヘテ」へ

- ・「『日本書紀』における「敢」の用法について」『同志社日本語研究』22、pp.1-13（2019年12月）
- ・「否定強調を表す「アヘテ～打消表現」について」『日本言語文化研究』24、pp.1-27（2020年8月）

### 第五章 「塞」から動詞「フサグ」へ

- ・「「フサグ」と「フタグ」の用法と文体」『同志社国文学』97、pp.28-42（2022年12月）

### 第六章 「設」から動詞「マウク」へ

- ・「和語「マウク」の意味用法における漢字「設」の影響」2022年度春季同志社大学国文学総会・研究発表会（2022年6月19日 於：同志社大学）

### 第七章 まとめと課題

- ・書下ろし